

号外第3

# 横浜市報

発行日  
5日  
15日  
25日

横浜市中区港町1丁目1番地  
発行所 横浜市役所

## 目次

### 【規則】

- △横浜市生活環境の保全等に関する条例の施行期日を定める規則..... 1
- △横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則..... 1

## 規則

横浜市生活環境の保全等に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成15年3月7日

横浜市長 中田 宏

横浜市規則第16号

横浜市生活環境の保全等に関する条例の施行期日を定める規則  
横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）は、平成15年4月1日から施行する。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則をここに公布する

平成15年3月7日

横浜市長 中田 宏

横浜市規則第17号

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則

### 目次

#### 第1章 総則（第1条～第5条）

#### 第2章 指定事業所の設置等の手続等

##### 第1節 指定事業所の設置の許可等（第6条～第22条）

##### 第2節 環境配慮書の提出（第23条・第24条）

##### 第3節 環境管理事業所（第25条～第30条）

#### 第3章 事業所における公害の防止

##### 第1節 大気の汚染及び悪臭の防止（第31条～第33条）

##### 第2節 水質の汚濁の防止（第34条～第37条）

##### 第3節 韻音及び振動の防止（第38条～第41条）

#### 第4章 事業所における環境への負荷の低減（第42条）

#### 第5章 特定行為の制限等

##### 第1節 屋外燃焼行為の制限（第43条）

##### 第2節 炭化水素系物質を使用する作業の制限等（第44条・第45条）

##### 第3節 船舶からの排煙の排出の制限（第46条）

##### 第4節 拡声機騒音の規制（第47条・第48条）

##### 第5節 飲食店等における夜間騒音の防止（第49条～第53条）

#### 第6章 地下水、土壤及び地盤環境の保全

- 第1節 地下水の水質の浄化対策（第54条～第56条）
- 第2節 特定廃棄物処分場敷地等の適正管理（第57条～第60条）
- 第3節 地下水の採取による地盤の沈下の防止（第61条～第67条）
- 第7章 特定行為等に係る公害の防止**
- 第1節 特定小規模施設の排煙による大気の汚染の防止（第68条・第69条）
- 第2節 石綿排出作業による大気の汚染の防止（第70条～第72条）
- 第3節 焼却施設の解体工事による大気の汚染の防止（第73条・第74条）
- 第4節 工事排水による水質の汚濁の防止（第75条）
- 第5節 屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止（第76条）
- 第6節 掘削作業による地盤の沈下の防止（第77条～第79条）
- 第7節 小規模揚水施設に係る地下水の採取による地盤の沈下の防止（第80条～第82条）
- 第8章 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減
- 第1節 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減（第83条・第84条）
- 第2節 特定低公害車の導入等（第85条・第86条）
- 第3節 自動車の駐車時における原動機の停止等（第87条・第88条）
- 第9章 地球環境の保全
- 第1節 温室効果ガスの排出の抑制（第89条）
- 第2節 フロン類の排出の抑制（第90条）
- 第10章 非常時の措置（第91条）
- 第11章 環境保全協定の締結（第92条）
- 第12章 雜則（第93条・第94条）
- 附則**
- 第1章 総則
- （趣旨）
- 第1条 この規則は、横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
- （定義）
- 第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。
- （指定作業）
- 第3条 条例第2条第4号に規定する規則で定める作業は、別表第1の条例別表の作業の欄に掲げる作業ごとに同表の作業の内容の欄に掲げる作業（当該作業の一部のみを行う場合のその作業又は当該作業と密接に関連する作業を含む。以下「指定作業」という。）とする。
- （排煙指定物質）
- 第4条 条例第2条第10号オに規定する規則で定める物質は、次に

掲げる物質とする。

- (1) カドミウム及びその化合物
- (2) 塩素及び塩化水素
- (3) ふっ素、弗化水素及び弗化珪素
- (4) 鉛及びその化合物
- (5) アンモニア
- (6) シアン化合物
- (7) 硝酸化合物
- (8) 二酸化硫黄
- (9) 硫化水素  
(粒子状物質)

**第5条** 条例第2条第10号キに規定する規則で定める物質は、ばいじん並びに硫黄化合物、窒素化合物及び塩化水素から生成される粒子状の物質（第84条第3項を除き、以下「粒子状物質」という。）とする。

## 第2章 指定事業所の設置等の手続

### 第1節 指定事業所の設置の許可等

（指定施設）

**第6条** 条例第3条第2項第8号に規定する規則で定める施設は、別表第1の条例別表の作業の欄に掲げる作業ごとに同表の施設の欄に掲げる施設とする。

（設置許可申請書の記載事項）

**第7条** 条例第3条第2項第14号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定事業所における自動車の出入口の位置
- (2) その他市長が必要と認める事項  
(設置許可申請書等)

**第8条** 条例第3条第2項に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 指定事業所設置許可申請書（第1号様式）
- (2) 指定事業所概要書（第2号様式）
- (3) 公害防止方法計画書（第3号様式）  
(提出書類の一部省略)

**第9条** 条例第3条第2項ただし書に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、省略することができる事項はそれぞれ当該各号に掲げる事項とする。

- (1) 指定事業所が条例別表に掲げる作業のうち指定作業と指定作業以外の作業を併せて行う場合 指定作業以外の作業に係る条例第3条第2項第7号から第14号までに掲げる事項
- (2) 統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件（平成14年総務省告示第139号。以下「日本標準産業分類表」という。）に定める農業（耕種農業（もやし栽培農業を除く。）及び畜産農業（養蚕農業を除く。）に限る。）、建設業、電気業（発電所を除く。）、ガス業（ガス製造工場を除く。）、水道業（下水道業に係る終末処理場を除く。）、情報通信業（新聞業及び出版業を除く。）、運輸業、卸売・小売業（再生資源卸売業に限る。）、医療、福祉（保健衛生に限る。）及びサービス業（他に分類されないもの）（自動車整備業、機械修理業（電気機械器具を除く。）、電気機械器具修理業、し尿処分業に係るし尿処分場、一般廃棄物処理業に係る廃棄物処理場、産業廃棄物処理業に係る廃棄物処理場、死亡獣畜取扱業に係る死亡獣畜取扱場及び畜場に限る。）に係る指定事業所を設置しようとする者とする。

、産業廃棄物処理業に係る廃棄物処理場、死亡獣畜取扱業に係る死亡獣畜取扱場及び畜場を除く。）に係る指定事業所が、別表第1の施設の欄に掲げる施設のうち次に掲げる施設のみを設置する場合 条例第3条第2項第5号から第14号までに掲げる事項のうち当該施設と直接関連することのない事項

ア 別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉又はし尿処理施設  
イ 別表第1の61の項に掲げるボイラー又は冷暖房施設  
(周囲の状況から設置の制約を受ける施設等)

**第10条** 条例第4条第1項第3号に規定する規則で定める施設は、生コンクリートプラントとする。ただし、容量が0.3立方メートル未満の生コンクリートプラント及び生コンクリートプラントを設置する指定事業所内でコンクリート二次製品を製造するためのみ設置される当該生コンクリートプラントを除く。

2 条例第4条第1項第3号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 自動車の出入口が2車線以上の道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいう。以下同じ。）で、歩道と車道との区別があり、かつ、舗装がなされているものに接していること。
- (2) 自動車の出入口が道路に接する部分の状況が当該出入口の接する道路の交通に支障を及ぼさないものであること。  
(表示板の掲示等)

**第11条** 条例第6条第1項の規定により表示板を掲示しなければならない者は、日本標準産業分類表に定める農業（もやし栽培農業に限る。）、製造業、電気業（発電所に限る。）、ガス業（ガス製造工場に限る。）、水道業（下水道業に係る終末処理場に限る。）、情報通信業（新聞業及び出版業に限る。）、卸売・小売業（再生資源卸売業に限る。）、医療、福祉（保健衛生に限る。）及びサービス業（他に分類されないもの）（自動車整備業、機械修理業（電気機械器具を除く。）、電気機械器具修理業、し尿処分業に係るし尿処分場、一般廃棄物処理業に係る廃棄物処理場、産業廃棄物処理業に係る廃棄物処理場、死亡獣畜取扱業に係る死亡獣畜取扱場及び畜場に限る。）に係る指定事業所を設置しようとする者とする。

2 条例第6条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定事業所の名称及び所在地
- (2) 条例第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号
- (3) 指定事業所の業種
- (4) 指定事業所の所在地の区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域又は市街化調整区域の区分及び同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の区分をいう。）

(5) 指定事業所に係る公害防止担当部課及び公害防止責任者

3 条例第6条第1項の規定による表示板の掲示は、表示板（第4号様式）により行うものとする。

（事業開始届出書）

**第12条** 条例第7条の規定による届出は、指定事業所事業開始届出書（第5号様式）により行うものとする。

（変更の許可）

**第13条** 条例第8条第1項に規定する公害の防止上重要なものとし

<p>て規則で定める変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 指定事業所（第10条第1項の施設を設置するものに限る。）における自動車の出入口の位置の変更（出入口が異なる道路に接することとなる場合に限る。）</p> <p>(2) 指定作業を行う建物の設置、移設、除去又は規模若しくは構造の変更</p> <p>(3) 指定作業の追加</p> <p>(4) 指定施設の設置（形式、規模及び能力が同一である施設と交換して設置する場合を除く。）</p> <p>(5) 別表第1の68の項に掲げる貯蔵施設において保管する物質の変更</p> <p>(6) 公害の防止のための装置（建物その他の工作物であって公害の防止の用に供するものを含む。）の設置、構造の変更（規模又は能力の変更を伴う場合に限る。）、使用方法の変更、使用的の廃止又は除却</p> <p>(7) 排煙指定物質、第35条に掲げる物質及び別表第4の2の(1)の表に掲げる物質を含有する原材料又は触媒その他の消耗資材の新たな使用</p> <p>2 条例第8条第1項の規定による許可の申請は、次に掲げる書類により行うものとする。ただし、第3号に掲げる書類は、前項各号に掲げる変更をすることにより公害の防止の方法を変更することとなる場合には、その提出を省略することができる。</p> <p>(1) 指定事業所に係る変更許可申請書（第6号様式）</p> <p>(2) 指定事業所に係る変更概要書（第7号様式）</p> <p>(3) 公害防止方法変更計画書（第8号様式）</p> <p>（変更完了届出書）</p> <p>第14条 条例第8条第2項の規定による届出は、指定事業所に係る変更完了届出書（第9号様式）により行うものとする。</p> <p>（変更計画中止届出書）</p> <p>第15条 条例第8条第3項の規定による届出は、指定事業所に係る変更計画中止届出書（第10号様式）により行うものとする。</p> <p>（変更の事前届出）</p> <p>第16条 条例第9条第1項に規定する規則で定める変更は、次に掲げる変更とする。</p> <p>(1) 指定事業所の敷地の境界線の変更</p> <p>(2) 指定施設の構造の変更（規模又は能力の変更を伴う場合（指定施設が指定施設に該当しなくなる場合を除く。）に限る。）</p> <p>(3) 指定施設の配置の変更（指定事業所から発生する騒音又は振動が増大する場合に限る。）</p> <p>(4) 指定施設の使用時間の変更（別表第13又は別表第14に定める許容限度のより小さい数値が適用されることとなる場合に限る。）</p> <p>(5) 指定施設に係る燃料の種類又は使用量の変更</p> <p>(6) 別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉において焼却する物の種類又は量の変更</p> <p>(7) 煙突の構造の変更</p> <p>(8) 排水の系統の変更</p> <p>(9) 排水の排出先の変更（第18条第1項第4号に掲げる場合を除く。）</p> <p>2 条例第9条第1項の規定による届出は、指定事業所に係る変更計画届出書（第11号様式）により行うものとする。</p> <p>（変更の日の締上げ）</p>	<p>第17条 市長は、条例第9条第1項の規定による届出があった場合において、公害の防止上支障がないと認めるときは、当該届出した事業者の申請に基づき、当該届出に係る変更の日の締上げを認めることができる。</p> <p>2 前項の申請は、指定事業所に係る変更計画早期着手申請書（第12号様式）により行うものとする。</p> <p>（変更の事後届出）</p> <p>第18条 条例第10条第2項に規定する規則で定める変更は、次に掲げる変更とする。</p> <p>(1) 指定作業の一部の廃止（指定事業所の廃止に伴う廃止を除く。）</p> <p>(2) 指定施設の使用の廃止又は除却（指定事業所の排水量の変更により指定施設が指定施設に該当しなくなった場合を含み、指定事業所の廃止に伴う使用の廃止又は除却を除く。）</p> <p>(3) 指定施設の構造の変更（規模又は能力の変更を伴う場合で指定施設が指定施設に該当しなくなったときに限る。）</p> <p>(4) 排水の排出先の変更（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場（以下「終末処理場」という。）を設置している水路への変更（当該変更により指定事業所が指定事業所に該当しなくなった場合を除く。）に限る。）</p> <p>2 条例第10条の規定による届出は、指定事業所に係る変更届出書（第13号様式）により行うものとする。</p> <p>（指定事業所の変更手続に関する特例）</p> <p>第19条 条例第3条第1項の規定による許可を受けた者が条例第36条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該指定事業所における排煙、粉じん、悪臭、排水、騒音若しくは振動の処理の方法、施設等の構造又は作業の方法の改善、施設等の除却、原材料等の撤去その他必要な措置をとるべきことを命ぜられたことにより当該指定事業所に係る事項を変更することとなった場合においては、第13条から前条までの規定は、適用しない。</p> <p>（地位承継届出書）</p> <p>第20条 条例第11条第3項の規定による届出は、指定事業所に係る地位承継届出書（第14号様式）により行うものとする。</p> <p>（指定事業所廃止等届出書）</p> <p>第21条 条例第12条の規定による届出は、指定事業所廃止等届出書（第15号様式）により行うものとする。</p> <p>（既設の指定事業所に係る届出）</p> <p>第22条 条例第15条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 公害の防止の方法の現況</p> <p>(2) 指定事業所における自動車の出入口の位置</p> <p>(3) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 条例第15条第2項の規定による届出をする指定事業所は、同項の届出を行ふに当たり、当該指定事業所で行われる作業又は当該指定事業所が第9条各号に該当する場合にあっては、当該各号に掲げる事項を省略することができる。</p> <p>3 条例第15条第2項の規定による届出は、指定事業所現況届出書（第16号様式）により行うものとする。</p> <p>第2節 環境配慮書の提出 （環境配慮書の提出を要する指定事業所）</p>
--	--

第23条 条例第16条第1項に規定する規則で定める指定事業所は、次に掲げる指定事業所とする。

- (1) 常時雇用する従業員の数が50人以上の指定事業所
- (2) 常時雇用する従業員の数が50人未満の指定事業所のうち、建築物の床面積の合計が3,000平方メートル以上である指定事業所又は百貨店若しくはマーケット(生鮮食料品を販売するものに限る。以下同じ。)であってその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満である指定事業所(ボイラー、冷暖房施設及び尿処理施設以外の指定施設を設置していないこれらの指定事業所を除く。)

2 条例第16条第1項の規定により提出する環境配慮書は、前項第1号に掲げる指定事業所にあっては同条第1項各号に掲げる事項に係る環境配慮書とし、前項第2号に掲げる指定事業所にあっては同条第1項第3号から第7号までに掲げる事項(同項第3号に掲げる事項については、第85条第1項に規定する自動車を30台以上自己の事業の用に供する事業所に限る。)に係る環境配慮書とする。

#### (変更許可申請時の環境配慮書の提出)

第24条 条例第16条第2項の規定による環境配慮書の提出は、前項第1号に掲げる指定事業所にあっては条例第16条第1項各号に掲げる事項、前項第2号に掲げる指定事業所にあっては条例第16条第1項第3号から第7号までに掲げる事項(同項第3号に掲げる事項については、第85条第1項に規定する自動車を30台以上自己の事業の用に供する事業所に限る。)について、当該指定事業所が行おうとする変更の内容に関して配慮した内容(条例第16条第1項第6号に掲げる事項については、環境配慮書を提出する時点における内容)を記載した環境配慮書を提出することにより行うものとする。

### 第3節 環境管理事業所

#### (環境管理事業所の認定の基準)

第25条 条例第18条第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定事業所が、日本工業規格(以下「規格」という。)Q14001に定める環境マネジメントシステムを実施しているものとして、財團法人日本適合性認定協会又は同協会と同等と認められる外国の認定機関で市長が指定するものの認定を受けた環境マネジメントシステム審査登録機関に登録されていること。
- (2) 指定事業所において、条例第27条及び第30条に定めるところにより、排煙及び排水の測定がなされていること。
- (3) 指定事業所において、次に掲げる事故が発生した場合は、当該事故が発生した日から3年以上経過していること。
  - ア 硫黄酸化物、窒素酸化物、炭化水素系物質、ばいじん、排煙指定物質又は排水指定物質が指定事業所の外部に漏えいしたことにより、周辺住民等に対し健康被害又は経済的被害を及ぼしたものと認められる事故
  - イ 事故の発生原因、発生状況、措置状況等から判断して、事業所における環境に係る管理体制の重大な欠陥に起因したものと認められる事故
- (4) 施設等の構造又は作業の方法の改善、施設等の除却、原材料等の撤去その他の公害を除去するための措置が特に必要な指定事業所であると認められないこと。
- (5) 条例第155条の規定による優良事業者の認定を受けていること。

と。

(環境管理事業所認定申請書の記載事項等)

第26条 条例第18条第2項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前条第1号の登録をした環境マネジメントシステム審査登録機関の名称、登録番号、登録の有効期限及び登録の範囲
- (2) 第33条第1項の事業者にあっては、条例第27条の測定の結果(第33条第2項第2号に規定する窒素酸化物の濃度の常時測定の結果については、その概要)
- (3) 排水の量が第37条第1項に規定する量以上である事業者にあっては、条例第30条の測定の結果

2 条例第18条第2項に規定する申請書には、前条第1号の登録を証する書面を添付するものとする。

(環境管理事業所認定申請書)

第27条 条例第18条第2項の規定による申請は、環境管理事業所認定申請書(第17号様式)により行うものとする。

(欠格事項に係る法律)

第28条 条例第19条第1号に規定する規則で定める法律は、次に掲げる法律とする。

- (1) 工業用水法(昭和31年法律第146号)
- (2) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)
- (3) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- (5) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)
- (6) 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)
- (7) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)
- (8) 振動規制法(昭和51年法律第64号)
- (9) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)
- (10) ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)
- (11) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号)
- (12) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)
- (13) 土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)

(環境管理事業所の公表)

第29条 条例第20条の規定による公表は、環境管理事業所に係る同条各号に掲げる事項を記載した書面を、環境保全局公害対策部環境管理課に備え置くことにより行うものとする。

(環境管理事業所に係る変更届出書)

第30条 条例第21条の規定による届出は、環境管理事業所に係る変更届出書(第18号様式)により行うものとする。

### 第3章 事業所における公害の防止

#### 第1節 大気の汚染及び悪臭の防止

(大気の汚染及び悪臭の防止に関する規制基準)

第31条 条例第25条第1項第1号アの規制基準は、別表第2のとおりとする。

2 条例第25条第1項第1号イの規制基準は、別表第3のとおりとする。

3 条例第25条第1項第1号ウの規制基準は、別表第4のとおりとする。

4 条例第25条第1項第1号エの規制基準は、別表第5のとおりとする。

5 条例第25条第1項第1号オの規制基準は、別表第6のとおりとする。

6 条例第25条第1項第1号カの規制基準は、別表第7のとおりとする。

7 条例第25条第1項第1号キに規定する規則で定める物質は粒子状物質とし、同号キの規制基準は別表第8のとおりとする。

8 条例第25条第1項第2号の規制基準は、別表第9のとおりとする。

9 条例第25条第1項第3号の規制基準は、別表第10のとおりとする。

(住居系地域において禁止される行為)

第32条 条例第28条第1項の規定により規則で指定する行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器、<sup>ひだ</sup>膜若しくは羽毛を直接加工して行う皮革、油脂、にかわ、肥料又は飼料の製造

(2) フィッシュソリュブルを原料とする吸着飼料の製造

(排煙の測定)

第33条 条例第27条に規定する規則で定める事業者は、次に掲げる事業者とする。

(1) 燃料（ガス燃料を除く。以下この号及び次項第1号において同じ。）の燃焼により硫黄酸化物（条例第2条第10号アに定める硫黄酸化物に限る。以下この条及び別表第2において同じ。）を発生する指定施設を使用する指定事業所の事業者及び燃料以外の物の燃焼により硫黄酸化物を発生する指定施設（排出ガス量（温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量とする。以下同じ。）が10,000立方メートル未満であり、かつ、排煙脱硫設備を設置していない施設を除く。）を使用する指定事業所の事業者

(2) 窒素酸化物（条例第2条第10号イに定める窒素酸化物に限る。以下この条及び別表第3において同じ。）を発生する排煙発生施設（大気汚染防止法第2条第2項に規定する施設（以下「ばい煙発生施設」という。）及び廃ガス燃焼施設（補助燃料を使用する魔ガス燃焼施設であって当該補助燃料用のバーナーの重油換算燃焼能力（燃焼することができる燃料の量を別表第1備考に定める方法により重油の量に換算したもの）をいう。以下同じ。）が1時間当たり50リットル以上であるものに限る。）をいう。以下同じ。）を使用する指定事業所の事業者

(3) 排煙指定物質又は別表第4の2の(1)の表に掲げる物質（以下「炭化水素系特定物質」という。）を排出する指定事業所の事業者（資本金の額又は出資の総額が50,000,000円以下であって常時使用する従業員の数が300人以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の個人を除く。）

(4) 挥発油を排出する指定事業所のうち別表第1の68の項に掲げる出荷施設を使用する指定事業所の事業者

(5) ばいじん（条例第2条第10号エに定めるばいじんに限る。以下この条及び別表第5において同じ。）が発生する排煙発生施設（同表に掲げる施設（小型ポイラー（大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）別表第1の1の項に掲げるポイラー

のうち伝熱面積が10平方メートル未満のものをいう。以下同じ。）のうちガスを専焼させるもの、軽質液体燃料（灯油、軽油又はA重油をいう。以下同じ。）を専焼させるもの及びガスと軽質液体燃料を混焼させるものを除く。）に限る。）を使用する指定事業所の事業者

(6) ダイオキシン類（条例第2条第10号カに定めるダイオキシン類に限る。以下この条及び別表第7において同じ。）が発生する施設（同表に掲げる施設に限る。）を使用する指定事業所の事業者

2 条例第27条の規定による排煙量及び排煙濃度の測定は、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 硫黄酸化物にあっては、2月に1回以上次に掲げる方法により行うこと。

ア 燃料の燃焼の場合（指定施設に排煙脱硫設備を設置している場合を除く。）は、燃料の使用量及び燃料中の硫黄含有率から硫黄酸化物の量を測定すること。この場合において、液体燃料（石油系のものに限る。）中の硫黄含有率は規格K2541に定める方法により、固体燃料中の硫黄含有率は規格M8813に定めるエシュカ法又は燃焼容量法により測定すること。ただし、他の方法により燃料中の硫黄含有量を確認することができる場合は、この限りでない。

イ 燃料以外の物の燃焼の場合は、規格Z8808に定める方法により排出ガス量を、規格K0103に定める方法により硫黄酸化物の濃度をそれぞれ測定して硫黄酸化物の量を算定すること。指定施設に排煙脱硫設備を設置している場合についても同様とする。

(2) 窒素酸化物にあっては、排煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が40,000立方メートル未満の排煙発生施設においては当該排出ガス量及び窒素酸化物の濃度を年2回以上それぞれ測定して窒素酸化物の量を算定し、当該排出ガス量が40,000立方メートル以上の排煙発生施設においては当該排出ガス量を2月に1回以上測定し、及び窒素酸化物の濃度を常時測定して窒素酸化物の量を算定すること。この場合における当該排出ガス量及び窒素酸化物の濃度の測定方法は、当該排出ガス量については規格Z8808に定める方法、窒素酸化物の濃度については規格K0104に定める方法によるものとする。

(3) 炭化水素系特定物質（原材料等から判断して排出するおそれがあると認められるものに限る。）にあっては別表第4の2に定める方法により、排煙指定物質（原材料等から判断して排出するおそれがあると認められるものに限る。）にあっては別表第6の1に定める方法により、年2回以上それぞれの物質の濃度を測定すること。

(4) 別表第4の1に定める規制基準の適用を受ける出荷施設から排出する揮発油にあっては、同表の1に定める方法により、当該揮発油の濃度又は除去率を年2回以上測定すること。

(5) ばいじんにあっては、次のとおりとする。

ア 排煙発生施設のうち廃棄物焼却炉においては、次に掲げる方法により行うこと。

イ 焚却能力が1時間当たり4トン以上の施設にあっては、排出口から大気中に排出されるばいじんの量を別表第5の1に定める方法により、2月に1回以上測定すること。

- (イ) 焼却能力が1時間当たり4トン未満の施設にあっては、排出口から大気中に排出されるばいじんの量を別表第5の1に定める方法により、年2回以上測定すること。
- イ 廃棄物焼却炉以外の排煙発生施設においては、次に掲げる方法により行うこと。
- (ア) 排出口から大気中に排出される排出ガス量が40,000立方メートル以上の排煙発生施設のうち、別表第5の2に掲げる施設にあっては排出口から大気中に排出されるばいじんの濃度を同表の2に定める方法により、2月に1回以上（同表の2の表の51の項、53の項、64の項及び68の項にあっては、年1回以上）測定すること。
- (イ) 排出口から大気中に排出される排出ガス量が40,000立方メートル未満の排煙発生施設（平成2年4月1日前に設置された小型ボイラーのうちガスを専焼させるもの、軽質液体燃料を専焼させるもの及びガスと軽質液体燃料を混焼させるものを除く。）のうち、別表第5の2に掲げる施設にあっては排出口から大気中に排出されるばいじんの濃度を同表の2に定める方法により、年2回以上（同表の2の表の51の項、53の項、64の項及び68の項にあっては、年1回以上）測定すること。
- (6) ダイオキシン類にあっては別表第7に定める方法により、年1回以上測定すること。
- 3 条例第27条の規定による記録は、3年間保存しておかなければならない。

## 第2節 水質の汚濁の防止

（水質の汚濁の防止に関する規制基準）

第34条 条例第28条第1項に規定する規制基準は、別表第11及び別表第12のとおりとする。

2 条例第28条第1項第1号に規定する規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) カドミウム及びその化合物
- (2) シアン化合物
- (3) 有機燐化合物（ジエチルバラニトロフェニルチオホスフェイト（以下「バラチオン」という。）、ジメチルバラニトロフェニルチオホスフェイト（以下「メチルバラチオン」という。）、ジメチルエチルメルカブトエチルチオホスフェイト（以下「メチルジメトン」という。）及びエチルバラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（以下「EPN」という。）に限る。）
- (4) 鉛及びその化合物
- (5) クロム及びその化合物
- (6) 硫素及びその化合物
- (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- (8) ポリ塩化ビフェニル
- (9) トリクロロエチレン
- (10) テトラクロロエチレン
- (11) ジクロロメタン
- (12) 四塩化炭素
- (13) 1, 2-ジクロロエタン
- (14) 1, 1-ジクロロエチレン
- (15) シス-1, 2-ジクロロエチレン
- (16) 1, 1, 1-トリクロロエタン

- (17) 1, 1, 2-トリクロロエタン
- (18) 1, 3-ジクロロプロパン
- (19) テトラメチルチウラムジスルファイド（以下「チウラム」という。）
- (20) 2-クロロ-4, 6-ビス（エチルアミノ）-8-トリアジン（以下「シマジン」という。）
- (21) S-4-クロロベンジル=N, N-ジエチルチオカルバマート（以下「チオベンカルブ」という。）
- (22) ベンゼン
- (23) セレン及びその化合物
- (24) ほう素及びその化合物
- (25) ふっ素及びその化合物
- (26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
- (27) ダイオキシン類
- (28) フェノール類
- (29) 銅及びその化合物
- (30) 亜鉛及びその化合物
- (31) 鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。）
- (32) マンガン及びその化合物（溶解性のものに限る。）
- (33) ニッケル及びその化合物

3 条例第28条第1項第2号に規定する規則で定める項目は、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量、水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、大腸菌群数、外観及び臭氣とする。

（特定有害物質）

第35条 条例第29条第1項に規定する規則で定める排水指定物質は、前条第2項第1号から第28号までに掲げる物質（同項第26号に掲げる物質にあってはし尿その他生活に起因する下水、家畜排泄物及び肥料の施用に係るものを除き、同項第27号に掲げる物質にあっては別表第11に定めるダイオキシン類の規制基準の適用を受ける事業所の排水に係るものに限る。）とする。

（施設の構造基準）

第36条 条例第29条第2項に規定する規則で定める構造は、次に掲げる構造とする。

- (1) 床面は、特定有害物質の地下浸透を適切に防止できる不透水性材質とし、その表面は耐性のある材質で被覆がなされていること。
- (2) 取り扱う特定有害物質の量及び作業に応じ必要な場合には、特定有害物質を取り扱う施設の周辺に防液堤、側溝又はためますを設置する等特定有害物質の流出を防止する措置がとられていること。
- (3) 第34条第2項第9号から第18号までに掲げる物質（以下「有機塩素系溶剤」という。）を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業に係る施設である場合であって、床面の材質にひび割れが生じるおそれがある場合にあっては有機塩素系溶剤に耐浸透性を持つフラン樹脂、ふっ素樹脂、エポキシアクリレート樹脂その他の合成樹脂で必要な床面が被覆されていること又は当該作業に係る施設の下にステンレス鋼の受け皿を設置することとの他の特定有害物質を含む水又はその液体の浸透を防止するためには必要な措置がとられていること。

（排水の測定等）

第37条 条例第30条に規定する規則で定める量は、1日当たり300立方メートルとする。

2 条例第30条の規定による排水の汚染状態の測定は別表第11及び別表第12に定める方法により月1回以上（ダイオキシン類については、年1回以上）行うものとし、排水の量の測定は当該指定事業所の量水計その他実情に応じた方法により行うものとする。

3 市長が特に認めた指定事業所については、前項の規定にかかわらず、同項の方法に代わる方法として市長が認めた方法により測定することができる。

4 条例第30条の規定による記録は、3年間保存しておかなければならない。

### 第3節 騒音及び振動の防止

#### (騒音及び振動に関する規制基準)

第38条 条例第31条第1項に規定する規制基準は、別表第13及び別表第14のとおりとする。

#### (騒音に係る住居系地域において禁止される行為)

第39条 条例第32条第1項の規定により規則で指定する行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 鋳造機（つちの重量が250キログラム以上のものに限る。）の使用

(2) 板金（厚さが0.5ミリメートル未満の材料を用いて行う行為、建設工事の現場において行う行為及び屋内において行う行為を除く。）

(3) 製缶（建設工事の現場において行う行為及び屋内において行う行為を除く。）

(4) 鉄骨又は橋りょうの組立て（建設工事の現場において行う行為及び屋内において行う行為を除く。）

(5) 運行の用に供しなくなった自動車を解体することを専業とする者が屋外で行う当該自動車の解体

#### (騒音及び振動の測定)

第40条 条例第33条に規定する規則で定める地域は、金沢区鳥浜町、幸浦一丁目、幸浦二丁目、福浦一丁目、福浦二丁目及び福浦三丁目とする。

2 条例第33条に規定する規則で定める指定施設は、次に掲げるとおりとする。

(1) 騒音を測定しなければならないもの

ア 圧延施設（製管施設を含む。）

イ ロール式ベンディングマシン（原動機の定格出力が3.75キロワット以上であるものに限る。）

ウ 動力プレス機（加圧能力が294キロニュートン以上であるものに限る。）

エ せん断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上であるものに限る。）

オ 鋳造施設

カ ワイヤーフォーミングマシン

キ プラスト（密閉式のものを除く。）

ク タンブラー

ケ 破碎施設（原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。）

コ 摩碎施設（原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。）

サ 分別施設（原動機の定格出力が7.5キロワット以上である

ものに限る。）

シ コンクリートプラント

ス アスファルトプラント

セ 製粉機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。）

ソ バーカー

タ チッパー（原動機の定格出力が2.2キロワットを超えるものに限る。）

チ 碎木施設

ツ 動力のこぎり盤（原動機の定格出力が2.2キロワットを超えるものに限る。）

テ 動力かんな盤（原動機の定格出力が2.2キロワットを超えるものに限る。）

ト 動力印刷機（原動機の定格出力の合計が2.2キロワットを超えるものに限る。）

ナ 合成樹脂製品の成形施設（真空成形施設を除く。）

ニ 鑄型造型施設

ヌ コルゲートマシン

(2) 振動を測定しなければならないもの

ア 動力プレス機（加圧能力が294キロニュートン以上であるものに限る。ただし、液圧プレス機にあっては、加圧能力が980キロニュートン以上であるものに限る。）

イ せん断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上であるものに限る。）

ウ 鋳造施設

エ 破碎施設（原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。）

オ 摩碎施設（原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。）

カ 分別施設（原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。）

#### (騒音及び振動に係る製造事業者等の責務等)

第41条 条例第34条第1項に規定する規則で定める施設又は機器は、空気調和機器又は冷凍機であって原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものとする。

### 第4章 事業所における環境への負荷の低減

#### (化学物質の管理状況等に係る報告事項)

第42条 条例第42条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第5条の規定に基づき市長に届け出た事項を除く。）とする。

(1) 化学物質に係る管理状況及び取扱状況

(2) 化学物質に係る排出量及び移動量

(3) 化学物質に係る受入量、保管量、使用量及び出荷量

(4) その他市長が必要と認める事項

### 第5章 特定行為の制限等

#### 第1節 屋外燃焼行為の制限

第43条 条例第47条第1項に規定する規則で定める物は、次に掲げる物及びこれらを含む物とする。

(1) 合成樹脂

(2) ゴム

(3) 木材（伐採木及び木の枝を含む。）

- (4) 油脂類（鉱物油及び有機溶剤を含む。）  
 (5) 布  
 (6) 紙

2 条例第47条第1項に規定する規則で定める焼却施設は、別表第5の2の規制基準に適合する焼却施設とする。

3 条例第47条第1項に規定する規則で定める燃焼行為は、次に掲げる燃焼行為とする。

(1) 農林業者（日本標準産業分類表に定める農業（園芸サービス業を除く。）又は林業を営む者をいう。）が、自己の農業又は林業の作業に伴い行う燃焼行為（合成樹脂、ゴム、油脂類又は布を含まないものに限る。）

(2) 燃焼行為を行う面積が市街化区域（都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域をいう。以下同じ。）にあっては1平方メートル未満、市街化区域以外の区域にあっては2平方メートル未満である燃焼行為（合成樹脂、ゴム、油脂類又は布を含まないものに限る。）

(3) 地域的慣習による催し又は宗教上の儀式行事に伴う燃焼行為

#### 第2節 炭化水素系物質を使用する作業の制限等

##### （炭化水素系物質の発散の設備）

第44条 条例第48条第1項に規定する規則で定める車両は、揮発油を運搬するタンクローリーのうち別表第1の68の項に掲げる給油施設において揮発油を注入する作業を行うタンクローリーとする。

2 条例第48条第1項に規定する規則で定める設備は、蒸気返還方式接続設備とする。

（不飽和ポリエスチル樹脂の塗布作業に係る届出）

第45条 条例第49条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、同項に規定する作業の実施に伴う公害の防止に必要な限度において、市長が必要と認める事項とする。

2 条例第49条第1項の規定による届出は、不飽和ポリエスチル樹脂塗布作業開始届出書（第19号様式）により行うものとする。

3 条例第49条第3項の規定による届出は、不飽和ポリエスチル樹脂塗布作業に係る変更届出書（第20号様式）又は不飽和ポリエスチル樹脂塗布作業に係る中止届出書（第21号様式）により行うものとする。

#### 第3節 船舶からの排煙の排出の制限

第46条 条例第50条に規定する規則で定める濃度は、リンクルマン濃度1度とする。ただし、総トン数が3,000トン未満の船舶については、この限りでない。

#### 第4節 拡声機騒音の規制

（拡声機を使用する宣伝放送の禁止区域）

第47条 条例第51条第2項に規定する規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲50メートル以内の区域とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する乳児院及び保育所

(3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有する診療所

(4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

(5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する

#### 特別養護老人ホーム

（拡声機を使用する宣伝放送を行う者の遵守事項）

第48条 条例第51条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 午後9時から翌日の午前8時までの間は、拡声機を使用しないこと。

(2) 拡声機から発する音量は、別表第13の表の午前8時から午後6時までの欄に掲げる数値の範囲内の音量とすること。この場合において、音量の測定は、拡声機から発する音を受ける者の居住する建物の敷地内において最も音量の大きい場所で行うこと。

#### 第5節 飲食店等における夜間騒音の防止

（使用時間の制限の対象となる音響機器）

第49条 条例第52条第1項に規定する規則で定める音響機器は、次に掲げる音響機器とする。

(1) カラオケ機器（伴奏音樂を収録したビデオディスク、磁気テープその他これらに類するものを再生するなどし、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱ができるような機能を有する装置をいう。）

(2) ステレオセットその他の音声機器

(3) 拡声装置

(4) 錄音・再生装置

(5) 楽器

(6) 有線ラジオ放送装置

（営業時間の制限から除外される飲食店営業を営む者）

第50条 条例第53条第1項に規定する規則で定める者は、次に掲げる飲食店営業を営む者とする。

(1) 移動式店舗で移動しながら営む飲食店営業

(2) 事業所において、その事業活動に従事する者に利用させるために営む飲食店営業

(3) ホテル又は旅館の施設内において、その宿泊客のために営む飲食店営業

2 前項各号に掲げる飲食店営業を営む者のほか、元日の初もうで又は地域習慣となっている行事が行われる場合の当該初もうで又は行事が行われる地域において飲食店営業を営む者は、当該初もうで又は行事が行われる時間又は期間中に限り、条例第53条第1項に規定する規則で定める者とする。

（夜間営業に係る届出）

第51条 条例第55条第1項に規定する規則で定める業は、日本標準産業分類表に定める次に掲げるものとする。

(1) ボウリング場

(2) ゲームセンター

(3) 公衆浴場業

(4) 特殊浴場業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号に規定する浴場業を除く。）

(5) 他に分類されない娯楽業（ヘルスセンターに限る。）

2 条例第55条第1項に規定する規則で定める規模は、500平方メートルとする。

3 条例第55条第1項第7号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 夜間営業を営む店舗等の敷地内における店舗等の位置

(2) 夜間営業を営む店舗等の客用の駐車又は駐輪のための施設の位置及び収容台数並びに当該施設を利用できる時間帯

(3) 荷さばきを行う場所及び時間帯

(4) その他夜間営業に伴う騒音による公害の防止に必要な限度において市長が必要と認める事項

4 条例第55条第1項の規定による届出は、夜間営業開始届出書（第22号様式）により行うものとする。

5 条例第55条第2項の規定による届出は、夜間営業に係る変更計画届出書（第23号様式）により行うものとする。

6 条例第55条第3項の規定による届出は、夜間営業に係る変更届出書（第24号様式）により行うものとする。

7 条例第55条第4項の規定による届出は、夜間営業に係る廃止等届出書（第25号様式）により行うものとする。

（夜間営業に係る承継）

第52条 条例第56条第2項の規定による届出は、夜間営業に係る地位承継届出書（第26号様式）により行うものとする。

（客用駐車施設等における騒音の防止）

第53条 条例第60条第1項に規定する規則で定める営業は、日本標準産業分類表に定める次に掲げるものとする。

(1) ポーリング場

(2) ゲームセンター

(3) 公衆浴場業

(4) 特殊浴場業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第1号に規定する浴場業を除く。）

(5) 他に分類されない娯楽業（ヘルスセンターに限る。）

2 条例第60条第1項に規定する規則で定める規模は、音が外部に漏れない構造の部分を除く面積が1,000平方メートルであることとする。

## 第6章 地下水、土壤及び地盤環境の保全

### 第1節 地下水の水質の浄化対策

（地下水汚染の原因に係る調査）

第54条 条例第62条第1項に規定する規則で定める者は、地下水汚染の原因と認められる特定有害物質に該当する物質を含む水その他の液体の地下への浸透があった可能性があると認められる時において、地下水汚染の原因である可能性があると認められる土地において特定有害物質に該当する物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業を行っていた可能性があると認められる者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）とする。

（地下水の水質の浄化に係る指導及び勧告）

第55条 条例第63条第1項に規定する規則で定める者は、地下水汚染の原因と認められる特定有害物質に該当する物質を含む水その他の液体の地下への浸透があった時において、地下水汚染原因地において特定有害物質に該当する物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業を行っていた者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）とする。

2 条例第63条第1項の規定による地下水浄化計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 実施期間

(2) 浄化の方法

(3) 浄化の実施により生じる周辺の環境への影響を防止する対策

(4) その他市長が必要と認める事項

（地下水の水質の浄化に係る命令）

第56条 条例第64条第1項に規定する必要な限度は、地下水に含まれる特定有害物質の量について、別表第15の左欄に掲げる特定有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる基準値（以下「地下水浄化基準」という。）を超える地下水に關し、次の各号に掲げる地下水の利用等の状態に応じて当該各号に定める地点（以下「測定点」という。）において、当該地下水に含まれる特定有害物質の量が地下水浄化基準を超えないこととする。ただし、同項の命令を2以上の方に対して行う場合は、当該命令に係る地下水の測定点における測定値が地下水浄化基準を超えないこととなるようにそれらの者に係る地下水汚染原因地における特定有害物質を含む水その他の液体の地下への浸透が当該地下水汚染の原因となると認められる程度に応じて市長が定める当該地下水に含まれる特定有害物質の量の削減目標（以下「削減目標」という。）を達成することとする。

(1) 人の飲用に供せられ、又は供せられることが確実である場合（次号及び第3号に掲げる場合を除く。） 井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

(2) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定による横浜市地域防災計画に基づき災害時において人の飲用に供せられる水の水源とされる場合 井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

(3) 水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境庁告示第59号」という。）（特定有害物質に該当する物質に係るものに限る。）において定める基準及びダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染に係る環境基準について（平成11年環境庁告示第68号。以下「環境庁告示第68号」という。）において定める基準が確保されない公共用水域の水質の汚濁の主たる原因となり、又は原因となることが確実である場合 地下水の公共用水域へのゆう出口に近接する井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

2 削減目標は、別表第15に定める測定方法により測定した場合における測定値によるものとする。

### 第2節 特定廃棄物処分場敷地等の適正管理

（特定廃棄物処分場敷地等の記録の管理等）

第57条 条例第66条第1項に規定する規則で定める廃棄物処分場は、次に掲げる廃棄物処分場とする。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の許可に係る一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第95号）による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「改正前の廃棄物処理法」という。）第8条第1項の届出に係る一般廃棄物の最終処分場を含む。）

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の届出に係る一般廃棄物の最終処分場（改正前の廃棄物処理法第8条第1項の届出に係る一般廃棄物の最終処分場を含む。）

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の許可に係る産業廃棄物の最終処分場（改正前の廃棄物処理法第15条第1項の届出に係る産業廃棄物の最終処分場を含む。）のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号イ又はハに掲げる産業廃棄物の最終処分場

- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第4項の許可（平成9年11月30日以前の許可に限る。）に係る産業廃棄物処理業の用に供する施設（改正前の廃棄物処理法第14条第1項の許可に係る産業廃棄物処理業の用に供する施設を含む。）のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号イ又はハに規定する産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積が1,000平方メートル未満のもの
- 2 条例第66条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 設置者、管理者及び所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 埋立開始年月日、埋立終了年月日及び廃止年月日
  - (3) 総面積、埋立面積、埋立容量、埋立ての深さ及び埋立ての終了した区画における覆土の厚さ
  - (4) 埋め立てられた廃棄物の種類
  - (5) 埋立地の構造及び設備の概要
  - (6) 廃止後の跡地利用計画
  - (7) 周辺の地形、地質及び地下水の状況
  - (8) その他市長が特に必要と認める事項
- （特定廃棄物処分場跡地における土地の区画形質の変更の届出）
- 第58条 条例第67条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 特定廃棄物処分場の名称、位置及び区域
  - (3) 土地の区画形質の変更後の特定廃棄物処分場跡地の利用の計画
  - (4) 条例第66条第1項の規定による記録  
（特定廃棄物処分場跡地土壤等調査）
- 第59条 条例第67条第2項の規定による調査は、次に定めるところにより行うものとする。
- (1) 第57条第2項に掲げる事項に係る資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査を実施すること。
  - (2) 前号の調査の結果を踏まえ、ボーリング調査を実施し、下層の土壤の特定有害物質による汚染の状況について次に掲げる基準への適合性を確認する調査を実施すること。  
ア 土壤の汚染に係る環境基準（土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号。以下「環境庁告示第46号」という。）第1に定める環境基準をいう。以下同じ。）イ フェノール類については、環境庁告示第46号付表の1又は2の方法により作成した検液について、水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号）に規定する水質基準
  - (3) 前2号の調査の結果、特定有害物質による土壤の汚染により帶水層が汚染されていると認められる場合は、地下水の汚染状況の調査を実施すること。
  - (4) その他市長が特に必要と認める調査を実施すること。  
（特定廃棄物処分場敷地等における記録の交付等を要しない場合）
- 第60条 条例第70条に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- (1) 特定廃棄物処分場敷地等における土壤及び特定廃棄物処分場敷地等に埋め立てられた物の無害化処理が完了した場合
  - (2) 特定廃棄物処分場敷地等における汚染された土壤及び特定廃棄物処分場敷地等に埋め立てられた物を敷地外に持ち出す方法による処理が完了した場合
  - (3) その他土地の区画形質の変更に伴う当該土地に埋め立てられた物又は汚染された土壤に起因する公害の発生が見込まれない場合として市長が認める場合
- ### 第3節 地下水の採取による地盤の沈下の防止
- （許可を要する揚水施設）
- 第61条 条例第72条第1項に規定する規則で定める揚水施設は、一の事業所に設置される揚水機の吐出口の断面積の合計が6平方センチメートルを超える場合の揚水機とする。
- 2 条例第72条第2項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 地下水の採取を行う事業所の概要
  - (2) 地下水の採取の必要性及び他の水源をもって地下水に代えることが著しく困難である場合にあってはその理由
- 3 条例第72条第2項に規定する書類は、地下水採取許可申請書（第27号様式）とする。  
（許可の基準）
- 第62条 条例第73条第1項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 一の事業所に設置される揚水機の吐出口の断面積の合計が22平方センチメートル以下であること。
  - (2) 扬水施設のストレーナーの位置が地表面から100メートルよりも深いものであること。
  - (3) 扬水機の原動機の定格出力が2.2キロワット（当該揚水機を設置する井戸の全揚程（実揚程に管の損失水頭を加えたものをいう。）が50メートル以深の場合にあっては、3.7キロワット）以下であること。
- 2 条例第73条第1項第2号に規定する規則で定める用途は、日本標準産業分類表に定める農業の用途とする。  
（地下水採取に係る変更許可申請書）
- 第63条 条例第75条第1項の規定による許可の申請は、地下水採取に係る変更許可申請書（第28号様式）により行うものとする。  
（地下水採取に係る変更届出書）
- 第64条 条例第76条の規定による届出は、地下水採取に係る変更届出書（第29号様式）により行うものとする。  
（地下水採取に係る地位承継届出書）
- 第65条 条例第77条第3項の規定による届出は、地下水採取に係る地位承継届出書（第30号様式）により行うものとする。  
（地下水採取に係る廃止届出書）
- 第66条 条例第78条の規定による届出は、地下水採取に係る廃止届出書（第31号様式）により行うものとする。  
（地下水採取量等の測定等）
- 第67条 条例第81条の規定による地下水の採取量及び水位の測定は、別表第16に定める方法により行わなければならない。
- 2 条例第81条の規定による報告は、毎年1月1日から6月30日までの間の測定結果については7月31日までに、7月1日から12月31日までの間の測定結果については翌年の1月31日までに、地下水採取量及び水位測定結果報告書（第32号様式）により行うものとする。ただし、条例第73条第1項各号のいずれかに該当する地下水の採取を行う者については、市長の求めに応じて報告するも

のとする。

3 地下水を探取している者は、条例第81条に規定する記録を3年間保存しておかなければならない。

#### 第7章 特定行為等に係る公害の防止

##### 第1節 特定小規模施設の排煙による大気の汚染の防止

###### (特定小規模施設の定義)

第68条 条例第83条に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

###### (1) 小規模固定型内燃機関

ア ディーゼルエンジンのうち、燃料の重油換算燃焼能力が1時間当たり50リットル未満であるもので、原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるもの

イ ガスエンジン及びガソリンエンジンのうち、燃料の重油換算燃焼能力が1時間当たり35リットル未満であるもので、原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるもの

###### (2) 小規模焼却炉等

ア 廃棄物焼却炉（別表第1の51の項に掲げるものを除き、移動式のものを含む。）

イ 動物火葬炉（移動式のものを含む。）

ウ 木炭、竹炭等を製造するために原材料を乾留する施設（別表第1の51の項に掲げる作業に係るものを除く。）

###### (特定小規模施設の設置の届出)

第69条 条例第86条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### (1) 特定小規模施設の配置

###### (2) 特定小規模施設の構造

###### (3) 特定小規模施設の排煙による大気の汚染の防止の方法

###### (4) 特定小規模施設の排煙による大気の汚染の防止に必要な限度において市長が必要と認める事項

##### 第2節 石綿排出作業による大気の汚染の防止

###### (石綿排出作業の定義)

第70条 条例第89条に規定する規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。

(1) 吹付け石綿が使用されている建築物を解体し、改造し、又は補修する作業（改造し、又は補修する作業にあっては、その対象となる建築物の部分に吹付け石綿が使用されている場合に限る。）

(2) 石綿を含有する断熱材、保温材、石綿布等が使用されている建築物を解体し、改造し、又は補修する作業（改造し、又は補修する作業にあっては、その対象となる建築物の部分に石綿を含有する断熱材、保温材、石綿布等が使用されている場合に限る。）

(3) 石綿を含有するセメント建材が使用されている建築物を解体する作業であって、その対象となる建築物における石綿を含有するセメント建材の使用面積の合計が1,000平方メートル以上であるもの及び石綿を含有するセメント建材が使用されている建築物を改造し、又は補修する作業であって、その対象となる建築物の部分における石綿を含有するセメント建材の使用面積の合計が1,000平方メートル以上であるもの

###### (石綿排出作業の開始の届出)

第71条 条例第92条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 石綿排出作業の種類、実施期間、石綿を含有する製品の種類及び作業の方法

(2) 解体し、改造し、又は補修する建築物の配置図及び付近の状況

(3) 石綿排出作業を伴う建設工事の注文者、元請業者及び石綿排出作業を行う者の氏名又は名称

(4) 大気中の石綿の濃度の測定計画

(5) 石綿排出作業による大気の汚染の防止に必要な限度において市長が必要と認める事項

（石綿濃度等の測定）

第72条 条例第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による大気中の石綿の濃度の測定は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 第70条第1号及び第2号に掲げる作業にあっては当該作業期間中に1回以上及び当該作業終了後に1回測定し、同条第3号に掲げる作業にあっては当該作業期間中に1回測定すること。

(2) 石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法（平成元年環境庁告示第93号）に定める方法により測定すること。

##### 第3節 焼却施設の解体工事による大気の汚染の防止

###### (焼却施設等の定義)

第73条 条例第96条に規定する規則で定める施設（以下この節において「焼却施設」という。）は、別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉及びその附帯設備（未使用のものを除く。）とする。

2 条例第96条に規定する規則で定める工事は、焼却施設の解体又は撤去を行う工事（当該焼却施設の設置場所以外の場所において行う解体作業を含む。）とする。

###### (解体工事の開始の届出)

第74条 条例第99条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 解体工事の名称及び期間

(2) 解体工事の注文者、元請業者及び解体工事を施工する者の氏名又は名称

(3) 焚却施設の概要

(4) 解体工事の工程表

(5) 解体工事による大気の汚染の防止に必要な限度において市長が必要と認める事項

##### 第4節 工事排水による水質の汚濁の防止

###### (工事排水に係る届出)

第75条 条例第105条に規定する規則で定める事業者は、工事排水を1日当たり10立方メートル以上排出する事業者とする。

2 条例第105条第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 施工期間

(2) 工事排水の汚染状態及び量

(3) 工事排水の処理の方法

(4) 工事排水の排出系統

(5) 工事排水による公共用水域の水質の汚濁の防止に必要な限度において市長が必要と認める事項

##### 第5節 屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止

###### (屋外作業の開始の届出)

第76条 条例第111条第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 屋外作業を開始する日
- (2) 屋外作業を行う場所の面積及び周辺の状況
- (3) 屋外作業で使用する機器及び作業内容
- (4) 屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止の方法
- (5) 屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止に必要な限度において市長が必要と認める事項

#### 第6節 挖削作業による地盤の沈下の防止

##### (掘削作業の定義)

第77条 条例第114条に規定する規則で定める掘削作業は、次に掲げる掘削作業とする。

- (1) 掘削の深さが地表下4メートル以上で、かつ、掘削面積が500平方メートル以上の掘削作業
- (2) トンネルの仕上がりの内径が1,350ミリメートル以上で、かつ、延長が100メートル以上の掘削作業

##### (掘削作業の開始の届出)

第78条 条例第117条第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 周辺の地盤の変動等の測定計画
- (2) 地盤の沈下の防止に必要な限度において市長が必要と認める事項  
(地盤変動の測定等)

第79条 条例第119条第1項の規定による測定は、周辺の地盤の高さの変動その他の掘削作業による地盤の沈下を防止するために把握すべき事項について、当該掘削作業の内容及び周辺の土質、地下水等の状況に応じて適切と認められる方法により行うものとする。

2 条例第119条第1項の規定による記録は、掘削作業終了後3年間保存しておかなければならない。

#### 第7節 小規模揚水施設に係る地下水の採取による地盤の沈下の防止

##### (小規模揚水施設の定義)

第80条 条例第121条に規定する規則で定める揚水施設は、一の事業所に設置される揚水機の吐出口の断面積の合計が6平方センチメートル以下の場合の揚水機とする。

##### (小規模揚水施設の設置の届出)

第81条 条例第124条第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地下水の採取を行う事業所の概要
- (2) 地下水の採取の必要性

##### (小規模揚水施設に係る地下水採取量等の測定等)

第82条 条例第125条第1項の規定による地下水の採取量及び水位の測定は、別表第16に定める方法により行わなければならない。

2 小規模揚水施設により地下水を採取している事業者は、条例第125条第1項の記録を3年間保存しておかなければならない。

#### 第8章 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減

##### 第1節 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減 (特定低公害車の定義)

第83条 条例第128条第3号に規定する市長が定める特定低公害車は、軽自動車（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第2条に規定する軽自動車をいう。）以外の自動車であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 超低公害車 電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃

機関を有するもの以外のものをいう。）及び低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号）第5条の規定により平成12年基準排出ガス75パーセント低減レベルの基準に適合すると認定された自動車

- (2) 優低公害車 低排出ガス車認定実施要領第5条の規定により平成12年基準排出ガス50パーセント低減レベルの基準に適合すると認定された自動車
- (3) 良低公害車 低排出ガス車認定実施要領第5条の規定により平成12年基準排出ガス25パーセント低減レベルの基準に適合すると認定された自動車
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が超低公害車、優低公害車又は良低公害車のいずれかに相当するものとして指定する自動車  
(自動車販売業者の定義等)

第84条 条例第133条第1項に規定する規則で定める者は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条の有効な自動車検査証の交付を受けたことのない自動車（二輪自動車を除く。以下「新車」という。）の販売を業とする者とする。

2 条例第133条第2項に規定する規則で定める自動車は、道路運送車両法施行規則第2条に規定する普通自動車（以下「普通自動車」という。）、小型自動車及び軽自動車のうち、新車とする。

3 条例第133条第2項に規定する規則で定める環境に係る項目は、次に掲げる項目とする。

- (1) 次に掲げる排出ガスの量
  - ア 窒素酸化物
  - イ 炭化水素（天然ガスを燃料とする自動車では、非メタン炭化水素とすることができる。）
  - ウ 一酸化炭素
  - エ 粒子状物質（大気汚染防止法施行令第4条第5号に規定する粒子状物質のうち軽油を燃料とする自動車から排出されるものに限る。）
  - オ 黒煙（軽油を燃料とする自動車である場合に限る。）
- (2) 次に掲げる騒音の大きさ（ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする自動車である場合に限る。）
  - ア 近接排気騒音
  - イ 加速走行騒音
- (3) 燃料の種別及び燃料消費率
- (4) 二酸化炭素の排出量
- (5) その他自動車に係る環境負荷に関する項目

4 前項に規定する二酸化炭素の排出量にあっては、市長が定める方法により算定した値とする。

#### 第2節 特定低公害車の導入等

##### (自動車使用特定事業者の定義等)

第85条 条例第135条に規定する規則で定める者は、自己を使用者とし、市内の事業所の所在地を使用の本拠の位置として道路運送車両法第58条の規定により有効な自動車検査証の交付を受けた普通自動車及び道路運送車両法施行規則第2条に規定する小型自動車（二輪自動車及び被牽引車を除く。以下「小型自動車」という。）を200台以上自己の事業の用に供する者とする。

2 条例第135条に規定する市内の事業所において事業の用に供する自動車の台数に占める特定低公害車の台数の割合の算定方法は、別表第17に定めるとおりとする。

3 条例第135条に規定する規則で定める期限は、平成18年3月31日とする。

4 条例第135条に規定する規則で定める割合は、20パーセントとする。

(特定低公害車導入計画の作成等)

第86条 条例第136条第1項の規定による特定低公害車導入計画の提出は、自動車使用特定事業者に該当することとなった日から3月以内に行うものとする。

2 条例第136条第2項の規定による特定低公害車の導入実績の報告は、6月末日まで行うものとする。

第3節 自動車の駐車時における原動機の停止等

(自動車の駐車時における原動機の停止を要しない場合)

第87条 条例第138条第1項ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 神奈川県道路交通法施行細則(昭和44年神奈川県公安委員会規則第1号)第1条第1項第1号及び第4号アからオまでに掲げる車両に該当する場合

(2) 自動車の原動機を貨物の冷蔵装置その他の附属装置(自動車の客室内の冷房又は暖房を行うための装置を除く。)の動力として使用する場合(外部電源設備により原動機の停止時における冷蔵機能等を維持することができる場合を除く。)

(3) 法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため停止する場合

(4) その他駐車時に原動機の停止ができないことについてやむを得ない事情があると認められる場合

(駐車場等の規模等)

第88条 条例第139条第2項に規定する規則で定める規模は、自動車の駐車の用に供する部分の面積が500平方メートルであることとする。

2 条例第139条第2項第3号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 道路法第2条第2項第6号に規定する自動車駐車場

(2) 店舗、遊技場、事務所その他の事業所又は公園等の施設の利用者又は従業員のために設置される駐車施設

(3) 特定の者の自動車の保管のために設置される駐車施設

(4) 客待ち又は貨物の積卸しのため自動車が駐車するために設置される駐車施設

## 第9章 地球環境の保全

### 第1節 温室効果ガスの排出の抑制

(地球温暖化対策計画の作成等)

第89条 条例第144条第1項に規定する規則で定める事業所は、次に掲げる事業所とする。

(1) 燃料及びこれを熱源とする熱(他人から供給されたものに限る。)の年度の使用量をエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第3条に規定する方式により原油の数量に換算したものが1,500キロリットル以上である事業所

(2) 電気(他人から供給されたものに限る。)の年度の使用量が6,000,000キロワット時以上である事業所

2 条例第144条第1項の規定による地球温暖化対策計画は、事業所が前項に定める事業所に該当することとなった年度の翌年度から3年度ごとを計画期間として作成するものとする。

3 条例第144条第1項の規定による地球温暖化対策計画の提出は、前項の計画期間の初年度の6月末日までに行うものとする。

4 条例第144条第2項の規定による地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告は、毎年度、前年度分について、6月末日までに行うものとする。

5 条例第144条第3項の規定による公表は、地球温暖化対策事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮した備え置き、掲示等の方法により行うものとする。

6 条例第144条第3項の規定による地球温暖化対策計画に係る公表は、当該計画の計画期間の満了する日まで行うものとする。

7 条例第144条第3項の規定による地球温暖化対策の実施の状況の報告に係る公表は、当該報告の日から起算して90日を経過する日まで行うものとする。

### 第2節 フロン類の排出の抑制

第90条 条例第146条第1項に規定する規則で定めるフルオロカーボンは、次に掲げるもので冷媒及び断熱材として現に使用され、又は使用されていたものとする。

(1) クロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンのうち、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和63年法律第53号)第2条第1項に規定するもの

(2) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第2条第3項第4号に規定するもの

2 条例第146条第2項に規定する規則で定める機器は、一般消費者が通常生活の用に供する、エアコンディショナーその他の空気調和機器、電気冷蔵庫及び冷凍機とする。

### 第10章 非常時の措置

第91条 条例第149条第1項に規定する規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

(1) 大気の汚染及び悪臭に係る物質

ア アクロレイン

イ アンモニア

ウ 一酸化炭素

エ 塩素及び塩化水素

オ 黄煙

カ カドミウム及びその化合物

キ キシレン

ク クロルスルホン酸

ケ 五塩化  
カル  
ボニル

コ 三塩化  
カル  
ボニル

サ シアン化合物

シ ジクロロメタン

ス 臭化メチル

セ 臭素

ソ 硝酸

タ 窒素酸化物

チ テトラクロロエチレン

ツ トリクロロエチレン

テ トルエン

ト 鉛及びその化合物

ナ 二酸化硫黄

ニ 二酸化セレン

ヌ ニッケルカルボニル

ネ 二硫化炭素  
 ノ ピリジン  
 ハ フェノール類  
 ヒ 弗化水素及び弗化珪素  
 フ ベンゼン  
 ヘ ホスゲン  
 ホ ホルムアルデヒド  
 マ メタノール  
 ミ メルカブタン  
 ム 硫化水素  
 メ 硫酸（三酸化硫黄を含む。）  
 モ 煅化水素

## (2) 水質の汚濁に係る物質

ア アルカリ性物質（水素イオン濃度（水素指数）が8.6を超えるものに限る。）  
 イ カドミウム及びその化合物  
 ウ クロム及びその化合物  
 エ 酸性物質（水素イオン濃度（水素指数）が5.8未満のものに限る。）  
 オ シアン化合物  
 カ 1, 3-ジクロロプロベン  
 キ シマジン  
 ク 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物  
 ケ セレン及びその化合物  
 コ チウラム  
 サ チオベンカルブ  
 シ 鉛及びその化合物  
 ス 硝素及びその化合物  
 セ フェノール類  
 ソ ふっ素及びその化合物  
 タ ポリ塩化ヒフェニル  
 チ 有機燐化合物（バラチオン、メチルバラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）  
 ツ ほう素及びその化合物  
 テ アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物  
 ト 油脂類（鉛物油及び有機溶剤を含む。）

2 条例第149条第3項の規定による報告は、非常時応急措置等完了報告書（第33号様式）により行うものとする。

## 第11章 環境保全協定の締結

第92条 条例第150条第3項に規定する環境保全協定の締結は、おむね次に掲げる事項を記載した書面を取り交わすことにより行うものとする。

- (1) 環境への負荷を低減するために事業者が行う環境保全対策
- (2) 環境保全対策に関する組織
- (3) 環境保全協定の変更に係る協議の方法
- (4) 環境保全協定の公開の方法
- (5) その他市長が必要と認める事項

## 第12章 雜則

（身分証明書）

第93条 条例第154条第2項の規定による証明書は、身分証明書（第34号様式）とする。

## (委任)

第94条 この規則の施行に關し必要な事項は、環境保全局長が定める。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。  
 （神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行細則の廃止）
- 2 神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行細則（平成10年3月横浜市規則第18号）は、廃止する。  
 （経過措置）
- 3 第25条第1項第5号に定める基準は、当分の間、適用しない。
- 4 第68条の規定は、同条第2号ウに掲げる施設のうち、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に設置されたものについては、適用しない。
- 5 平成15年度を計画期間の初年度とする地球温暖化対策計画の提出に係る第89条第3項の規定の適用については、同項中「6月末日」とあるのは、「9月末日」とする。
- 6 別表第2から別表第8までに定める規制基準は、別表第1の61の項に掲げるボイラーで日本標準産業分類表に定める公衆浴場業の用に供する風呂釜に係る排煙については、当分の間、適用しない。
- 7 別表第4の2に定める規制基準は、別表第1の56の項に掲げるドライクリーニング施設のうち、一の事業所に設置されるものの1回当たりの洗浄能力の合計が18キログラム未満である平成7年2月1日前に設置された施設については、当分の間、適用しない。
- 8 別表第4の2に定める規制基準は、別表第1の64の項に掲げる脱脂洗浄施設のうち、有機塩素系溶剤（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はシクロロメタンに限る。）を用いるもので、脱脂洗浄の用に供する槽の内容積が500リットル未満である施設（平成7年2月1日前に設置されたものに限る。）及び脱脂洗浄の用に供する槽の内容積が100リットル未満である施設については、当分の間、適用しない。
- 9 別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉で昭和50年4月1日前に設置されたものについては、当分の間、別表第8の1の備考3(2)アの表に掲げる係数を2.0として同表の規定を適用する。
- 10 附則別表の左欄に掲げる物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する事業所に係る排水に含まれる排水指定物質ごとの許容限度についての規制基準は、施行日から平成16年6月30日までの間は、別表第11の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の右欄に掲げるとおりとする。
- 11 別表第11に定めるダイオキシン類の規制基準は、ダイオキシン対策特別措置法に規定する水質基準対象施設のうち、平成14年8月15日以前にカーバイト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設が設置された事業所の排水については、平成15年8月15日までは、適用しない。
- 12 別表第11に定めるダイオキシン類の規制基準は、施行日前にダイオキシン類対策特別措置法に規定する大気基準適用施設が設置された事業所の排水及び施行日前に同法に規定する大気基準適用施設が設置された事業所から排出される下水を処理する終末処理場（ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）に規定する下水道終末処理施設を除く。）の排水については

- 、当分の間、適用しない。
- 13 条例附則第9項の規定による届出は、夜間営業既設届出書（附則様式）により行うものとする。
- 14 条例附則第15項に規定する規則で定める基準は、変更後の揚水機の吐出口の断面積及び定格出力がこの規則の施行の際現に設置されている揚水機の吐出口の断面積及び定格出力に比して同等又はそれ以下であること（当該揚水機の吐出口の断面積及び定格出力が第62条第1項に定める基準以下である場合においては、同項に定める基準）及び変更後の揚水施設のストレーナーの位置がこの規則の施行の際現に設置されている揚水施設のストレーナーの位置に比して同等又はより深いものであること（当該揚水施設のストレーナーの位置が同項に定める基準より深い場合にあっては、同項に定める基準）とする。
- （横浜市環境影響評価条例施行規則の一部改正）
- 15 横浜市環境影響評価条例施行規則（平成11年5月横浜市規則第59号）の一部を次のように改正する。
- 別表第1中「神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）」を「横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）」に改める。
- 別表第2中「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」を「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に、「県生活環境保全等条例」を「生活環境保全条例」に改める。
- （横浜市下水道条例施行規則の一部改正）
- 16 横浜市下水道条例施行規則（昭和48年6月横浜市規則第103号）の一部を次のように改正する。
- 第5条第3項の表中「神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）」を「横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）」に改める。

## 附則別表

(単位 mg/L)

物質の種類	業種又はその他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物	電子部品製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	ほう素として 25
	電気めっき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	ほう素として 70
	温泉（別表第11備考6に定める温泉をいう。以下この表において同じ。）を利用する事業所	ほう素として 500
ふっ素及びその化合物	電気めっき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	ふっ素として 15
	昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉を利用する事業所	ふっ素として 50
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の許可に係る産業廃棄物の最終処分場（改正）	ふっ素として 15
	前の廃棄物処理法第15条第1項の届出に係る産業廃棄物の最終処分場を含み、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	化学発泡剤製造業	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として 120
	鉄鋼業（ステンレス酸洗工程を有するものに限る。）	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として 135
	し尿処理施設	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として 200
	触媒製造業	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として 450
	半導体製造業	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として 530
	電子部品製造業	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として 730

電気めっき業	アンモニア性 窒素に0.4を 乗じたもの、 亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒 素の合計量と して 800
--------	---

## (備考)

- 1 この表の左欄に掲げる物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種又はその他の区分に属する事業所（以下この備考において「対象事業所」という。）が同時に他の業種又はその他の区分に属する場合において、別表第11又はこの表により業種又はその他の区分につき異なる許容限度が定められているときは、対象事業所に係る排水については、それらの規制基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- 2 この表に掲げる規制基準は、対象事業所に係る汚水又は廃液を処理する事業所に係る排水については、当該事業所が対象事業所の属する業種その他の区分に属するものとみなして適用する。この場合において、別表第11又はこの表により対象事業所が属する業種につき異なる許容限度が定められているときは、備考1の規定を準用する。

## 附則様式（附則第13項）

(表)

## 夜間営業既設届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市長

届出者 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例附則第9項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

夜間営業店舗等の名称等	名 称					
	所 在 地					
夜間営業開始年月日	年 月 日					
店舗・施設面積 (m <sup>2</sup> )	m <sup>2</sup>					
開 店 時 刻	時 分					
閉 店 時 刻	時 分					
駐車施設	収容台数	台				
	利用できる時間帯	時 分から	時 分まで			
駐輪施設	収容台数	台				
	利用できる時間帯	時 分から	時 分まで			
荷さばきを行う時間帯		時 分から	時 分まで			
		(夜間における荷さばきの回数 回)				

(A 4)

(裏)

公害の防止の方法に関する計画	夜間営業店舗等の周辺の状況	<input type="checkbox"/> 店舗と住居が近接 <input type="checkbox"/> 駐車施設又は駐輪施設と住居が近接
	予想される騒音の種類	<input type="checkbox"/> 利用者の自動車等の発着音及び扉の開閉音等 <input type="checkbox"/> 利用者の話し声及び足音等
	防 止 方 法	<input type="checkbox"/> 防音壁の設置 <input type="checkbox"/> 周辺に騒音による影響を及ぼさない構造の建物内で営業を実施 <input type="checkbox"/> 周辺に騒音による影響を及ぼさない構造の駐車施設を設置 <input type="checkbox"/> 周辺に騒音による影響を及ぼさない構造の駐輪施設を設置 <input type="checkbox"/> 店舗及び駐車場等への誘導のための警備員を配置（人） <input type="checkbox"/> 周辺に騒音による影響を及ぼさない位置で荷さばきの作業を実施 <input type="checkbox"/> 騒音防止のための啓発行為を実施 <input type="checkbox"/> その他の防止方法
	添付書類	1 案内図 2 夜間営業店舗等の敷地内における店舗の配置図及び面積 3 駐車施設、駐輪施設の配置図及びその合計面積 4 荷さばきを行う場所の配置図 5 公害の防止の方法に関する計画の欄の□内にレ印を記入した内容に関する説明資料 6 その他（ ）
連絡先	部課係 担当者氏名 電話番号 (内線)	

(注意) 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

2 添付書類の欄について、その他の書類を添付した場合は、□内にレ印を記入し、その添付した書類の名称を（ ）内に記入してください。

別表第1 (第3条、第6条、第9条第1項ア及びイ、第13条第1項第5号、第16条第1項第6号、第33条第1項第4号及び第5号並びに第44条第1項)

条例別表の作業	作業の内容	施設
1 石油製品の製造の作業	石油製品(石油ガス、揮発油、ナフサその他石油精製に係る製品をいう。)の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 加熱炉 (2) 流動接触分解施設に係る触媒再生塔 (3) 硫黄回収施設に係る燃焼炉 (4) 洗浄施設 (5) 脱塩施設 (6) 蒸留施設
2 石油化学基礎製品の製造の作業	石油製品(石油ガス、揮発油、ナフサその他石油精製に係る製品をいう。)の分解、分離その他の処理によるエチレン、プロピレン及びその副成品の製造又はこれらの物質を原料とする芳香族系中間物若しくは脂肪族系中間物の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 加熱炉 (2) 反応施設 (3) 洗浄施設(洗浄冷却施設を含む。) (4) 分離施設 (5) 蒸留施設
3 潤滑油又はグリースの製造の作業	潤滑油又はグリースの製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 混合施設
4 合成樹脂の製造の作業	合成樹脂の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 洗浄施設 (3) 分離施設 (4) 蒸留施設
5 合成ゴムの製造の作業	合成ゴムの製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 洗浄施設 (3) 濃縮施設 (4) 分離施設 (5) 蒸留施設
6 合成染料、有機顔料、塗料又は印刷インキの製造の作業	合成染料、有機顔料、塗料又は印刷インキの製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 混合施設 (3) 洗浄施設 (4) 分離施設 (5) 充填施設
7 界面活性剤、合成洗剤、石けん又は油脂加工製品の製造の作業	界面活性剤、合成洗剤、石けん又は油脂加工製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 蒸留施設 (3) 精製施設 (4) 塩析施設 (5) 混合施設
8 医薬品の製造の作業	医薬品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 発酵施設(培養施設を含む。) (3) 抽出施設 (4) 動物原料処理施設 (5) 蒸留施設 (6) 混合施設 (7) 分離施設 (8) 洗浄施設(容器洗浄施設を含む。) (9) 濃縮施設

9 農薬の製造の作業	農薬の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 抽出施設 (3) 混合施設 (4) 充填施設 (5) 洗浄施設 (6) 分離施設 (7) 蒸留施設
10 香料の製造の作業	香料の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 抽出施設 (3) 混合施設 (4) 充填施設 (5) 洗浄施設 (容器洗浄施設を含む。) (6) 分離施設
11 化粧品の製造の作業	化粧品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 乳化施設 (2) 混合施設 (3) 充填施設 (4) 洗浄施設 (容器洗浄施設及び洗浄冷却施設を含む。) (5) 分離施設
12 化学繊維の製造の作業	化学繊維の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 分離施設 (3) 洗浄施設 (4) 湿式紡糸施設
13 合成樹脂製品の製造の作業	合成樹脂製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 成形施設 (真空成形施設を除く。) (2) 吹き付け塗布施設 (原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。) (3) 混練施設 (4) 破碎施設 (原動機の定格出力が0.75kW以上であるものに限る。)
14 コールタール製品の製造の作業	コールタール (ガス軽油を含む。) を原料とする油類、酸、ビッチその他のコールタール製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 加熱炉 (直火炉を含む。) (2) 蒸留施設 (3) 洗浄施設 (4) 分離施設 (5) 分解施設
15 1から14までに掲げる作業以外の有機化学工業製品の製造の作業	有機化学工業製品の製造の作業 (1から14までに掲げる作業を除く。) のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 塩化水素吸収施設 (3) 混合施設 (4) 発酵施設 (5) 蒸留施設 (6) 抽出施設 (7) 分離施設 (8) 洗浄施設 (洗浄冷却施設を含む。) (9) 濃縮施設
16 化学肥料の製造の作業	化学肥料の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 濃縮施設 (3) 焼成炉 (4) 溶解炉 (5) 烧焼炉

		(6) 破碎施設 (7) 分離施設
17 無機顔料の製造の作業	無機顔料の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 溶解炉 (2) 反応施設（反応炉を含む。） (3) 焼成炉 (4) 洗浄施設 (5) 分離施設 (6) 湿式分別施設
18 か性ソーダ、塩素又は無機酸の製造の作業	か性ソーダ、塩素又は無機酸の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 焙焼炉 (2) 反応施設 (3) 亜硫酸ガス冷却洗浄施設 (4) 塩化水素吸収施設 (5) 分離施設（塩水精製施設を含む。） (6) 電解施設
19 17及び18に掲げる作業以外の無機化学工業製品の製造の作業	無機化学工業製品の製造の作業（17及び18に掲げる作業を除く。）のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 焙焼炉（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。） (2) 煙焼炉（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。） (3) 直火炉（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。） (4) 反応施設（反応炉を含む。） (5) 塩化水素吸収施設 (6) 蒸留施設 (7) 抽出施設 (8) 分離施設（塩水精製施設を含む。） (9) 混合施設 (10) 濃縮施設 (11) 電解施設 (12) 分別施設 (13) 洗浄施設（洗浄冷却施設を含む。） (14) 破碎施設 (15) 磨碎施設
20 コーケスの製造の作業	コーケス（石油コーケスを除く。）の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) コーケス炉 (2) ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。） (3) 分離施設
21 ゴム製品の製造の作業	ゴム製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) はり合せ成形施設（動力を使用するものに限る。） (2) 混練施設 (3) 加硫施設 (4) 洗浄施設 (5) ラテックス処理施設
22 鋳鉄、鋼若しくは合金鉄の製造又はこれらの鋳造、塑性加工若しくは熱処理の作業	鋳鉄、鋼若しくは合金鉄の製造又は鉄鋼基礎資材の鋳造、塑性加工若しくは熱処理の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 溶鉱炉 (2) 転炉 (3) 平炉 (4) 焼結炉

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(5) 金属溶解炉（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。）</li> <li>(6) 金属加熱炉（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。）</li> <li>(7) 煙焼炉</li> <li>(8) 製鋼用電気炉</li> <li>(9) 圧延施設（製管施設を含む。）</li> </ul>
23 非鉄金属若しくはその合金の製造又はこれらの鋳造、塑性加工若しくは熱処理の作業	非鉄金属若しくはその合金の製造又は非鉄金属基礎資材の鋳造、塑性加工若しくは熱処理の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 金属溶解炉（鉛用溶解炉並びに鉛用溶解炉以外のものにあっては、バーナーの燃料の燃焼能力が1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。）</li> <li>(2) 金属加熱炉（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。）</li> <li>(3) 煙焼炉</li> <li>(4) 反応炉</li> <li>(5) 直火炉</li> <li>(6) 焼結炉</li> <li>(7) ろ過施設</li> <li>(8) 還元施設（反応炉を除く。）</li> <li>(9) 電解施設</li> <li>(10) 水銀精製施設</li> <li>(11) 圧延施設</li> <li>(12) 二酸化珪素蒸着成長施設</li> </ul>
24 建設機械、産業用機械その他的一般機械器具の製造の作業	建設機械、産業用機械その他的一般機械器具の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 金属溶解炉（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。）</li> <li>(2) 热処理施設（金属加熱炉（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。）を含む。）</li> <li>(3) 鋳造施設（金属加熱炉（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。）を含む。）</li> <li>(4) 動力プレス機（加圧能力が98kNを超えるものに限る。）</li> <li>(5) せん断機（原動機の定格出力が1kW以上であるものに限る。）</li> <li>(6) ロール式ベンディングマシン（原動機の定格出力が3.75kW以上であるものに限る。）</li> <li>(7) ワイヤーフォーミングマシン</li> <li>(8) 鑄型造型施設</li> <li>(9) 型ばらし施設</li> <li>(10) タンブラー</li> <li>(11) プラスト（密閉式のものを除く。）</li> </ul>
25 電気機械器具の製造の作業	電気機械器具の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 金属溶解炉（鉛蓄電池の製造の作業に用いるもの及び鉛蓄電池の製造の作業に用いるもの以外の</li> </ul>

**26 船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造の作業**

船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業

- ものにあっては、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上あるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上あるものに限る。)
- (2) 熱処理施設（金属加熱炉（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上あるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上あるものに限る。）を含む。）
- (3) 錫造施設（金属加熱炉（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上あるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上あるものに限る。）を含む。）
- (4) 化成施設（カドミウム電極又は鉛電極に係るものに限る。）
- (5) 水銀精製施設
- (6) 動力プレス機（加圧能力が98kNを超えるものに限る。）
- (7) せん断機（原動機の定格出力が1kW以上あるものに限る。）
- (8) ロール式ベンディングマシン（原動機の定格出力が3.75kW以上あるものに限る。）
- (9) ワイヤーフォーミングマシン
- (10) 鑄型造型施設
- (11) 型ぼらし施設
- (12) タンブラー
- (13) プラスト（密閉式のものを除く。）
- (14) 化学気相成長施設

- (1) 金属溶解炉（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上あるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上あるものに限る。）
- (2) 船舶製造施設（重量トンが1,000t以上あるものに限る。）
- (3) 熱処理施設（金属加熱炉（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上あるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上あるものに限る。）を含む。）
- (4) 錫造施設（金属加熱炉（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上あるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上あるものに限る。）を含む。）
- (5) 動力プレス機（加圧能力が98kNを超えるものに限る。）
- (6) せん断機（原動機の定格出力が1kW以上あるものに限る。）
- (7) ロール式ベンディングマシン（原動機の定格出力が3.75kW以上あるものに限る。）
- (8) ワイヤーフォーミングマシン
- (9) 鑄型造型施設
- (10) 型ぼらし施設
- (11) タンブラー
- (12) プラスト（密閉式のものを除く。）

27 精密機械器具の製造の作業	精密機械器具の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 金属溶解炉（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。）</li> <li>(2) 热処理施設（金属加熱炉（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。）を含む。）</li> <li>(3) 錫造施設（金属加熱炉（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。）を含む。）</li> <li>(4) 水銀精製施設</li> <li>(5) 動力プレス機（加圧能力が98kNを超えるものに限る。）</li> <li>(6) せん断機（原動機の定格出力が1kW以上であるものに限る。）</li> <li>(7) ロール式ベンディングマシン（原動機の定格出力が3.75kW以上であるものに限る。）</li> <li>(8) 鑄型造型施設</li> <li>(9) 型ばらし施設</li> <li>(10) タンブラー</li> <li>(11) ブラスト（密閉式のものを除く。）</li> </ul>
28 24から27までに掲げる作業以外の機械器具、武器又は金属製品の製造の作業	機械器具（24から27までに掲げる作業に係るものと除く。）、武器又は金属製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 金属溶解炉（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。）</li> <li>(2) 热処理施設（金属加熱炉（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。）を含む。）</li> <li>(3) 錫造施設（金属加熱炉（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。）を含む。）</li> <li>(4) 動力プレス機（加圧能力が98kNを超えるものに限る。）</li> <li>(5) せん断機（原動機の定格出力が1kW以上であるものに限る。）</li> <li>(6) ロール式ベンディングマシン（原動機の定格出力が3.75kW以上であるものに限る。）</li> <li>(7) ワイヤーフォーミングマシン</li> <li>(8) 鑄型造型施設</li> <li>(9) 型ばらし施設</li> <li>(10) タンブラー</li> <li>(11) ブラスト（密閉式のものを除く。）</li> </ul>
29 骨材又は石工品の製造又は加工の作業	骨材又は石工品の製造又は加工の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 燃成炉（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。）</li> <li>(2) アスファルトプラント（骨材乾燥炉を含む。）</li> <li>(3) コンベア施設（ベルトの幅が75cm以上であるもの（密閉式のものを除く。）及びパケットの内容積が0.03m<sup>3</sup>以上であるもの（密閉式のものを除く。）</li> </ul>

		<p>。) に限る。)</p> <p>(4) 破碎施設 (乾式のものにあっては、原動機の定格出力が 7.5 kW 以上であるものに限る。)</p> <p>(5) 磨碎施設 (乾式のものにあっては、原動機の定格出力が 7.5 kW 以上であるものに限る。)</p> <p>(6) 分別施設 (乾式のものにあっては、原動機の定格出力が 7.5 kW 以上であるものに限る。)</p> <p>(7) 石材切断施設 (原動機の定格出力が 7.5 kW 以上であるものに限る。)</p>
30 セメント又はセメント製品の製造の作業	セメント又はセメント製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<p>(1) 焼成炉</p> <p>(2) コンペア施設 (ベルトの幅が 75cm 以上であるもの (密閉式のものを除く。) 及びパケットの内容積が 0.03 m<sup>3</sup> 以上であるもの (密閉式のものを除く。) に限る。)</p> <p>(3) 破碎施設 (原動機の定格出力が 7.5 kW 以上であるものに限る。)</p> <p>(4) 磨碎施設 (原動機の定格出力が 7.5 kW 以上であるものに限る。)</p> <p>(5) コンクリートプラント</p> <p>(6) 成形施設</p> <p>(7) 抄造施設 (特定有害物質を使用する施設及び排出される水その他の液体が公共用水域に排出されることとなる施設 (以下「特定排水施設」という。) に限る。)</p> <p>(8) 水養生施設 (蒸気養生施設を含み、特定排水施設に限る。)</p>
31 ガラス又はガラス製品の製造の作業	ガラス又はガラス製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<p>(1) 溶融炉 (バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200 kVA 以上であるものに限る。)</p> <p>(2) 保温炉 (バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上であるものに限る。)</p> <p>(3) 洗浄施設</p> <p>(4) 処理施設 (酸によるものに限る。)</p> <p>(5) 樹脂吹き付け塗布施設</p> <p>(6) 破碎施設 (原動機の定格出力が 7.5 kW 以上であるものに限る。)</p> <p>(7) 磨碎施設 (原動機の定格出力が 7.5 kW 以上であるものに限る。)</p> <p>(8) 二酸化珪素蒸着成長施設</p>
32 陶磁器の製造の作業	陶磁器の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<p>(1) 焼成炉 (バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200 kVA 以上であるものに限る。)</p> <p>(2) 処理施設 (酸によるものに限る。)</p> <p>(3) 破碎施設 (乾式のものにあっては、原動機の定格出力が 7.5 kW 以上であるものに限る。)</p> <p>(4) 磨碎施設 (乾式のものにあっては、原動機の定格出力が 7.5 kW 以上であるものに限る。)</p> <p>(5) 混式分別施設</p> <p>(6) 脱水施設</p> <p>(7) 成形施設</p>

33 炭素又は黒鉛製品の製造の作業	炭素又は黒鉛製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 焼成炉（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。） (2) 破碎施設（原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。） (3) 分別施設（原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。） (4) 混練施設 (5) 成形施設 (6) 仕上げ加工施設 (7) 冷却施設
34 29から33までに掲げる作業以外の窯業製品又は土石製品の製造の作業	窯業製品又は土石製品の製造の作業（29から33までに掲げる作業を除く。）のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 焼成炉（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。） (2) 破碎施設（乾式のものにあっては、原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。） (3) 磨碎施設（乾式のものにあっては、原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。） (4) 分別施設（乾式のものにあっては、原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。） (5) 成形施設 (6) 脱水施設 (7) 混合施設（有機質砂壁材の製造の作業に用いられるものに限る。） (8) 処理施設（酸又はアルカリによるものに限る。）
35 飼料又は有機質肥料の製造の作業	動物性飼料又は有機質肥料の製造の作業（農業又は漁業を営む者（同居人を含む。）がその業に関して取得した物を加工する作業及びその者が消費するために加工する作業を除く。）のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 原料貯蔵施設 (2) 原料処理施設 (3) 洗浄施設 (4) 湯煮施設（蒸煮施設を含む。） (5) 圧搾施設 (6) 濃縮施設 (7) 破碎施設 (8) 混合施設 (9) 発酵施設
36 製糸、紡績又は織物その他の繊維製品の製造若しくは加工の作業	製糸、紡績又は織物その他の繊維製品の製造若しくは加工の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 製綿機（原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。） (2) 打綿機（原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。） (3) 動力撚糸機（原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。） (4) 動力織機（原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。） (5) 動力編み機（原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。） (6) 原料処理施設（特定排水施設に限る。） (7) 精練施設（特定排水施設に限る。） (8) シルケット機（特定排水施設に限る。） (9) 漂白施設（特定排水施設に限る。） (10) 薬液浸透施設

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 洗浄施設（特定排水施設に限る。）</li> <li>(2) 副収処理施設（特定排水施設に限る。）</li> <li>(3) 染色施設（特定排水施設に限る。）</li> <li>(4) まゆ湯煮施設</li> </ul>
37 皮革若しくは人造皮革又はこれらの製品の製造の作業	皮革若しくは人造皮革又はこれらの製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 水づけ軟化施設</li> <li>(2) 洗浄施設</li> <li>(3) 石灰づけ施設</li> <li>(4) なめし施設</li> <li>(5) 染色施設（特定排水施設に限る。）</li> </ul>
38 木材の加工又は木製品の製造若しくは加工の作業	木材の加工又は木製品の製造若しくは加工の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) バーカー</li> <li>(2) チッパー（原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。）</li> <li>(3) 現像施設（特定排水施設に限る。）</li> <li>(4) はり合せ施設</li> <li>(5) 碎木施設</li> <li>(6) 湯煮施設（蒸煮施設を含む。）</li> <li>(7) パネル打ち抜き用プレス機</li> <li>(8) 動力のこぎり盤（原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。）</li> <li>(9) 動力かんな盤（原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。）</li> <li>(10) 薬液浸透施設（特定排水施設に限る。）</li> </ul>
39 パルプ、紙又は紙工品の製造の作業	パルプ、紙又は紙工品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 原料処理施設（特定排水施設に限る。）</li> <li>(2) バーカー</li> <li>(3) 蒸解施設</li> <li>(4) 蒸解廃液濃縮施設</li> <li>(5) 洗浄施設（特定排水施設に限る。）</li> <li>(6) 漂白施設（特定排水施設に限る。）</li> <li>(7) 動力のこぎり盤（原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。）</li> <li>(8) 碎木施設</li> <li>(9) チッパー（原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。）</li> <li>(10) 抄紙施設（抄造施設を含む。）</li> <li>(11) セロファン製膜施設（特定排水施設に限る。）</li> <li>(12) 湿式纖維板成型施設</li> <li>(13) コルゲートマシン</li> <li>(14) はり合せ施設</li> </ul>
40 畜産食料品又は水産食料品の製造の作業	畜産食料品又は水産食料品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 直火炉（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。）</li> <li>(2) 動力のこぎり盤（原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。）</li> <li>(3) 原料処理施設（1日当たりの排水の量が20m<sup>3</sup>未満である事業所に設置される施設（以下「小規模排水施設」という。）を除く。）</li> <li>(4) 洗浄施設（容器洗浄施設を含み、小規模排水施設を除く。）</li> <li>(5) 湯煮施設（蒸煮施設を含み、小規模排水施設を除く。）</li> </ul>

		(6) 発酵施設（小規模排水施設を除く。） (7) 分離施設（小規模排水施設を除く。）
41 農産保存食料品の製造の作業	農産保存食料品の製品の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 直火炉（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。） (2) 原料処理施設（小規模排水施設を除く。） (3) 洗浄施設（容器洗浄施設を含み、小規模排水施設を除く。） (4) 湯煮施設（蒸煮施設を含み、小規模排水施設を除く。） (5) 圧搾施設（小規模排水施設を除く。）
42 調味料の製造の作業	調味料の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 直火炉（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。） (2) 原料処理施設（小規模排水施設を除く。） (3) 洗浄施設（容器洗浄施設を含み、小規模排水施設を除く。） (4) 湯煮施設（蒸煮施設を含み、小規模排水施設を除く。） (5) 濃縮施設（小規模排水施設を除く。） (6) 精製施設（小規模排水施設を除く。） (7) 抽出施設（小規模排水施設を除く。） (8) ろ過施設（小規模排水施設を除く。） (9) 混合施設（小規模排水施設を除く。）
43 糖類の製造の作業	糖類の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 原料処理施設（特定排水施設に限る。） (2) 洗浄施設（流送施設を含み、特定排水施設に限る。） (3) 分離施設（特定排水施設に限る。） (4) 精製施設（特定排水施設に限る。）
44 パン又は菓子の製造の作業	パン又は菓子の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 直火炉（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。） (2) 洗浄施設（小規模排水施設を除く。） (3) 混合施設（小規模排水施設を除く。）
45 酒類、清涼飲料その他の飲料の製造の作業	酒類、清涼飲料その他の飲料の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業。ただし、1日当たりの排水の量が20m <sup>3</sup> 未満である事業所で行う作業を除く。	(1) 原料処理施設 (2) 洗浄施設（容器洗浄施設を含む。） (3) 湯煮施設（蒸煮施設を含む。） (4) 搾汁施設 (5) ろ過施設 (6) 発酵施設 (7) 蒸留施設
46 動植物油脂の製造の作業	動植物油脂の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 焙せん施設（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。） (2) 抽出施設 (3) 湯煮施設（蒸煮施設を含む。） (4) 原料処理施設 (5) 洗浄施設 (6) 圧搾施設 (7) 分離施設 (8) 精製施設

47 精製又は製粉の作業	精製又は製粉の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 精米機（原動機の定格出力が15kW以上であるものに限る。） (2) 精麦機（原動機の定格出力が15kW以上であるものに限る。） (3) 製粉機（原動機の定格出力が7.5 kW以上であるものに限る。） (4) 洗浄施設（特定排水施設に限る。）
48 40から47までに掲げる作業以外の食料品の製造の作業	食料品の製造の作業（40から47までに掲げる作業を除く。）のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 直火炉（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。） (2) 焙せん施設（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。） (3) 原料処理施設（小規模排水施設を除く。） (4) 洗浄施設（容器洗浄施設を含み、小規模排水施設を除く。） (5) 湯煮施設（蒸煮施設を含み、小規模排水施設を除く。） (6) 発酵施設（培養施設を含み、小規模排水施設を除く。） (7) 抽出施設（小規模排水施設を除く。） (8) 分離施設（小規模排水施設を除く。） (9) 精製施設（小規模排水施設を除く。） (10) 調理施設（小規模排水施設を除く。） (11) 洪だめ（小規模排水施設を除く。）
49 発電の作業	発電の作業（非常用の発電の作業を除く。）のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) ガスタービン (2) ディーゼルエンジン（燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。） (3) ガスエンジン（燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35L以上であるものに限る。）
50 ガスの製造の作業	石炭ガス、水性ガス又は油ガスの製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) ガス発生炉 (2) 加熱炉 (3) コークス炉 (4) 分離施設（タール又はガスに係るもので、特定排水施設に限る。） (5) ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含み、特定排水施設に限る。）
51 資源の再生又は廃棄物の処理の作業	(1) 金属、合成樹脂、ゴム、油脂類（鉱物油及び有機溶剤を含む。）その他の資源の再生の作業のうち右欄の(1)から(4)まで及び(7)から(9)までに掲げる施設のいずれかを用いる作業 (2) 廃棄物の処理の作業のうち右欄の(1)から(6)までに掲げる施設のいずれかを用いる作業 (3) (2)の作業以外の廃棄物の処理のために設けられた事業場（埋立処分場を除く。）において行われる作業（53に掲げる作業を除く。）のうち右欄の(1)から(9)までに掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 金属回収焼却炉 (2) 金属溶解炉（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200 kVA以上であるものに限る。） (3) 容器洗浄施設 (4) 白土処理施設（特定排水施設に限る。） (5) 蒸留施設 (6) 動力プレス機（加圧能力が98kNを超えるものに限る。） (7) せん断機（原動機の定格出力が1 kW以上であるものに限る。） (8) 破碎施設（原動機の定格出力が7.5 kW（合成樹脂用破碎施設にあっては、0.75kW）以上であるものに限る。）

		<p>(9) 磨碎施設（原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。）</p> <p>(10) 動力のこぎり盤（原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。）</p> <p>(11) 金属回収溶解槽</p> <p>(12) 分別施設（原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。）</p> <p>(13) 溶融施設</p> <p>(14) 乾留施設</p> <p>(15) 廃棄物焼却炉（火格子面積又は火床面積が0.5m<sup>2</sup>以上であるもの、焼却能力が1時間当たり50kg以上であるもの及び一次燃焼室（燃焼室が一の廃棄物焼却炉にあっては、当該燃焼室）の容積が0.8m<sup>3</sup>以上であるものに限る。）</p> <p>(16) し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表中の規定に基づく処理対象人員の算定方法（昭和44年建設省告示第3184号）により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）</p> <p>(17) 中和施設（特定排水施設に限る。）</p> <p>(18) 分離施設（特定排水施設に限る。）</p> <p>(19) 固化施設（特定排水施設に限る。）</p>
52 下水道水の最終的な処理の作業	下水道水の最終的な処理の作業のうち右欄に掲げる施設を用いる作業	(1) 終末処理場
53 汚水又は廃液の処理の作業	2以上の事業所から排出される汚水又は廃液の共同処理の作業のうち右欄に掲げる施設を用いる作業	(1) 処理施設（2以上の事業所から排出される汚水又は廃液を共同で処理するものに限る。）
54 廃ガスの燃焼又は分解の作業	廃ガスの燃焼又は分解の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<p>(1) 廃ガス燃焼施設（補助燃料を使用する廃ガス燃焼施設であって、当該補助燃料用のバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。）</p> <p>(2) フロン分解処理施設（クロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンを処理するものに限る。）</p>
55 車両、航空機その他の機械器具の整備又は修理の作業	車両、航空機その他の機械器具の整備又は修理の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<p>(1) 熱処理施設（金属加熱炉（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。）を含む。）</p> <p>(2) 錫造施設（金属加熱炉（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。）を含む。）</p> <p>(3) 動力プレス機（加圧能力が98kNを超えるものに限る。）</p> <p>(4) せん断機（原動機の定格出力が1kW以上であるものに限る。）</p> <p>(5) ロール式ベンディングマシン（原動機の定格出力が3.75kW以上であるものに限る。）</p> <p>(6) 動力のこぎり盤（原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。）</p>

		(7) 動力かんな盤（原動機の定格出力が0.75kW以上であるものに限る。） (8) コンテナー洗浄施設（コンテナーに関する通関条約第1条又は国際道路運送手帳による担保の下で行う貨物の国際運送に関する通関条約第1条に規定するコンテナーの洗浄に係るものに限る。） (9) 自動式車両洗浄施設（小規模排水施設を除く。）
56 皮革製品、人造皮革製品又は繊維製品の洗浄の作業	皮革製品、人造皮革製品又は繊維製品の洗浄の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) ドライクリーニング施設（テトラクロロエチレンを用いるものに限る。） (2) 水洗式クリーニング施設（日本標準産業分類表に定める普通洗濯業又はリネンサプライ業に係るもので、小規模排水施設を除く。）
57 と畜又は死亡獣畜処理の作業	と畜場（と畜場法（昭和28年法律第114号）第2条第2項に規定すると畜場をいう。）における獣畜の解体の作業又は死亡獣畜取扱場（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場をいう。）における死亡獣畜の解体の作業のうち右欄に掲げる施設を用いる作業	(1) 解体施設
58 写真の現像又は図面等の複写の作業	写真の現像又は図面等の複写の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 自動式フィルム現像洗浄施設（現像液を排出するもので、特定排水施設に限る。） (2) ガス現像式ジアゾ複写機（規格A0版以上のものに限る。）
59 科学技術に関する研究、試験又は検査の作業	科学技術（人文科学に係るもの除外。）に関する研究、試験又は検査の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業（組換えDNA実験等に係る作業を含む。）	(1) 洗浄施設 (2) 熱処理施設（金属加熱炉（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。）を含む。）
60 印刷、製版又は印刷物の加工の作業	印刷、製版又は印刷物の加工の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 動力印刷機（規格B3版以下のもの及び事務用機械を除く。） (2) 製版用現像洗浄施設（特定排水施設に限る。）
61 燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加熱又は空気の加温若しくは冷却の作業	燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加熱又は空気の加温若しくは冷却の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) ポイラー（電気ポイラー及び廃熱ポイラー以外のもので、伝熱面積（規格B8201又はB8203に定める方法により算定される面積をいう。以下同じ。）が10m <sup>2</sup> 以上であるもの又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。） (2) 冷暖房施設（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。）
62 動力を用いて行う物の塗装の作業	動力を用いて行う物の塗装の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 塗装施設（吹き付け塗装施設にあっては、原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。） (2) 焼付け炉（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。）

63 燃料その他の物の燃焼又は電気の使用による物の乾燥の作業	燃料その他の物の燃焼又は電気の使用による物の乾燥の作業のうち右欄に掲げる施設を用いる作業	(1) 乾燥炉（17に掲げる作業に用いられる乾燥炉及び17に掲げる作業に用いられる乾燥炉以外の乾燥炉（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。）
64 物の表面処理又はめっきの作業	物の表面処理又はめっきの作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 表面処理施設（酸又はアルカリによるものに限る。） (2) 脱脂洗浄施設（有機塩素系溶剤（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン及び1, 1, 2-トリグロロエタンに限る。）を用いるもの及び当該有機塩素系溶剤以外の有機溶剤を用いる施設で脱脂洗浄の用に供する槽の内容積が500L以上であるものに限る。） (3) めっき施設（真空めっきに係るものを除く。）
65 有機溶剤を用いて行う物の加工又は接着の作業	有機溶剤を用いて行う物の加工又は接着の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) ラミネーター機 (2) 製膜施設 (3) 自動式塗布施設
66 鉱物又は土石の採取、移送、粉碎、選別又は加工の作業	鉱物又は土石の採取、移送、粉碎、選別又は加工の作業（29に掲げる作業に該当するものを除く。）のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) コンベア施設（ベルトの幅が75cm以上であるものの（密閉式のものを除く。）及びパケットの内容積が0.03m <sup>3</sup> 以上であるもの（密閉式のものを除く。）に限る。） (2) 破碎施設（乾式のものにあっては、原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。） (3) 磨碎施設（乾式のものにあっては、原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。） (4) 分別施設（乾式のものにあっては、原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。）
67 金属その他の物の研磨の作業	金属その他の物の研磨の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) パフ研磨施設（原動機の定格出力の合計が2.2kWを超えるもの（密閉式のものを除く。）に限る。） (2) 電解式研磨施設（特定排水施設に限る。） (3) 湿式研磨施設 (4) プラスト（密閉式のものを除く。） (5) タンブラー
68 炭化水素系物質の受入れ、保管又は出荷の作業	炭化水素系物質の受入れ、保管又は出荷の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 貯蔵施設（原油、揮発油、ナフサ若しくはジェット燃料（1気圧の状態において留出量が5%のときの温度が100℃以下の原油、揮発油、ナフサ又はジェット燃料に限る。）又は有機溶剤（単一成分でないものにあっては1気圧の状態において留出量が5%のときの温度が100℃以下であるもの及び単一成分であるものにあっては1気圧の状態において沸点が100℃以下であるものに限る。）を貯蔵する施設で容量が1,000kL以上であるものに限る。） (2) 出荷施設（揮発油（1気圧の状態において留出量が5%であるときの温度が100℃以下であるも

69 1から68までに掲げる作業のほか、物の製造、加工、修理又は消毒に係る作業で規則で定めるもの

- (1) 鉛筆又は絵の具の製造の作業であって右欄の(1)に掲げる施設を用いる作業
- (2) 鋳型造型の作業（有機自硬性鋳型鋳造法、シェルモールド鋳造法又はフルモールド鋳造法によるものに限る。）のうち右欄の(2)に掲げる施設を用いる作業
- (3) 火薬類の製造の作業のうち右欄の(3)に掲げる施設を用いる作業
- (4) くん蒸の作業のうち右欄の(4)に掲げる施設を用いる作業

のに限る。以下この項において同じ。）をタンク車又はタンクローリーに給油する油槽所及び製油所に設置される出荷施設。ただし、貯蔵施設の容量が合計で1,000 kL以上であるものに限る。）

- (3) 給油施設（自動車に揮発油を給油する施設であって当該施設を設置する給油所の揮発油の貯蔵施設の容量が合計で30kL以上あるものに限る。）

- (1) 混合施設（特定排水施設に限る。）
- (2) 鋳型造型施設
- (3) 洗浄施設（特定排水施設に限る。）
- (4) くん蒸施設（シアノ化水素を用いるものに限る。）

**備考** 重油以外の燃料の重油の量への換算は、液体燃料にあっては当該燃料1 Lが重油1 Lに相当するものとし、石炭にあっては1 kgが重油0.66 Lに相当するものとして算定する。また、気体燃料にあっては次の換算式により算定するものとし、当該換算式中の気体燃料の発熱量は、総発熱量を用い、重油の発熱量は39,558.1725 kJ/Lとする。

$$\text{重油換算燃焼能力 (L/h)} = \text{換算係数} \times \text{気体燃料の燃焼能力 (m³N/h)}$$

$$\text{換算係数} = \text{気体燃料の発熱量 (kJ/m³N)} \div \text{重油の発熱量 (kJ/L)}$$

なお、その他の燃料にあっては、その総発熱量に相当する重油（発熱量は、39,558.1725 kJ/Lとする。）の量に換算するものとする。

別表第2（第31条第1項及び第33条第1項第1号）

排煙の規制基準（硫黄酸化物）

排煙発生施設を設置している指定事業所において排出する硫黄酸化物の量の許容限度は、当該事業所に設置されているすべての排煙発生施設を定格能力で運転する場合に使用される燃料の量を別表第1備考に定める方法により重油の量に換算した量の合計量の区分ごとに施設を定格能力で運転する場合に使用される燃料の量を別表第1備考に定める方法により重油の量に換算した量の合計量の区分ごとに、当該事業所において使用される燃料1 kgの燃焼に伴い発生し、排出口から大気中に排出される硫黄酸化物の量を二酸化硫黄の量に換算した量として、次の表に定めるとおりとする。

区分	0.5kL/h未満	0.5kL/h以上 1.0kL/h未満	1.0kL/h以上 2.0kL/h未満	2.0kL/h以上
二酸化硫黄の量	10 g	8 g	6 g	4 g
	鶴見区、神奈川区、西区及び中区の区域内に設置している指定事業所にあっては、6 g			

**備考** 燃料中の硫黄含有率（単位 重量%）の測定方法は、石油系の液体燃料については規格K2541に定める方法により、固体燃料については規格M8813に定めるエシュカ法又は燃焼容量法によること。ただし、他の方法により硫黄含有率を確認することができる場合は、この限りでない。

別表第3 (第31条第2項及び第33条第1項第2号)

## 排煙の規制基準 (窒素酸化物)

1 ボイラー (別表第1の61の項に掲げるボイラー又は冷暖房施設をいう。以下この表において同じ。) (固体燃料を燃焼させるものを除く。) に係る排出量規制

ボイラーから排出される窒素酸化物の量の許容限度は、次に定めるとおりとする。

$$Q_i = \frac{C_i}{10^4} \times V$$

備考 1 「 $Q_i$ 」とは、ボイラーにおいて排出することができる窒素酸化物の量の許容限度 (単位  $m^3N/h$ ) をいう。

2 「 $C_i$ 」とは、バーナーの燃焼能力に応じ、次の表に定める係数をいう。

(1) ガスを専焼させるもの

バーナーの燃焼能力 (重油換算L/h)	C_i (係数)		
	昭和52年8月1日前に設置された施設 (同日前から設置の工事がされているものを含む。)	昭和52年8月1日以後平成9年4月1日前に設置された施設 (同日前から設置の工事がされているものを含む。)	平成9年4月1日以後に設置された施設
2,000未満	125	105	60
2,000以上10,000未満		105	50
10,000以上25,000未満		80	45
25,000以上		80	20

(2) 液体燃料を専焼させるもの

バーナーの燃焼能力 (重油換算L/h)	C_i (係数)	
	平成9年4月1日前に設置された施設 (同日前から設置の工事がされているものを含む。)	平成9年4月1日以後に設置された施設
2,000未満	150	80
2,000以上10,000未満	150	56
10,000以上25,000未満	136	45
25,000以上	124	25

3 「 $V$ 」とは、次の式により換算した乾き排出ガス量 (単位  $m^3N/h$ ) をいう。

$$V = \frac{21 - O_i}{21} \times V_i$$

(1) 「 $O_i$ 」とは、ボイラーを定格能力で運転する場合の乾き排出ガス中の酸素の濃度 (単位 %) をいう。ただし、当該酸素の濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。

(2) 「 $V_i$ 」とは、ボイラーを定格能力で運転する場合の乾き排出ガス量 (単位  $m^3N/h$ ) をいう。

4 ボイラーから排出される窒素酸化物の量は、次の式により算出された窒素酸化物の量 (単位  $m^3N/h$ ) とする。

$$Q = \frac{C}{10^4} \times V$$

(1) 「 $Q$ 」とは、ボイラーから排出される窒素酸化物の量 (単位  $m^3N/h$ ) をいう。

(2) 「 $C$ 」とは、次の式により算出された窒素酸化物の濃度 (単位 ppm) をいう。この場合において、窒素酸化物の濃度が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の濃度とする。

$$C = \frac{21}{21 - O_s} \times C_s$$

ア 「 $O_s$ 」とは、オルザットガス分析装置を用いる吸収法又はこれと同等の測定値が得られる酸素濃度分析装置を用いる方法により測定された排出ガス中の酸素の濃度 (単位 %) をいう。ただし、当該酸素の濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。

イ 「 $C_s$ 」とは、規格K0104に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度 (単位 ppm) をいう。

5 ここに規定する窒素酸化物の量の排出許容限度が適用される施設は、事業所に設置されるボイラーで伝熱面積が10m<sup>2</sup>以上又は燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上の施設（平成9年4月1日前に設置された小型ボイラー（同日前から設置の工事がされているものを含む。）を除く。）とする。

6 燃料の燃焼能力の重油換算については、重油以外の燃料の重油の量への換算は、液体燃料にあっては当該燃料1Lが重油1Lに相当するものとして算定する。また、気体燃料にあっては次の換算式により算定するものとし、当該換算式中の気体燃料の発热量は、総発热量を用い、重油の発热量は39,558,1725kJ/Lとする。

$$\text{重油換算燃焼能力 (L/h)} = \text{換算係数} \times \text{気体燃料の燃焼能力 (m³N/h)}$$

$$\text{換算係数} = \text{気体燃料の発热量 (kJ/m³N)} / \text{重油の発热量 (kJ/L)}$$

2 ガスタービン、ディーゼルエンジン及びガスエンジンに係る排出量規制

ガスタービン、ディーゼルエンジン及びガスエンジンから排出される窒素酸化物の量の許容限度は、次に定めるとおりとする。

$$Q_i = \frac{C_i}{10^4} \times V$$

備考 1 「Q<sub>i</sub>」とは、各施設において排出することができる窒素酸化物の量の許容限度（単位 m<sup>3</sup>N/h）をいう。

2 「C<sub>i</sub>」とは、施設の種類及び規模に応じ、次の表に定める係数をいう。

施設の種類	施設の規模	C <sub>i</sub> (係数)		
		平成4年4月1日前に設置された施設（同日前から設置の工事がされているものを含む。）	平成4年4月1日以後平成7年10月1日前に設置された施設（同日前から設置の工事がされているものを含む。）	平成7年10月1日以後に設置された施設
ガスタービンのうち ガスを専焼させるもの	定格出力2,000kW未満のもの	50	35	35
	定格出力2,000kW以上 100,000kW未満のもの	35	25	20
	定格出力100,000kW以上 150,000kW未満のもの	35	25	15
	定格出力150,000kW以上のもの	35	25	10
ガスタービンのうち ガスを専焼させるもの以外のもの	定格出力2,000kW未満のもの	60	35	35
	定格出力2,000kW以上 100,000kW未満のもの	50	25	20
	定格出力100,000kW以上 150,000kW未満のもの	50	25	15
	定格出力150,000kW以上のもの	50	25	10
ディーゼルエンジン		190	110	110
ガスエンジン		300	200	200

3 「V」とは、次の式により換算した乾き排出ガス量（単位 m<sup>3</sup>N/h）をいう。

$$V = \frac{21 - O_i}{21 - O_n} \times V_1$$

(1) 「O<sub>n</sub>」とは、ガスタービンにあっては16、ディーゼルエンジンにあっては13、ガスエンジンにあっては0とする。

(2) 「O<sub>i</sub>」とは、各施設を定格能力で運転する場合の乾き排出ガス中の酸素の濃度（単位 %）をいう。ただし、当該酸素の濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。

(3) 「V<sub>i</sub>」とは、各施設を定格能力で運転する場合の乾き排出ガス量（単位 m<sup>3</sup>N/h）をいう。

4 各施設から排出される窒素酸化物の量は、次の式により算出された窒素酸化物の量（単位 m<sup>3</sup>N/h）とする。

$$Q = \frac{C}{10^4} \times V$$

(1) 「Q」とは、各施設から排出される窒素酸化物の量（単位 m<sup>3</sup>N/h）をいう。

(2) 「C」とは、次の式により算出された窒素酸化物の濃度（単位 ppm）をいう。この場合において、窒素酸化物の濃度が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の濃度とする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

ア 「O<sub>n</sub>」とは、ガスタービンにあっては16、ディーゼルエンジンにあっては13、ガスエンジンにあっては0とする。

イ 「O<sub>s</sub>」とは、オルザットガス分析装置を用いる吸収法又はこれと同等の測定値が得られる酸素濃度分析装置を用いる方法により測定された排出ガス中の酸素の濃度（単位 %）をいう。ただし、当該酸素の濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。

ウ 「C<sub>s</sub>」とは、規格K0104に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度（単位 ppm）をいう。

5 ここに規定する窒素酸化物の量の排出許容限度が適用される施設は、事業所に設置されるガスタービン又はディーゼルエンジンにあっては燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上の施設及びガスエンジンにあっては燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35L以上の施設とする。ただし、平成元年2月1日前に設置されたもの（同日前に設置の工事がされていたものを含む。）及び専ら非常用に用いられるものを除く。

6 燃料の燃焼能力の重油換算については、重油以外の燃料の重油の量への換算は、液体燃料にあっては当該燃料1Lが重油1Lに相当するものとして算定する。また、気体燃料にあっては次の換算式により算定するものとし、当該換算式中の気体燃料の発熱量は、総発熱量を用い、重油の発熱量は39,558,1725kJ/Lとする。

重油換算燃焼能力 (L/h) = 換算係数 × 気体燃料の燃焼能力 (m<sup>3</sup>N/h)

換算係数 = 気体燃料の発熱量 (kJ/m<sup>3</sup>N) ÷ 重油の発熱量 (kJ/L)

## 別表第4 (第31条第3項並びに第33条第1項第3号並びに第2項第3号及び第4号)

排煙の規制基準(炭化水素系物質)

事業所において発生する炭化水素系物質に係る規制基準は、次に定めるとおりとする。

## 1 別表第1の68の項に掲げる貯蔵施設、出荷施設及び給油施設に係る基準

施設	施設に備えるべき設備の基準
貯蔵施設	貯蔵施設の屋根の構造を浮屋根式とするか、又はこれと同等以上の炭化水素系物質の排出防止効果を有する装置を設置すること。
出荷施設	炭化水素系物質の排出口における濃度が8容量%以下である排出防止装置又は炭化水素系物質の除去率が温度20°Cにおいて80%以上である排出防止装置を設置すること。
給油施設	通気管において蒸気返還方式接続設備を設けること。

備考 出荷施設から排出する炭化水素系物質の濃度及び除去率の測定は、水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法によること

## 2 別表第1の68の項に掲げる貯蔵施設、出荷施設及び給油施設以外の指定施設に係る基準

## (1) 濃度

炭化水素系物質の種類	排出することができる炭化水素系特定物質の濃度
ベンゼン	10ppm
トルエン	100ppm
キシレン	150ppm
トリクロロエチレン	50ppm
テトラクロロエチレン	50ppm
ジクロロメタン	50ppm
ホルムアルデヒド	5ppm
フェノール	5ppm

備考 1 この規制基準の数値は、希釈しない状態において測定する場合のものである。

2 炭化水素系特定物質の濃度の測定方法は、次に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。

(1) ベンゼン 規格K0088に定める方法又は神奈川県知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法(昭和63年神奈川県告示第312号に定める方法をいう。以下同じ。)

(2) トルエン 神奈川県知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法

(3) キシレン 神奈川県知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法

(4) トリクロロエチレン 神奈川県知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法

(5) テトラクロロエチレン 神奈川県知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法

(6) ジクロロメタン 神奈川県知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法

(7) ホルムアルデヒド 規格K0303に定める方法

(8) フェノール 規格K0086に定めるガスクロマトグラフ法

## (2) 排出の方法

炭化水素系物質の排出に当たっては、次のいずれかの対策を講ずるものとする。

ア 炭化水素系特定物質に係る排煙は、付近に被害が生じないように、ダクト等により導き、一定の位置及び高さの排出口から排出すること。

イ 炭化水素系物質に係る排煙の排出に当たっては、炭化水素系物質の含有率が20重量%以下の塗料、インキ、脱脂剤、洗浄剤等の低公害の原材料の使用、取扱量の削減等の対策を講じ、排出量を低減すること。

ウ 低公害の原材料の使用、取扱量の削減等の対策が困難な場合は、塗料、インキ、脱脂剤、洗浄剤等から発生する炭化水素系物質に係る排出防止装置の設置その他の方法を用いて排出量を低減すること。

## 別表第5 (第31条第4項並びに第33条第1項第5号並びに第2項第5号ア及びイ)

## 排煙の規制基準 (ばいじん)

事業所において排出するばいじんの量及び濃度の許容限度並びに廃棄物焼却炉及び排出ガス処理施設の設備基準は、次に定めるとおりとする。

## 1 廃棄物焼却炉に係る基準

## (1) 廃棄物焼却炉に係る排出量規制基準

$$Q_i = C_i \times V$$

- 備考 1 「Q<sub>i</sub>」とは、廃棄物焼却炉において排出することができるばいじんの量の許容限度(単位 g/h)をいう。  
2 「C<sub>i</sub>」とは、施設の規模に応じ次に定める係数をいう。

施設の規模	C <sub>i</sub> (係数)		
	平成9年4月1日前に設置された廃棄物焼却炉(同日前から設置の工事がされていたものを含む。)	平成9年4月1日以後平成15年4月1日前に設置された廃棄物焼却炉(平成15年4月1日前から設置の工事がされていたものを含む。)	平成15年4月1日以後に設置された廃棄物焼却炉
1時間当たりの焼却能力が200kg未満(火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上のものを除く。)	0.25	0.25	0.15
1時間当たりの焼却能力が200kg以上625kg未満(200kg未満であって、火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上のものを含む。)	0.15	0.15	0.15
1時間当たりの焼却能力が625kg以上1,000kg未満	0.15	0.10	0.10
1時間当たりの焼却能力が1,000kg以上2,000kg未満	0.10	0.10	0.10
1時間当たりの焼却能力が2,000kg以上4,000kg未満	0.08	0.08	0.08
1時間当たりの焼却能力が4,000kg以上	0.04	0.04	0.04

- 3 「V」とは、次の式により換算された乾き排出ガス量(単位 m<sup>3</sup>N/h)をいう。

$$V = \frac{21 - O_i}{9} \times V_i$$

- (1) 「O<sub>i</sub>」とは、廃棄物焼却炉を定格で運転する場合の乾き排出ガス中の酸素の濃度(単位 %)をいう。  
(2) 「V<sub>i</sub>」とは、廃棄物焼却炉を定格で運転する場合の乾き排出ガス量(単位 m<sup>3</sup>N/h)をいう。

- 4 廃棄物焼却炉から排出されるばいじんの量は、次の式により算出されたばいじんの量とする。

$$Q = C \times V_c \times \frac{V}{V_c}$$

- (1) 「Q」とは、廃棄物焼却炉から排出されるばいじんの量(単位 g/h)をいう。  
(2) 「C」とは、次の式により算出されたばいじんの濃度(単位 g/m<sup>3</sup>N)をいう。

$$C = \frac{9}{21 - O_s} \times C_s$$

ア 「O<sub>s</sub>」とは、規格K0301に定める連続分析法により測定された乾き排出ガス中の酸素の採取時間における平均濃度(単位 %)をいう。ただし、当該酸素の濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。

イ 「C<sub>s</sub>」とは、規格Z8808に定める方法により測定された乾き排出ガス中のばいじん濃度(単位 g/m<sup>3</sup>N)をいう。

ウ 「O<sub>s</sub>」及び「C<sub>s</sub>」の測定は、原則として同一の一工程において同時に測定したもの用いるものとする。

- (3) 「V<sub>c</sub>」とは、次の式により算出された乾き排出ガス量(単位 m<sup>3</sup>N/h)をいう。

$$Vc = \frac{21 - Os}{9} \times Vs$$

ア 「Vs」とは、規格Z8808に定める方法により算出される乾き排出ガス量（単位 m<sup>3</sup>/h）をいう。

(4) 「Vc」が「V」を超える場合にあっては、V/Vc = 1とする。

(2) 廃棄物焼却炉の設備基準及び排出ガス処理施設の設備基準

ア 廃棄物焼却炉の設備基準

施設の規模	設備基準
1時間当たりの焼却能力が200kg未満（火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上のものを除く。）	<ol style="list-style-type: none"> <li>一次燃焼室、助燃バーナーを備えた二次燃焼室及び通風を調整できる設備又はこれらと同等以上の効果を有すると認められる方法を講じた設備を設置すること。</li> <li>炉内温度計、集じん装置入口温度計、酸素濃度計及び一酸化炭素濃度計並びにそれらの記録装置を設置すること（集じん装置入口温度計、酸素濃度計及び一酸化炭素濃度計については、プラスチック類を含むごみを焼却する施設に限る。）。</li> <li>空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなくごみを焼却できるものであること。</li> <li>外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が設けられていること（ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備にあっては、この限りでない。）。</li> </ol>
1時間当たりの焼却能力が200kg以上（200kg未満であって、火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上のものを含む。）	<ol style="list-style-type: none"> <li>一次燃焼室、助燃バーナーを備えた二次燃焼室及び通風を調整できる設備又はこれらと同等以上の効果を有すると認められる方法を講じた設備を設置すること。</li> <li>炉内温度計、集じん装置入口温度計、酸素濃度計及び一酸化炭素濃度計並びにそれらの記録装置を設置すること。</li> <li>空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなくごみを焼却できるものであること。</li> <li>外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が設けられていること（ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備にあっては、この限りでない。）。</li> <li>投入する焼却物の重量を検量する装置及びその記録装置を設置すること（ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備にあっては、この限りでない。）。</li> </ol>

イ 廃棄物焼却炉に係る排出ガス処理施設の設備基準

区分	施設の規模	設備基準
平成15年4月1日前に設置された廃棄物焼却炉（同日前から設置の工事がされていたもののを含む。）	1時間当たりの焼却能力が200kg未満（火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上のものを除く。）	サイクロン若しくは洗浄集じん装置又はこれらと同等以上の機能を有する集じん装置を設置すること。また、プラスチック類を含むごみを焼却する施設にあっては、排出ガス冷却装置も設置すること。
	1時間当たりの焼却能力が200kg以上625kg未満（200kg未満であって、火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上のものを含む。）	排出ガス冷却装置及びバグフィルター又はこれらと同等以上の機能を有する集じん装置を設置すること。
	1時間当たりの焼却能力が625kg以上	排出ガス冷却装置並びにサイクロン及びバグフィルター又はこれらと同等以上の機能を有する集じん装置を設置すること。
平成15年4月1日以後に設置された廃棄物焼却炉	1時間当たりの焼却能力が200kg未満（火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上のものを除く。）	バグフィルター又はこれと同等以上の機能を有する集じん装置を設置すること。また、プラスチック類を含むごみを焼却する施設にあっては、排出ガス冷却装置も設置すること。
	1時間当たりの焼却能力が200kg以上（200kg未満であって、火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上のものを含む。）	排出ガス冷却装置並びにサイクロン及びバグフィルター又はこれらと同等以上の機能を有する集じん装置を設置すること。

備考 1 二次燃焼室は、燃焼ガスが800℃以上の状態で1秒間（一次燃焼室と合わせて、2秒間）以上滞留できる容積・構造のものとする。ただし、1時間当たりの焼却能力が200kg未満（火格子面積が2m<sup>2</sup>以上のものを除く。）の廃棄物焼却炉については、燃焼ガスが800℃以上の状態で0.5秒間（一次燃焼室と合わせて、1秒間）以上滞留できる容積・構造のものとする。

2 排出ガス測定口を設置することとし、排出ガスを空気で希釈する場合にはその影響を受けない位置に設置すること。

2 廃棄物焼却炉以外の施設に係る濃度規制基準

番号	施設の種類	施設の規模	排出することができるばいじんの濃度（単位g/m <sup>3</sup> N）		
			一般甲	一般乙	特別
1	条例別表の1の項に掲げる作業に係る加熱炉		排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 以上	0.10	0.10
			排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 未満	0.15	0.10
2	条例別表の1の項に掲げる作業に係る流動接触分解施設に係る触媒再生塔			0.20	0.15
3	条例別表の1の項に掲げる作業に係る硫黄回収施設に係る燃焼炉			0.10	0.10
4	条例別表の2の項に掲げる作業に係る加熱炉		排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 以上	0.10	0.10
			排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 未満	0.15	0.10
5	条例別表の14の項に掲げる作業に係る加熱炉		排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 以上	0.10	0.10
			排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 未満	0.15	0.10
6	条例別表の14の項に掲げる作業に係る直火炉			0.20	0.20
7	条例別表の16の項に掲げる作業に係る焙燒炉		排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 以上	0.10	0.10
			排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 未満	0.15	0.15
8	条例別表の17の項に掲げる作業に係る溶解炉（鉛系顔料の製造の用に供するものに限る。）		排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 以上	0.10	0.10
			排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 未満	0.15	0.15
9	条例別表の17の項に掲げる作業に係る溶解炉（8の項に掲げるものを除く。）		排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 以上	0.10	0.10
			排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 未満	0.20	0.20
10	条例別表の17の項に掲げる作業に係る反応炉		排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 以上	0.15	0.10
			排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 未満	0.20	0.20
11	条例別表の18の項に掲げる作業に係る焙燒炉		排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 以上	0.10	0.10
			排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 未満	0.15	0.15
12	条例別表の19の項に掲げる作業に係る焙燒炉		排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 以上	0.10	0.10
			排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 未満	0.15	0.15
13	条例別表の19の項に掲げる作業に係る煅燒炉		排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 以上	0.25	0.20
			排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 未満	0.30	0.20
14	条例別表の19の項に掲げる作業に係る直火炉及び反応炉		排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 以上	0.15	0.10
			排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 未満	0.20	0.20
15	条例別表の20の項に掲げる作業に係るコークス炉			0.15	0.15
16	条例別表の22の項に掲げる作業に係る溶鉱炉（高炉に限る。）			0.05	0.05

17	条例別表の22の項に掲げる作業に係る溶鉱炉（16の項に掲げるものを除く。）	排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 未満	0.15	0.15	0.08
18	条例別表の22の項に掲げる作業に係る転炉		0.10	0.10	0.08
19	条例別表の22の項に掲げる作業に係る平炉	排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 未満	0.20	0.20	0.10
20	条例別表の22の項に掲げる作業に係る焼結炉		0.15	0.15	0.10
21	条例別表の22の項に掲げる作業に係る金属溶解炉	排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 未満	0.20	0.20	0.10
22	条例別表の22の項に掲げる作業に係る金属加熱炉	排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 以上	0.10	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 未満	0.20	0.20	0.10
23	条例別表の22の項に掲げる作業に係る焙燒炉	排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 未満	0.15	0.15	0.10
24	条例別表の22の項に掲げる作業に係る製鋼用電気炉（珪素の含有率が40%以上の合金鉄の製造の用に供するものに限る。）		0.20	0.20	0.10
25	条例別表の22の項に掲げる作業に係る製鋼用電気炉（珪素の含有率が40%未満の合金鉄の製造の用に供するものに限る。）		0.15	0.15	0.08
26	条例別表の22の項に掲げる作業に係る製鋼用電気炉（24の項及び25の項に掲げるものを除く。）		0.10	0.10	0.05
27	条例別表の23の項に掲げる作業に係る金属溶解炉	排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 未満	0.20	0.20	0.10
28	条例別表の23の項に掲げる作業に係る金属加熱炉	排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 以上	0.10	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 未満	0.20	0.20	0.10
29	条例別表の23の項に掲げる作業に係る煅燒炉	排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 以上	0.25	0.20	0.10
		排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 未満	0.30	0.20	0.15
30	条例別表の23の項に掲げる作業に係る反応炉及び直火炉	排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 未満	0.20	0.20	0.10
31	条例別表の23の項に掲げる作業に係る焼結炉		0.15	0.15	0.10
32	条例別表の24の項に掲げる作業に係る金属溶解炉	排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 未満	0.20	0.20	0.10
33	条例別表の24の項に掲げる作業に係る金属加熱炉	排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 以上	0.10	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 未満	0.20	0.20	0.10
34	条例別表の25の項に掲げる作業に係る金属溶解炉（鉛蓄電池の製造の用に供するものに限る。）	排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 未満	0.15	0.15	0.08
35	条例別表の25の項に掲げる作業に係る金属溶解炉（34の項に掲げるものを除く。）	排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> 未満	0.20	0.20	0.10

36	条例別表の25の項に掲げる作業に係る金属加熱炉	排出ガス量が40,000m³以上	0.10	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m³未満	0.20	0.20	0.10
37	条例別表の26の項から28の項までに掲げる作業に係る金属溶解炉	排出ガス量が40,000m³以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m³未満	0.20	0.20	0.10
38	条例別表の26の項から28の項までに掲げる作業に係る金属加熱炉	排出ガス量が40,000m³以上	0.10	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m³未満	0.20	0.20	0.10
39	条例別表の29の項に掲げる作業に係る焼成炉	排出ガス量が40,000m³以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m³未満	0.25	0.20	0.15
40	条例別表の29の項に掲げる作業に係る骨材乾燥炉		0.50	0.40	0.20
41	条例別表の30の項に掲げる作業に係る焼成炉(セメントの製造の用に供するものに限る。)		0.10	0.10	0.05
42	条例別表の31の項に掲げる作業に係る溶融炉(板ガラス又はガラス繊維製品(ガラス繊維を含む。)の製品の製造の用に供するものに限る。)	排出ガス量が40,000m³以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m³未満	0.15	0.15	0.08
43	条例別表の31の項に掲げる作業に係る溶融炉(光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造の用に供するものに限る。)	排出ガス量が40,000m³以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m³未満	0.15	0.15	0.08
44	条例別表の31の項に掲げる作業に係る溶融炉(42の項及び43の項に掲げるものを除く。)	排出ガス量が40,000m³以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m³未満	0.20	0.20	0.10
45	条例別表の32の項及び33の項に掲げる作業に係る焼成炉	排出ガス量が40,000m³以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m³未満	0.25	0.20	0.15
46	条例別表の34の項に掲げる作業に係る焼成炉(耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するものに限る。)	排出ガス量が40,000m³以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m³未満	0.20	0.20	0.10
47	条例別表の34の項に掲げる作業に係る焼成炉(46の項に掲げるものを除く。)	排出ガス量が40,000m³以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m³未満	0.25	0.20	0.15
48	条例別表の40の項から42の項まで及び44の項に掲げる作業に係る直火炉		0.20	0.20	0.10
49	条例別表の46の項に掲げる作業に係る <u>焙せん施設</u>		0.20	0.20	0.10
50	条例別表の48の項に掲げる作業に係る直火炉及び <u>焙せん施設</u>		0.20	0.20	0.10
51	条例別表の49の項に掲げる作業に係るガスタービン		0.05	0.05	0.03
52	条例別表の49の項に掲げる作業に係るディーゼルエンジン		0.10	0.08	0.08
53	条例別表の49の項に掲げる作業に係るガスエンジン		0.05	0.05	0.04
54	条例別表の50の項に掲げる作業に係るガス発生炉		0.05	0.05	0.03
55	条例別表の50の項に掲げる作業に係る加熱炉		0.10	0.10	0.03
56	条例別表の50の項に掲げる作業に係るコークス炉		0.15	0.15	0.10

57	条例別表の51の項に掲げる作業に係る金属回収焼却炉（連続炉に限る。）	排出ガス量が40,000 m³以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000 m³未満	0.50	0.40	0.25
58	条例別表の51の項に掲げる作業に係る金属回収焼却炉（57の項に掲げるものを除く。）		0.50	0.40	0.25
59	条例別表の51の項に掲げる作業に係る金属溶解炉	排出ガス量が40,000 m³以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000 m³未満	0.20	0.20	0.10
60	条例別表の54の項に掲げる作業に係る廃ガス燃焼施設		0.20	0.10	0.10
61	条例別表の55の項及び59の項に掲げる作業に係る金属加熱炉	排出ガス量が40,000 m³以上	0.10	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000 m³未満	0.20	0.20	0.10
62	条例別表の61の項に掲げる作業に係る発電用ボイラー（石炭を燃焼させるものに限り、66の項に掲げるものを除く。）	排出ガス量が200,000 m³以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が200,000 m³未満	0.20	0.20	0.10
63	条例別表の61の項に掲げる作業に係るボイラー（石炭を燃焼させるものに限り、62の項及び66の項に掲げるものを除く。）	排出ガス量が200,000 m³以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000 m³以上 200,000 m³未満	0.20	0.20	0.10
		排出ガス量が40,000 m³未満	0.30	0.20	0.15
64	条例別表の61の項に掲げる作業に係るボイラー（ガスを専焼するものに限り、66の項に掲げるものを除く。）	排出ガス量が40,000 m³以上	0.10	0.05	0.03
		排出ガス量が40,000 m³未満	0.30	0.10	0.05
		排出ガス量が200,000 m³以上	0.10	0.05	0.04
65	条例別表の61の項に掲げる作業に係るボイラー（液体燃料を燃焼するものに限り、66の項に掲げるものを除く。）	排出ガス量が40,000 m³以上 200,000 m³未満	0.20	0.05	0.05
		排出ガス量が40,000 m³未満	0.30	0.20	0.15
66	条例別表の61の項に掲げる作業に係るボイラー（条例別表の1の項に掲げる作業に係る流動接触分解施設に係る触媒再生塔に附属するものに限る。）		0.30	0.20	0.15
67	条例別表の61の項に掲げる作業に係るボイラー（62の項から66の項までに掲げるものを除く。）	排出ガス量が40,000 m³以上	0.30	0.20	0.15
		排出ガス量が40,000 m³未満	0.30	0.20	0.20
68	条例別表の61の項に掲げる作業に係る冷暖房施設（ガスを専焼させるものに限る。）		0.10	0.10	0.05
69	条例別表の61の項に掲げる作業に係る冷暖房施設（68の項に掲げるものを除く。）		0.30	0.20	0.15
70	条例別表の62の項に掲げる作業に係る焼付け炉	排出ガス量が40,000 m³以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000 m³未満	0.20	0.20	0.10
71	条例別表の63の項に掲げる作業に係る乾燥炉	排出ガス量が40,000 m³以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000 m³未満	0.20	0.20	0.10

備考 1 「一般甲」とは、昭和46年6月23日以前に設置された施設について適用する基準である。

2 「一般乙」とは、昭和46年6月24日から昭和57年5月31日までの間に設置された施設について適用する基準である。

3 「特別」とは、昭和57年6月1日以後に設置された施設について適用する基準である。

4 この規制基準は、64の項及び65の項に掲げる施設のうち、小型ボイラーについては、適用しない。

- 5 この規制基準は、燃料の点火若しくは灰の除去のための火層整理又はすすの掃除に伴って排出されるばいじん（1時間につき合計6分間に超えない時間内に排出されるものに限る。）については適用しない。
- 6 この規制基準は、排出するばいじんの濃度が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の濃度について適用する。
- 7 排出することができるばいじんの濃度の欄に掲げるばいじんの濃度は、熱源として電気を使用する施設、6の項から14の項まで、16の項から39の項まで、45の項、48の項から50の項まで、57の項から61の項まで、65の項に掲げる施設のうち排出ガス量が10,000m<sup>3</sup>未満のボイラー、67の項及び69の項に掲げる施設、40の項及び71の項に掲げる施設のうち直接熱風乾燥炉並びに70の項に掲げる施設のうち直接熱風焼付け炉にあっては規格Z8808に定める方法により測定されたばいじんの濃度とし、その他の施設にあっては次の式により算出されたばいじんの濃度とする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

- (1) 「C」とは、ばいじんの濃度（単位 g/m<sup>3</sup>N）をいう。
- (2) 「O<sub>n</sub>」とは、次の表の左欄に掲げる各項の施設について同表の右欄に掲げる数値をいう。

53の項	0
65の項、66の項	4
64の項、68の項	5
1の項、2の項、4の項、5の項、62の項、63の項	6
15の項、54の項、55の項、56の項	7
3の項	8
41の項	10
52の項	13
42の項、44の項、47の項	15
40の項、43の項、51の項、70の項、71の項	16
46の項	18

- (3) 「O<sub>s</sub>」とは、オルザットガス分析装置を用いる吸収法又はこれと同等の測定値が得られる酸素濃度分析装置を用いる方法により測定された排出ガス中の酸素の濃度（単位 %）をいう。ただし、当該酸素の濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。
- (4) 「C<sub>s</sub>」とは、規格Z8808に定める方法により測定されたばいじんの濃度（単位 g/m<sup>3</sup>N）をいう。

### 3 廃棄物焼却炉以外の施設に係る設備基準

施設の種類	施設の規模	設備基準
ボイラー	液体燃料を使用するものでバーナーの重油換算燃焼能力が1,000L/h以上のもの（規格K2203に定める1号灯油を専焼するものを除く。）	電気集じん装置又はこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設置すること。
金属溶解炉のうちキュボラ		バグフィルター又はこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設置すること。
ガラス溶融炉	バーナーの重油換算燃焼能力が500L/h以上のもの	電気集じん装置又はこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設置すること。
煅焼炉	バーナーの重油換算燃焼能力が500L/h以上のもの	電気集じん装置又はこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設置すること。
骨材乾燥炉		バグフィルター又はこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設置すること。

別表第6 (第31条第5項及び第33条第2項第3号)

## 排煙の規制基準 (排煙指定物質)

事業所において排出する排煙指定物質の濃度及び量の許容限度並びに排出の方法は、次に定めるとおりとする。

## 1 排煙指定物質の濃度の許容限度

物質の種類	排出することができる物質の濃度
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして $0.5\text{mg}/\text{m}^3\text{N}$
塩素	1 ppm ( $3.17\text{mg}/\text{m}^3\text{N}$ )
塩化水素	$8\text{mg}/\text{m}^3\text{N}$ (5 ppm)
ふっ素、 <sup>フロ</sup> 化水素及び <sup>フロ</sup> 化珪素	ふっ素として $2.5\text{mg}/\text{m}^3\text{N}$
鉛及びその化合物	鉛として $10\text{mg}/\text{m}^3\text{N}$
アンモニア	50 ppm
シアソン化合物	10 ppm又はシアソンとして $11.6\text{mg}/\text{m}^3\text{N}$
窒素酸化物	二酸化窒素 100 ppm 全窒素酸化物 200 ppm
二酸化硫黄	5 ppm
硫酸化水素	10 ppm

備考 1 この規制基準の数値は、希釈しない状態において測定する場合のものである。

2 この規制基準は、条例第2条第10号アに定める硫酸化物及び同号イに定める窒素酸化物については、適用しない。

3 この規制基準は、廃棄物焼却炉から排出される排出ガス中の塩化水素については、適用しない。

4 排煙指定物質の濃度の測定の方法は、次に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるとところによる。

- |  |               |
|--|---------------|
| (1) カドミウム及びその化合物                                   | 規格K0083に定める方法 |
| (2) 塩素   | 規格K0106に定める方法 |
| (3) 塩化水素   | 規格K0107に定める方法 |
| (4) ふっ素、ふっ素、 <sup>フロ</sup> 化水素及び <sup>フロ</sup> 化珪素 | 規格K0105に定める方法 |
| (5) 鉛及びその化合物                                       | 規格K0083に定める方法 |
| (6) アンモニア  | 規格K0099に定める方法 |
| (7) シアソン化合物  | 規格K0109に定める方法 |
| (8) 窒素酸化物  | 規格K0104に定める方法 |
| ア 二酸化窒素  | 規格K0104に定める方法 |
| イ 全窒素酸化物   | 衛生試験法に定める方法   |
| (9) 二酸化硫黄  | 規格K0108に定める方法 |
| (10) 硫化水素  |               |

## 2 廃棄物焼却炉から排出される排出ガス中の塩化水素の量の許容限度

$$Q_i = C_i \times V \times 10^{-3}$$

備考 1 「 $Q_i$ 」とは、排出することができる塩化水素の量の許容限度 (単位  $\text{g}/\text{h}$ ) をいう。

2 「 $C_i$ 」とは、施設の規模に応じて次に定める係数をいう。

施設の規模	C_i (係数)			
	昭和50年4月1日前に設置された廃棄物焼却炉	昭和50年4月1日以後昭和57年4月1日前に設置された廃棄物焼却炉	昭和57年4月1日以後平成9年4月1日前に設置された廃棄物焼却炉	平成9年4月1日以後に設置された廃棄物焼却炉
1時間当たりの焼却能力が200 kg未満 (火格子面積が2 m <sup>2</sup> 以上のものを除く。)	700	700	700	50

1時間当たりの焼却能力が 200 kg以上（200 kg未満で あって、火格子面積が2 m <sup>2</sup> 以上のものを含む。）	700	500	400	50
--	-----	-----	-----	----

3 「V」とは、次の式により換算された乾き排出ガス量（単位 m<sup>3</sup>N/h）をいう。

$$V = \frac{21 - O_i}{9} \times V_1$$

- (1) 「O<sub>i</sub>」とは、廃棄物焼却炉を定格で運転する場合の乾き排出ガス中の酸素の濃度（単位 %）をいう。  
 (2) 「V<sub>1</sub>」とは、廃棄物焼却炉を定格で運転する場合の乾き排出ガス量（単位 m<sup>3</sup>N/h）をいう。

4 廃棄物焼却炉から排出される塩化水素の量は、次の式により算出された量とする。

$$Q = C \times V_c \times \frac{V}{V_c} \times 10^{-3}$$

- (1) 「Q」とは、廃棄物焼却炉から排出される塩化水素の量（単位 g/h）をいう。  
 (2) 「C」とは、次の式により算出された塩化水素の濃度（単位 mg/m<sup>3</sup>N）をいう。

$$C = \frac{9}{21 - O_s} \times C_s$$

ア 「O<sub>s</sub>」とは、規格K0301に定める連続分析法により測定された乾き排出ガス中の酸素の採取時間における平均濃度（単位 %）をいう。ただし、当該酸素の濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。

イ 「C<sub>s</sub>」とは、規格K0107に定める方法により測定された塩化水素の濃度（単位 mg/m<sup>3</sup>N）をいう。

ウ 「O<sub>s</sub>」及び「C<sub>s</sub>」の測定は、原則として同一の一工程において同時に測定したものを用いるものとする。

(3) 「V<sub>c</sub>」とは、次の式により算出された乾き排出ガス量（単位 m<sup>3</sup>N/h）をいう。

$$V_c = \frac{21 - O_s}{9} \times V_s$$

ア 「V<sub>s</sub>」とは、規格Z8808に定める方法により算出される乾き排出ガス量（単位 m<sup>3</sup>N/h）をいう。

(4) 「V<sub>c</sub>」が「V」を超える場合にあっては、V/V<sub>c</sub> = 1とする。

5 ここに規定する塩化水素の量の許容限度は、平成9年4月1日以後平成15年4月1日前に設置された廃棄物焼却炉のうち連続式で1時間当たりの焼却能力が4,000 kg以上のもの及び平成15年4月1日以後に設置された廃棄物焼却炉のうち連続式で1時間当たりの焼却能力が2,000 kg以上のものについては、適用しない。

6 廃棄物焼却炉には、燃料の燃焼に伴い塩化水素を排出する施設を含むものとする。

### 3 排出の方法

- (1) 排煙指定物質に係る排煙は、付近に被害が生じないようにダクト等により導き、一定の位置及び高さの排出口から排出すること。  
 (2) 排煙指定物質のうち、廃棄物焼却炉（連続式のもの及びプラスチック類を含むものを焼却する設備に限る。）から排出される排出ガス中の塩化水素は、塩化水素除去装置による処理を行った後に排出すること。また、排出ガス中の塩化水素濃度を連続的に測定し、及びその結果を記録すること。

別表第7 (第31条第6項並びに第33条第1項第6号及び第2項第6号)

## 排煙の規制基準 (ダイオキシン類)

事業所において排出するダイオキシン類の濃度の許容限度は、次に定めるとおりとする。

番号	施設の種類	施設の規模	許容限度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)		
			平成12年1月15日前に設置されたもの	平成12年1月15日以後に設置されたもの	
1	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が1時間当たり1t以上のもの	1	0.1	
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）	変圧器の定格容量が1,000kVA以上のもの	5	0.5	
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉢炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5t以上のもの	10	1	
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉にあっては原料の処理能力が1時間当たり0.5t以上のもの、溶解炉にあっては容量が1t以上のもの	5	1	
5	廃棄物焼却炉	火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計）が0.5m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50kg以上のもの	焼却能力が4,000kg/h以上のもの（焼却能力が4,000kg/h未満で乾き排出ガス量が36,000m <sup>3</sup> N/h（O <sub>2</sub> =12%換算）以上のものを含む。）  焼却能力が2,000kg/h以上4,000kg/h未満のもの（乾き排出ガス量が36,000m <sup>3</sup> N/h（O <sub>2</sub> =12%換算）以上のものを除き、焼却能力が2,000kg/h未満で乾き排出ガス量が19,500m <sup>3</sup> N/h（O <sub>2</sub> =12%換算）以上のものを含む。）  焼却能力が2,000kg/h未満のもの（乾き排出ガス量が19,500m <sup>3</sup> N/h（O <sub>2</sub> =12%換算）以上のものを除く。）	1 5 10	0.1 1 5

備考 ダイオキシン類の濃度の測定は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）第2条に定める方法による

別表第8 (第31条第7項)

## 排煙の規制基準 (粒子状物質)

粒子状物質に係る規制基準は、次に定めるとおりとする。

## 1 粒子状物質の排出基準

指定事業所において排出する粒子状物質の量の許容限度は、次に定めるとおりとする。

$$Q_{PM} = A (a Q_0 + b Q_N + c Q_S + d Q_H)^B$$

なお、「A」、「B」及び「a」は1、「b」は0.114、「c」は0.213、「d」は0.915とする。

備考 1 「 $Q_{PM}$ 」とは、指定事業所に設置されているばい煙発生施設（休止中の施設、非常用の施設及び電気のみを熱源とする施設を除く。）が最大能力で使用される場合に排出することができる粒子状物質の量をいう。

2 「 $Q_{D1}$ 」とは、次の式により算出されるばいじんの量（単位 kg/h）をいう。

$$Q_D = Q_{D1} + Q_{D2}$$

(1) 「 $Q_{D1}$ 」とは、次に掲げる方法により算出したばいじんの量（単位 kg/h）をいう。

$W_{D1}$ が1kL/h以上の場合	$Q_{D1} = 0.363 W_{D1}^{0.865}$
$W_{D1}$ が1kL/h未満の場合	$Q_{D1} = 0.363 W_{D1}$

「 $W_{D1}$ 」とは、事業所に設置されている廃棄物焼却炉以外のばい煙発生施設（平成15年4月1日以後に設置されたもの又は燃料種類を変更したものに限る。気体燃料（都市ガス、液化天然ガス、液化石油ガス等をいう。）又は規格K2203に定める1号灯油を専焼する施設を除く。）で使用される燃料の重油換算燃焼能力（単位 kL/h）の合計をいう。この場合において、ボイラ（流動接触分解装置のうち触媒再生塔に付属するものを除く。）、ガスタービン、ガスエンジン及びディーゼルエンジンにあっては、当該施設で使用される燃料の重油換算燃焼能力に0.4の係数を乗じるものとする。

(2) 「 $Q_{D2}$ 」とは、次に掲げる方法により算出したばいじんの量（単位 kg/h）をいう。

$$Q_{D2} = 0.3 W_{D2}^{0.95}$$

「 $W_{D2}$ 」とは、事業所に設置されている廃棄物焼却炉（平成15年4月1日以後に設置された連続式で焼却能力が2t/h以上のものに限る。）の焼却能力（単位 t/h）の合計をいう。

3 「 $Q_N$ 」とは、次の式により算出した窒素酸化物の量（単位 kg/h）をいう。

$$Q_N = Q_{N1} + Q_{N2}$$

(1) 「 $Q_{N1}$ 」とは、次に掲げる方法により算出した窒素酸化物の量（単位 kg/h）をいう。

$W_{N1}$ が1kL/h以上の場合	$Q_{N1} = 1.06 W_{N1}^{0.865} \times F_N$
$W_{N1}$ が1kL/h未満の場合	$Q_{N1} = 1.06 W_{N1} \times F_N$

ア 「 $W_{N1}$ 」とは、事業所に設置されている廃棄物焼却炉以外のばい煙発生施設（小型ボイラのうち昭和63年3月1日前に設置されたものを除く。）で使用される燃料の重油換算燃焼能力（単位 kL/h）に、次の表に掲げる施設の種類、規模等及び設置時期ごとの係数を乗じたものの合計をいう。

番号	施設の種類	施設の規模等	施設の設置時期	係数
1	ボイラー	小型ボイラー以外のボイラー	平成7年9月1日以後	0.49
			昭和52年8月1日以後平成7年9月1日前	0.75
			昭和52年8月1日前	1.0
		小型ボイラー（伝熱面積10m <sup>2</sup> 未満で重油換算燃焼能力が50L/h以上のもの）	平成7年9月1日以後	0.49
			昭和63年3月1日以後平成7年9月1日前	1.0
2	ガスタービン	定格出力が2,000kW以上のもの	平成15年4月1日以後	0.25
			平成7年9月1日以後平成15年4月1日前	0.49
			平成4年4月1日以後平成7年9月1日前	0.84
			昭和63年3月1日以後平成4年4月1日前	1.6
			昭和63年3月1日前	2.0

		定格出力が 2,000 kW未満のもの	平成 7 年 9 月 1 日以後 平成 4 年 4 月 1 日以後平成 7 年 9 月 1 日前 昭和 63 年 3 月 1 日以後平成 4 年 4 月 1 日前 昭和 63 年 3 月 1 日前	0.8 1.18 1.6 2.0
3	ガスエンジン及びガソリンエンジン	定格出力が 2,000 kW以上のも	平成 15 年 4 月 1 日以後 平成 7 年 9 月 1 日以後平成 15 年 4 月 1 日前 平成 3 年 5 月 1 日以後平成 7 年 9 月 1 日前	0.25 0.49 1.6
			平成 3 年 5 月 1 日前	2.4
		定格出力が 2,000 kW未満のもの	平成 7 年 9 月 1 日以後 平成 3 年 5 月 1 日以後平成 7 年 9 月 1 日前 平成 3 年 5 月 1 日前	1.2 1.6 2.4
			平成 15 年 4 月 1 日以後 平成 7 年 9 月 1 日以後平成 15 年 4 月 1 日前 平成 3 年 5 月 1 日以後平成 7 年 9 月 1 日前	0.25 1.2 2.4
			平成 7 年 9 月 1 日以後 平成 3 年 5 月 1 日以後平成 7 年 9 月 1 日前	1.2 2.4
4	ディーゼルエンジン	定格出力が 2,000 kW以上のも	平成 15 年 4 月 1 日以後 平成 7 年 9 月 1 日以後平成 15 年 4 月 1 日前	0.25 1.2
			平成 3 年 5 月 1 日以後平成 7 年 9 月 1 日前	2.4
		定格出力が 2,000 kW未満のもの	平成 7 年 9 月 1 日以後 平成 3 年 5 月 1 日以後平成 7 年 9 月 1 日前	1.2 2.4
			平成 7 年 9 月 1 日以後 平成 3 年 5 月 1 日以後平成 7 年 9 月 1 日前	1.5 5.0
5	アルミナ煅焼炉		平成 7 年 9 月 1 日以後 平成 7 年 9 月 1 日前	1.0 1.75
			昭和 52 年 8 月 1 日以後 昭和 52 年 8 月 1 日前	4.0 9.0
6	金属加熱炉		平成 7 年 9 月 1 日以後 平成 7 年 9 月 1 日前	0.49 1.0
			昭和 52 年 8 月 1 日以後 昭和 52 年 8 月 1 日前	1.75
7	ガラス溶融炉		平成 7 年 9 月 1 日以後 平成 7 年 9 月 1 日前	4.0 9.0
			平成 15 年 4 月 1 日以後 平成 15 年 4 月 1 日前	0.49 1.0
8	その他の施設		平成 15 年 4 月 1 日以後 平成 15 年 4 月 1 日前	1.0

イ 「 $F_N$ 」は、2,054 とする。

(2) 「 $Q_{N2}$ 」とは、次に掲げる方法により算出した窒素酸化物の量（単位 kg/h）をいう。

$$Q_{N2} = 1.06 W_{N2}^{0.385} \times F_N$$

ア 「 $W_{N2}$ 」とは、事業所に設置されている廃棄物焼却炉（連続式で焼却能力が 2 t/h 以上のものに限る。）において 1 時間当たりに焼却される廃棄物の量を重油の量に換算し、次の表に掲げる施設の設置時期ごとの係数を乗じた量（単位 kL/h）の合計をいう。

施設の設置時期	係数
平成 7 年 9 月 1 日以後	0.86
昭和 63 年 3 月 1 日以後平成 7 年 9 月 1 日前	1.0
昭和 63 年 3 月 1 日前	1.85

イ 「 $F_N$ 」は、2,054 とする。

4 「 $Q_S$ 」とは、次の式により算出した硫黄酸化物の量（単位 kg/h）をいう。

$$Q_S = Q_{S1} + Q_{S2}$$

(1) 「 $Q_{S1}$ 」とは、次に掲げる方法により算出した硫黄酸化物の量（単位 kg/h）をいう。

$$Q_{S1} = 7 W_{S1} \times F_s$$

ア 「W<sub>S1</sub>」とは、事業所に設置されている廃棄物焼却炉以外のばい煙発生施設（平成15年4月1日以後に設置されたもの又は燃料種類を変更したものに限る。気体燃料（都市ガス、液化天然ガス、液化石油ガス等をいう。）又は規格K2203に定める1号灯油を専焼する施設を除く。）で使用される燃料の重油換算燃焼能力（単位 kL/h）に、次の表に掲げる施設の種類ごとの係数を乗じたものの合計をいう。

番号	施設の種類	係数
1	ガスタービン（燃料の重油換算燃焼能力が4 kL/h以上のものに限る。）	0.008
2	ガスエンジン（燃料の重油換算燃焼能力が4 kL/h以上のものに限る。）	0.008
3	ディーゼルエンジン（燃料の重油換算燃焼能力が4 kL/h以上のものに限る。）	0.008
4	金属加熱炉	0.032
5	石油加熱炉	0.032
6	ガラス溶融炉	0.032
7	流動接触分解装置のうち触媒再生塔及び当該施設に附属するボイラー	0.048
8	その他の施設	0.024

イ 「F<sub>s</sub>」は、2.857とする。

(2) 「Q<sub>S1</sub>」とは、次に掲げる方法により算出した硫黄酸化物の量(kg/h)をいう。

$$Q_{S2} = 7 W_{S2} \times F_s$$

ア 「W<sub>S2</sub>」とは、事業所に設置されている廃棄物焼却炉（平成15年4月1日以後に設置された連続式で焼却能力2 t/h以上のものに限る。）の焼却能力（単位 t/h）に、次の表に掲げる施設の規模ごとの係数を乗じたものの合計をいう。

施設の規模	係数
焼却能力が4 t/h以上のもの	0.08
焼却能力が4 t/h未満のもの	0.12

イ 「F<sub>s</sub>」は、2.857とする。

5 「Q<sub>H</sub>」とは、次に掲げる方法により算出した塩化水素の量（単位 kg/h）をいう。

$$Q_H = 0.5 W_H^{0.855}$$

「W<sub>H</sub>」とは、事業所に設置されている廃棄物焼却炉（平成9年4月1日以後平成15年4月1日前に設置された連続式で焼却能力4 t/h以上のもの及び平成15年4月1日以後に設置された連続式で焼却能力2 t/h以上のものに限る。）の焼却能力（単位 t/h）の合計をいう。

6 重油以外の燃料及び原料の重油の量への換算は、次に定めるとおりとする。

- 液体燃料にあっては当該燃料1 Lが重油1 Lに相当するものとし、石炭にあっては1 kgが重油0.66 Lに相当するものとする。
- 気体燃料にあっては次の換算式により算定するものとし、当該換算式中の気体燃料の発熱量は、総発熱量を用いることとし、重油の発熱量は39,558,1725 kJ/Lとする。

重油換算燃焼能力(L/h) = 重油換算係数 × 気体燃料の燃焼能力(m<sup>3</sup>N/h)

重油換算係数 = 気体燃料の発熱量(kJ/m<sup>3</sup>N) ÷ 重油の発熱量(kJ/L)

なお、その他の燃料にあっては、その発熱量に相当する重油（発熱量は、39,558,1725 kJ/Lとする。）の量に換算するものとする。

- 廃棄物焼却炉で焼却される廃棄物の量の重油の量への換算は、次の表の廃棄物の種類の欄に掲げる廃棄物の種類ごとに、それぞれ同表の廃棄物の量の欄に掲げる量を同表の重油の量の欄に掲げる重油の量に換算する。

廃棄物の種類	廃棄物の量	重油の量
一般廃棄物	1 kg	0.55 L
産業廃棄物	総発熱量 8,790,705 kJに相当する量	0.55 L

## 2 排出の方法

ばい煙発生施設等から排出される粒子状物質に係る排煙は、周辺への影響が最小となるように、排出口を建物の最上部に設ける等の措置を講じ排出すること。

別表第9（第31条第8項）

## 粉じんに関する規制基準

事業所において排出する粉じんに関する規制基準は、次に掲げる措置のうちいずれかの措置を1又は2以上講ずることによるものとする。

- 1 粉じんを発生する作業は、粉じんが飛散しにくい構造の建物内で行うこと。
- 2 粉じんを発生する作業は、粉じんが飛散しないように集じん設備を設置すること。
- 3 粉じんを発生する作業は、粉じんが飛散しないように散水設備を設けて散水を行うこと。
- 4 粉じんを発生する作業は、粉じんが飛散しないように防じんカバー等で覆うこと。
- 5 1から4までに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。

別表第10（第31条第9項）

## 悪臭に関する規制基準

事業所において排出する悪臭に関する規制基準は、次に掲げる措置を講ずることによるものとする。

- 1 事業所は、悪臭の漏れにくい構造の建物とすること。
- 2 悪臭を著しく発生する作業は、外部に悪臭の漏れることのないように吸着設備、洗浄設備、燃焼設備その他の脱臭設備を設置すること。
- 3 悪臭を発生する作業は、屋外において行わないこと。ただし、周囲の状況等から支障がないと認められる場合は、この限りでない。
- 4 悪臭を発生する作業は、事業所の敷地のうち、可能な限り周辺に影響を及ぼさない位置を選んで行うこと。
- 5 悪臭を発生する原材料、製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納し、カバーで覆う等の措置を講ずるとともに建物内に保管すること。

備考 事業者がこれらの規制基準を遵守しているか否かを判定するために必要な悪臭の発生に関する評価方法は、環境保全局長が定める。

別表第11（第34条第1項、第35条及び第37条第2項）

## 公共用水域に排出される排水の規制基準(1)

事業所の排水の排水指定物質に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。

(単位 mg/L、ダイオキシン類についてはpg-TEQ/L)

物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.1
シアン化合物	シアンとして 1
有機燐化合物 (バラチオン、メチルバラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	0.2
鉛及びその化合物	鉛として 0.1
六価クロム化合物	六価クロムとして 0.5
砒素及びその化合物	砒素として 0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として 0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと。

ポリ塩化ビフェニル		0.003
トリクロロエチレン		0.3
テトラクロロエチレン		0.1
ジクロロメタン		0.2
四塩化炭素		0.02
1, 2-ジクロロエタン		0.04
1, 1-ジクロロエチレン		0.2
シス-1, 2-ジクロロエチレン		0.4
1, 1, 1-トリクロロエタン		3
1, 1, 2-トリクロロエタン		0.06
1, 3-ジクロロプロパン		0.02
チウラム		0.06
シマジン		0.03
チオベンカルブ		0.2
ベンゼン		0.1
セレン及びその化合物	セレンとして	0.1
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出される場合にあっては、ほう素として 海域に排出される場合にあっては、ほう素として	10 230
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出される場合にあっては、ふっ素として 海域に排出される場合にあっては、ふっ素として	8 15
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として	100
ダイオキシン類		10
フェノール類	フェノールとして	0.5
銅及びその化合物	銅として	1(3)
亜鉛及びその化合物	亜鉛として	1(3)
鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。）	鉄として	3(10)
マンガン及びその化合物（溶解性のものに限る。）	マンガンとして	1
ニッケル及びその化合物	ニッケルとして	1
クロム及びその化合物	クロムとして	2

備考 1 銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物及び鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。）の項における（ ）内は、新設以外の場合の許容限度とする。

2 備考1の「新設」とは、昭和46年9月11日（別表第12の1(4)に規定する旅館業に属する事業所にあっては昭和49年12月1日、廃棄物の最終処分場にあっては昭和62年9月10日）以後に設置された事業所（昭和46年9月11日（別表第12の1(4)に規定する旅館業に属する事業所にあっては昭和49年12月1日、廃棄物の最終処分場にあっては昭和62年9月10日）前から建設工事中のものを除く。）をいう。

3 「検出されないこと」とは、備考8に定める方法により排出の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

4 この規制基準は、畜舎に係る排水については、適用しない。

- 5 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。
- 6 硫素及びその化合物、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物並びにクロム及びその化合物に係る許容限度は、昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。）を利用する事業所から排出する排水については、適用しない。
- 7 ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設又は大気基準適用施設が設置される事業所の排水及び同法に規定する大気基準適用施設が設置される事業所から排出される下水を処理する終末処理場の排水に限りダイオキシン類の規制基準を適用する。
- 8 排水の測定の方法は、次に掲げる検査項目の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。
- (1) カドミウム及びその化合物 規格K0102の55に定める方法（ただし、規格K0102の55.1に定める方法にあっては、規格K0102の55の備考1に定める操作を行うものとする。）
  - (2) シアン化合物 規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法
  - (3) 有機燐化合物 排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「環境庁告示第64号」という。）付表1に掲げる方法又はバラチオン、メチルバラチオン若しくはEPNにあっては規格K0102の31.1に定める方法（ガスクロマトグラフ法を除く。）、メチルシメトンにあっては環境庁告示第64号付表2に掲げる方法
  - (4) 鉛及びその化合物 規格K0102の54に定める方法（ただし、規格K0102の54.1に定める方法にあっては規格K0102の54の備考1に定める操作を、規格K0102の54.3に定める方法にあっては規格K0102の54の備考3に定める操作を行うものとする。）
  - (5) 六価クロム化合物 規格K0102の65.2.1に定める方法（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあっては、規格K0102の65の備考15の(b)（第1段を除く。）及び規格K0102の65.1に定める方法）
  - (6) 硫素及びその化合物 規格K0102の61に定める方法
  - (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
  - (8) アルキル水銀化合物 環境庁告示第59号付表2に掲げる方法及び環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
  - (9) ポリ塩化ヒフェニル 規格K0093に定める方法又は環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
  - (10) トリクロロエチレン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
  - (11) テトラクロロエチレン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
  - (12) シクロロメタン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
  - (13) 四塩化炭素 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
  - (14) 1, 2-ジクロロエタン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
  - (15) 1, 1-ジクロロエチレン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
  - (16) シス-1, 2-ジクロロエチレン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
  - (17) 1, 1, 1-トリクロロエタン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
  - (18) 1, 1, 2-トリクロロエタン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
  - (19) 1, 3-ジクロロプロパン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
  - (20) チウラム 環境庁告示第59号付表4に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100mLとする。）
  - (21) シマジン 環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100mLとする。）
  - (22) チオベンカルブ 環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100mLとする。）
  - (23) ベンゼン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2に定める方法
  - (24) セレン及びその化合物 規格K0102の67に定める方法
  - (25) ほう素及びその化合物 規格K0102の47に定める方法又は環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
  - (26) ふっ素及びその化合物 規格K0102の34に定める方法又は規格K0102の34に定める方法又は規格K0102の34.1C）（注（<sup>1</sup>）第3文を除く。）に定める方法及び環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
  - (27) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 アンモニア又はアンモニウム化合物にあっては規格K0102の42.2、42.3又は42.5に定める方法により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算計数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあっては規格K0102の43.1に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算計数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあっては規格K0102の43.2.5に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算計数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法（ただし、亜硝酸化合物及び硝酸化合物にあたる硝酸イオンの濃度に換算計数及びC)8)を除く。）に定める方法により検定された亜硝酸イオン及び硝酸イオンの合計の硝酸イオン相当濃度に換算計数0.2259を乗じて亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を検出する方法とすることができます。）

- 28 ダイオキシン類 規格K0312に定める方法
- 29 フェノール類 規格K0102の28.1に定める方法
- 30 銅及びその化合物 規格K0102の52.2、52.3、52.4又は52.5に定める方法
- 31 亜鉛及びその化合物 規格K0102の53に定める方法
- 32 鉄及びその化合物 規格K0102の57.2、57.3又は57.4に定める方法
- 33 マンガン及びその化合物 規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法
- 34 ニッケル及びその化合物 規格K0102の59に定める方法
- 35 クロム及びその化合物 規格K0102の65.1に定める方法

## 別表第12 (第34条第1項及び第37条第2項)

## 公共用水域に排出される排水の規制基準(2)

事業所の排水の生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量その他の水の汚染状態を示す項目に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。

## 1 生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量の許容限度

(1) 事業所 ((2)から(4)までに掲げるものを除く。) に係る排水についての基準

(単位 mg/L)

区分 項目	新設の場合	新設以外の場合
生物化学的酸素要求量	25	60
化学的酸素要求量	25	60
浮遊物質量	70	90

備考 1 「新設」とは、昭和46年9月11日（廃棄物の最終処分場にあっては昭和62年9月10日、日本標準産業分類表に定める食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く。）、情報通信業（通信業、新聞業及び出版業を除く。）、卸売・小売業、不動産業（駐車業に限る。）、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業及び複合サービス事業（協同組合（他に分類されないもの）に限る。）又はサービス業（他に分類されないもの）（旅行業及び廃棄物の最終処分場を除く。以下この表において同じ。）に属する事業所であって1日当たりの排水の量が50m<sup>3</sup>未満のものにあっては平成10年4月1日）以後に設置した事業所（昭和46年9月11日（廃棄物の最終処分場にあっては昭和62年9月10日、日本標準産業分類表に定める食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く。）、情報通信業（通信業、新聞業及び出版業を除く。）、卸売・小売業、不動産業（駐車業に限る。）、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業及び複合サービス事業（協同組合（他に分類されないもの）に限る。）又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であって1日当たりの排水の量が50m<sup>3</sup>未満のものにあっては平成10年4月1日）前から建設工事中のものを除く。）をいう。

2 この規制基準は、畜舎に係る排水については、適用しない。

3 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。

4 排水の測定の方法は、次に掲げる検査項目の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。

- (1) 生物化学的酸素要求量 規格K0102の21に定める方法
- (2) 化学的酸素要求量 規格K0102の17に定める方法
- (3) 浮遊物質量 環境庁告示第59号付表6に掲げる方法

(2) 日本標準産業分類表に定める食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く。）、情報通信業（通信業、新聞業及び出版業を除く。）、卸売・小売業、不動産業（駐車業に限る。）、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業及び複合サービス事業（協同組合（他に分類されないもの）に限る。）又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所で1日当たりの排水の量が20m<sup>3</sup>未満のもの（(3)に該当するものを除く。）、平成10年4月1日前に設置された1日当たりの排水の量が50m<sup>3</sup>未満のもの（同日前から設置の工事がされているものを含み、(3)又は(4)に該当するものを除く。）及びし尿その他生活に起因する下水のみを排出する事業所（(3)又は(4)に該当するものを除く。）に係る排水についての基準

(単位 mg/L)

生物化学的酸素要求量	130
化学的酸素要求量	130
浮遊物質量	160

備考 1 この規制基準は、畜舎及び廃棄物の最終処分場に係る排水については、適用しない。

2 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。

3 排水の測定の方法は、次に掲げる検査項目の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。

(1) 生物化学的酸素要求量 規格K0102の21に定める方法

(2) 化学的酸素要求量 規格K0102の17に定める方法

(3) 浮遊物質量 環境庁告示第59号付表6に掲げる方法

(3) し尿その他生活に起因する下水のみを排出する事業所であって、し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員（以下この表において「処理対象人員」という。）が50人以下のし尿浄化槽を除く。）を設置する事業所（(4)に該当する事業所を除く。）及び終末処理場のみを設置する事業所に係る排水についての基準

ア 処理対象人員が50人以上のし尿浄化槽を設置する場合

(単位 mg/L)

区分 項目	新設の場合	新設以外の場合
生物化学的酸素要求量	25	40
化学的酸素要求量	25	40
浮遊物質量	70	80

(単位 mg/L)

イ 処理対象人員が51人以上500人以下のし尿浄化槽を設置する場合

区分 項目	新設の場合	新設以外の場合
生物化学的酸素要求量	40	130
化学的酸素要求量	40	130
浮遊物質量	80	160

(単位 mg/L)

ウ し尿浄化槽以外のし尿処理施設及び終末処理場を設置する場合

生物化学的酸素要求量	25
化学的酸素要求量	25
浮遊物質量	70

(単位 mg/L)

備考 1 「新設」とは、平成10年4月1日以後に設置した事業所（同日前から建設工事中のものを除く。）をいう。

2 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。

3 排水の測定の方法は、次に掲げる検査項目の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。

(1) 生物化学的酸素要求量 規格K0102の21に定める方法

(2) 化学的酸素要求量 規格K0102の17に定める方法

(3) 浮遊物質量 環境庁告示第59号付表6に掲げる方法

(4) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に定める旅館業（下宿営業を除く。以下この表において「旅館業」という。）に所属する事業所（これらの事業所から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。以下同じ。）を処理するための事業所を含む。）で1日当たりの排水の量が20m<sup>3</sup>以上のものに係る排水についての基準

ア 一般基準

(単位 mg/L)

区分 項目	事業所の種類	新設の場合	新設以外の場合
生物化学的酸素要求量	1日当たりの排水の量が100 m <sup>3</sup> 未満のもの	25	130
	1日当たりの排水の量が100 m <sup>3</sup> 以上のもの	25	90
化学的酸素要求量	1日当たりの排水の量が100 m <sup>3</sup> 未満のもの	25	130
	1日当たりの排水の量が100 m <sup>3</sup> 以上のもの	25	90
浮遊物質量	1日当たりの排水の量が100 m <sup>3</sup> 未満のもの	50	200
	1日当たりの排水の量が100 m <sup>3</sup> 以上のもの	50	160

- 備考 1 「新設」とは、昭和49年12月1日以後に設置した事業所（同日前から建設工事中のものを除く。）であって、1日当たりの排水の量が50m<sup>3</sup>以上のもの及び平成10年4月1日以後に設置した事業所（同日前から建設工事中のものを除く。）をいう。
- 2 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。
- 3 排水の測定の方法は、次に掲げる検査項目の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。
- 生物化学的酸素要求量 規格K0102の21に定める方法
  - 化学的酸素要求量 規格K0102の17に定める方法
  - 浮遊物質量 環境庁告示第59号付表6に掲げる方法

イ 昭和49年12月1日前に設置された旅館業に属する事業所（同日前から建設工事中のものを含む。）であって処理対象人員が50人以上のし尿浄化槽を設置する事業所から排出される排水に係る基準

(単位 mg/L)

生物 化 学 的 酸 素 要 求 量	40
化 学 的 酸 素 要 求 量	40
浮 遊 物 質 量	80

- 備考 1 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。
- 2 排水の測定の方法は、次に掲げる検査項目の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。
- 生物化学的酸素要求量 規格K0102の21に定める方法
  - 化学的酸素要求量 規格K0102の17に定める方法
  - 浮遊物質量 環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
- 2 水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、大腸菌群数、外観及び臭気の許容限度

区分 項目	新設の場合	新設以外の場合
水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	5.8以上8.6以下	5.8以上8.6以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉛油類含有量) (単位 mg/L)	5	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (単位 mg/L)	5	10
大 腸 菌 群 数 (単位 個/cm <sup>2</sup> )	3,000	3,000
外 観	受け入れる水を著しく変化させるような色又は濁度を増加させるような色又は濁りがないこと。	
臭 気	受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。	

- 備考 1 「新設」とは、昭和46年9月11日（1の(4)に規定する旅館業に属する事業所にあっては昭和49年12月1日、廃棄物の最終処分場にあっては昭和62年9月10日）以後に設置した事業所（昭和46年9月11日（1の(4)に規定する旅館業に属する事業所にあっては昭和49年12月1日、廃棄物の最終処分場にあっては昭和62年9月10日）前から建設工事中のものを除く。）をいう。
- 2 この規制基準は、畜舎に係る排水については、適用しない。
- 3 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。
- 4 水素イオン濃度に係る許容限度は、昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉（温泉法第2条第1項に規定する温泉をいう。）を利用する事業所から排出する排水については、適用しない。
- 5 排水の測定の方法は、次に掲げる検査項目の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。
- 水素イオン濃度 規格K0102の12.1に定める方法
  - ノルマルヘキサン抽出物質含有量 環境庁告示第64号付表4に掲げる方法
  - 大腸菌群数 下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省令第1号）第6条に定める方法
  - 外観 規格K0102の8に定める方法
  - 臭気 規格K0102の10.2に定める方法

別表第13(第38条)

## 騒音の規制基準

事業所において発生する騒音の許容限度は、次に定めるとおりとする。

(単位 dB (A))

地 域	時 間		午前6時から午後6時まで
	午前8時から午後6時まで	午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後11時まで	
第一種低層住居専用地域			
第二種低層住居専用地域	50	45	40
第一種中高層住居専用地域			
第二種中高層住居専用地域			
第一種住居地域			
第二種住居地域	55	50	45
準住居地域			
近隣商業地域			
商業地	65	60	50
準工業地域			
工業地	70	65	55
工業専用地域	75	75	65
その他の地域	55	50	45

- 備考 1 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「城」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業専用地域」、「工業地」、「工業専用地域」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地及び工業専用地域をいう。
- 2 「dB (A)」は、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位である。
- 3 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は早い動特性(FAST)を用いることとする。
- 4 騒音の測定の方法は、規格Z8731に定める騒音レベル測定法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
- (1) 騒音の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値
- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値
- (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の90%レンジの上端の数値
- 5 騒音の測定の地点は、事業所の敷地境界線上の地点とする。ただし、主として騒音又は振動の公害の防止のための工場集団化計画に基づいて造成された工場団地であって市長が指定するものについては、当該工場団地の全体の敷地境界線上の地点とする。
- 6 事業所が他の地域に隣接する場合で、当該事業所の属する地域の基準値(以下この表において「S」という。)が、当該隣接する地域の基準値(以下この表において「S」という。)より大きいときの当該事業所に適用される基準値は、 $1/2(S + S')$ とする。
- 7 一の事業所が属する地域又は一の事業所が隣接する他の地域の変更により、当該一の事業所に適用される騒音の基準値が従前の基準値より小さい値となる場合にあっては、当該一の事業所については、当該変更の日から3年間は、当該変更がなったものとみなしてこの規制基準を適用する。
- 8 この規制基準は、建設工事に伴って発生する騒音については、適用しない。

別表第14（第38条）

## 振動の規制基準

事業所において発生する振動の許容限度は、次に定めるとおりとする。

(単位 dB)

地 域	時 間	
	午前8時から午後7時まで	午後7時から午前8時まで
第一種低層住居専用地域		
第二種低層住居専用地域	60	55
第一種中高層住居専用地域		
第二種中高層住居専用地域		
第一種住居地域		
第二種住居地域	60	55
準住居地域		
近隣商業地域		
商業地城	65	60
準工業地城		
工業地域	70	60
工業専用地域	70	65
その他の地域	60	55

備考 1 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地城」、「準工業地城」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地城、準工業地城、工業地域及び工業専用地域をいう。

- 2 「dB」は、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位である。
- 3 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は、鉛直振動特性を用いることとする。
- 4 振動の測定の地点は、事業所の敷地境界線上の地点とする。ただし、主として騒音又は振動の公害の防止のための工場集団化計画に基づいて造成された工場団地であって市長が指定するものについては、当該工場団地の全体の敷地境界線上の地点とする。

5 振動の測定の方法は、次のとおりとする。

- (1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
  - ア 級衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
  - イ 傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所
  - ウ 温度、電気、磁気等の外因条件の影響を受けない場所

- (2) 暗振動の影響の補正是、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が10dB未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の左欄に掲げる指示値の差ごとに同表の右欄に掲げる補正值を減ずるものとする。

(単位 dB)

指 示 値 の 差	補 正 値
3	3
4	
5	2

6  
7  
8  
9

1

## 6 振動レベルの決定は、次のとおりとする。

- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値
- (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値
- (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔で100個又はこれらに準ずる間隔及び個数の測定値の80%レンジの上端の数値

7 事業所が他の地域に隣接する場合で、当該事業所の属する地域の基準値が当該隣接する地域の基準値より大きいときの当該事業所に適用される基準値は、当該事業所の属する地域の基準値から5dBを減じたものとする。

8 一の事業所が属する地域又は一の事業所が隣接する他の地域の変更により、当該一の事業所に適用される振動の基準値が従前の基準値より小さい値となる場合にあっては、当該一の事業所については、当該変更の日から3年間は、当該変更がなされたものとみなしてこの規制基準を適用する。

9 この規制基準は、建設工事に伴って発生する振動については、適用しない。

別表第15(第56条第2項)

地下水浄化基準(単位mg/L、ダイオキシン類についてはpg-TEQ/L)

特定有害物質の種類	基準値	測定方法
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.01	規格K0102の55に定める方法
シアノ化合物	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法
有機燐化合物(バラチオン、メチルバラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	検出されないこと。	環境庁告示第64号付表1に掲げる方法
鉛及びその化合物	鉛として 0.01	規格K0102の54に定める方法
六価クロム化合物	六価クロムとして 0.05	規格K0102の65.2に定める方法
砒素及びその化合物	砒素として 0.01	規格K0102の61.2又は61.3に定める方法
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として 0.0005	環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
トリクロロエチレン	0.03	トリクロロエチレン0.03mg/L以下規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
ジクロロメタン	0.02	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 2-ジクロロエタン	0.004	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	0.02	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法

1, 1, 1-トリクロロエタン	1	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3-ジクロロプロベン	0.002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006	環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	0.003	環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02	環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン及びその化合物	0.01	規格K0102の67.2又は67.3に定める方法
ほう素及びその化合物	ほう素として 1	規格K0125の47.1若しくは47.3に定める方法又は環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ふっ素及びその化合物	ふっ素として 0.8	規格K0102の34.1に定める方法又は環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 10	亜硝酸化合物にあっては規格K0102の43.1に定める方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を測定する方法、硝酸化合物にあっては規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を測定する方法
ダイオキシン類	1	規格K0312に定める方法

備考 1 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

2 ダイオキシン類については、別表第11に定めるダイオキシン類の規制基準の適用を受ける事業所に係るものに限り適用する。

別表第16（第67条第1項及び第82条第1項）

#### 地下水の採取量及び水位の測定方法

##### 1 地下水の採取量の測定

###### (1) 測定方法

水道メーターのうち口径が350mm以下のもので、かつ、計量法第71条の規定による検定に合格した測定器を揚水施設ごとに設置することにより、測定するものとする。

###### (2) 測定日等

毎日1回、一定の時刻を定めて測定するものとする。

##### 2 地下水の水位の測定

###### (1) 測定方法

ア 次に掲げる測定器のうちいずれかを設置し、揚水施設ごとに測定日において当日の地下水の採取を開始するため、揚水施設を稼働させようとする直前の時点及び当日の地下水の採取を終了させるため揚水施設を停止させようとする直前の時点の水位を測定するものとする。

(ア) 静電容量式水位計

(イ) 触針電極式水位計

(ウ) フロート式水位計

(エ) アからウまでに掲げるもののほか、市長が特に認める種類の水位計

イ 揚水施設の停止時間を十分に確保できない場合には、観測用の井戸等により水位の測定をするものとする。

###### (2) 測定日

毎月第1月曜日（休業日に当たること等により測定できない場合は、その翌日）とする。

###### (3) 自由地下水の水位の測定

1日当たり250m<sup>3</sup>以上の地下水を採取する事業所については、自由地下水の水位も測定するものとする。

別表第17 (第85条第2項)

## 特定低公害車の導入割合の算定方法

特定低公害車の導入割合は、次に定めるとおりとする。

$$A = \frac{(t n_1 + t n_2 \times 2.5 + t n_3 \times 5 + t n_4 \times 10 + t n_5 \times 10 + t n_6 \times 15) + (1 n_1 + 1 n_2 \times 2.5 \\ + 1 n_3 \times 5 + 1 n_4 \times 10 + 1 n_5 \times 10 + 1 n_6 \times 15) \times 1.5 + (u n_1 + u n_2 \times 2.5 + u n_3 \times 5 \\ + u n_4 \times 10 + u n_5 \times 10 + u n_6 \times 15) \times 3}{n_1 + n_2 \times 2.5 + n_3 \times 5 + n_4 \times 10 + n_5 \times 10 + n_6 \times 15} \times 100$$

備考 1 「A」とは、特定低公害車の導入割合（単位 %）をいう。

2 「n<sub>1</sub>」とは、事業の用に供する自動車のうち人の運送の用に供する普通自動車又は小型自動車であって、乗車定員が10人以下のもの（当該自動車を改造した特種の用途に供する自動車を含む。）の台数をいう。

3 「n<sub>2</sub>」とは、事業の用に供する自動車のうち貨物の運送の用に供する小型自動車（当該自動車を改造した特種の用途に供する自動車を含む。）の台数をいう。

4 「n<sub>3</sub>」とは、事業の用に供する自動車のうち貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が8t未満のもの（当該自動車を改造した特種の用途に供する自動車を含む。）の台数をいう。

5 「n<sub>4</sub>」とは、事業の用に供する自動車のうち貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が8t以上のもの（当該自動車を改造した特種の用途に供する自動車を含む。）の台数をいう。

6 「n<sub>5</sub>」とは、事業の用に供する自動車のうち人の運送の用に供する普通自動車又は小型自動車であって、乗車定員が11人以上のもの（当該自動車を改造した特種の用途に供する自動車を含む。）の台数をいう。

7 「n<sub>6</sub>」とは、事業の用に供する自動車のうち人の運送の用に供する普通自動車又は小型自動車であって、乗車定員が30人以上のもの（当該自動車を改造した特種の用途に供する自動車を含む。）の台数をいう。

8 「t n<sub>1</sub>」とは、n<sub>1</sub>のうち、良低公害車（第83条第4号の規定により良低公害車に相当するものとして指定された自動車を含む。以下この表において同じ。）の台数をいう。

9 「t n<sub>2</sub>」とは、n<sub>2</sub>のうち、良低公害車の台数をいう。

10 「t n<sub>3</sub>」とは、n<sub>3</sub>のうち、良低公害車の台数をいう。

11 「t n<sub>4</sub>」とは、n<sub>4</sub>のうち、良低公害車の台数をいう。

12 「t n<sub>5</sub>」とは、n<sub>5</sub>のうち、良低公害車の台数をいう。

13 「t n<sub>6</sub>」とは、n<sub>6</sub>のうち、良低公害車の台数をいう。

14 「1 n<sub>1</sub>」とは、n<sub>1</sub>のうち、優低公害車（第83条第4号の規定により優低公害車に相当するものとして指定された自動車を含む。以下この表において同じ。）の台数をいう。

15 「1 n<sub>2</sub>」とは、n<sub>2</sub>のうち、優低公害車の台数をいう。

16 「1 n<sub>3</sub>」とは、n<sub>3</sub>のうち、優低公害車の台数をいう。

17 「1 n<sub>4</sub>」とは、n<sub>4</sub>のうち、優低公害車の台数をいう。

18 「1 n<sub>5</sub>」とは、n<sub>5</sub>のうち、優低公害車の台数をいう。

19 「1 n<sub>6</sub>」とは、n<sub>6</sub>のうち、優低公害車の台数をいう。

20 「u n<sub>1</sub>」とは、n<sub>1</sub>のうち、超低公害車（第83条第4号の規定により超低公害車に相当するものとして指定された自動車を含む。以下この表において同じ。）の台数をいう。

21 「u n<sub>2</sub>」とは、n<sub>2</sub>のうち、超低公害車の台数をいう。

22 「u n<sub>3</sub>」とは、n<sub>3</sub>のうち、超低公害車の台数をいう。

23 「u n<sub>4</sub>」とは、n<sub>4</sub>のうち、超低公害車の台数をいう。

24 「u n<sub>5</sub>」とは、n<sub>5</sub>のうち、超低公害車の台数をいう。

25 「u n<sub>6</sub>」とは、n<sub>6</sub>のうち、超低公害車の台数をいう。

## 第1号様式（第8条第1号）

(表)

## 指定事業所設置許可申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

申請者 住 所  
氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第3条第1項の規定により指定事業所について設置の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

指定事業所の名称等	名 称	
	所 在 地	
指定事業所で行う作業	条例別表の作業	別表第1に掲げる作業の内容
		作業番号( ) 使用施設( )

(A 4)

(裏)

事業開始予定年月日 〔事業所設置年月日〕  (既に設置されて いる事業所の場合 に限る。)	年 月 日 ( 年 月 日 )
他の公害関係法規等の 手 続 状 況	<input type="checkbox"/> 大気汚染防止法 年 月 日 提出 <input type="checkbox"/> 水質汚濁防止法 年 月 日 提出 <input type="checkbox"/> 騒音規制法 年 月 日 提出 <input type="checkbox"/> 振動規制法 年 月 日 提出 <input type="checkbox"/> ダイオキシン類対策特別措置法 年 月 日 提出  <input type="checkbox"/> 下水道法 年 月 日 提出 <input type="checkbox"/> 建築基準法 年 月 日 提出 <input type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 年 月 日 提出
環境配慮書の提出	<input type="checkbox"/> 環境への負荷の低減 <input type="checkbox"/> 化学物質の適正な管理 <input type="checkbox"/> 自動車からの排出ガスの抑制 <input type="checkbox"/> 温室効果ガスの排出の抑制 <input type="checkbox"/> 廃棄物の発生抑制及び適正な処理 <input type="checkbox"/> 環境の保全に係る組織体制の整備
連絡先	部 課 係 担当者氏名 電話番号 (内線)
添付書類	<input type="checkbox"/> 指定事業所概要書 (第2号様式) <input type="checkbox"/> 公害防止方法計画書 (第3号様式) <input type="checkbox"/> その他 ( )

- (注意) 1 条例別表の作業の欄には、同表の1から68までの作業についてはその作業名を、同表の69の作業については別表第1の69の項の作業の内容の欄に掲げる作業の作業名を記入してください。
- 2 別表第1に掲げる作業の内容の欄には、同表の作業の番号を作業番号の( )内に、施設の番号を使用施設の( )内にそれぞれ記入してください。
- 3 他の公害関係法規等の手続状況の欄には、手続を行った法規について□内にレ印を記入し、その手続を行った年月日を記入して下さい。
- 4 添付書類の欄には、添付した書類については□内にレ印を記入し、その他の書類を添付した場合にはその添付した書類の名称を( )内に記入してください。

## 第2号様式（第8条第2号）

(1)  
指定事業所概要書

業種				
作業工程				
主要な生産品 及びその生産量	主要な生産品	生産量		
地域	<input type="checkbox"/> 第一種低層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第一種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第一種住居地域 <input type="checkbox"/> 準住居地域 <input type="checkbox"/> 商業地域 <input type="checkbox"/> 工業地域 <input type="checkbox"/> その他の地域		<input type="checkbox"/> 第二種低層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第二種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第二種住居地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業地域 <input type="checkbox"/> 準工業地域 <input type="checkbox"/> 工業専用地域	
	資本金	事業所の従業員数	敷地面積	建物の床面積
	千円	人	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
敷地・ 建物の状況	事業所の位置 及び周辺の状況			
	敷地内における 建物の配置状況			
	建物工事の種類 及び工事予定期間	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増改築 年 月 日～ 年 月 日		
	建物の構造 及び規模			
不飽和ポリエスチル樹脂 の塗布の作業を行う場合 にあっては、その作業の 状況				
組換えDNA実験等に係 る作業を行う場合にあつ ては、その作業の状況				

(注意) □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

(A 4)

(2)

指 定 施 設	指定作業及び番号					
	名称					
	事業所における施設番号					
	種類及び型式					
	台数					
	規模又は能力					
	用途					
	構造・配置状況					
	燃 料 又 は 電 力	種類				
		燃料中の成分割合(%)	硫黄分			
窒素分						
総発熱量						
原 材 料 (排煙の発 生に影響の あるものに 限る。)	種類					
	原材料中の成分割合(%)					
	1日の使用量又は取扱量					
使用状況	1日の使用時間					
	季節変動					
原材料等の 品目、用途 及び使用量	排煙指定物質、排水指定物質及び炭化水素系物質を含有するもの	品目	用途	1月当たりの	含有物質	含有率
	その他のもの (主要なものに限る。)	品目	用途	1月当たりの使用量		

- (注意) 1 指定施設の原材料中の成分割合の欄には、硫黄分、窒素分及び燃焼に伴い排煙指定物質を排出する可能性のある成分について、その割合を重量比・容量比の別を明らかにして記入してください。  
 2 指定施設の熱源として電力を使用する場合は、種類の欄に「電力」と記入してください。

(A 4)

(3)

用 水 量 (m <sup>3</sup> /日)	水源別の状況	総使用量	水 源 别 内 訳							
			工業用 水	水道水	地表水	地下水	海 水	回 收 水	その他の 淡 水 海 水	
排水 水量 (m <sup>3</sup> /日)	用途別の状況	総使用量	用 途 别 内 訳							
			ボイ ラー用	原料用	製品処 理・洗	直接 冷却用	間接 冷却用	温 度 調節用	生活水 その他	
排水 水量 (m <sup>3</sup> /日)	排水の種類別 状 況	総排水 量	産 業 排 水				生活系排水			
			工程排水	間接冷却 排 水	その他					
排水の排出先		<input type="checkbox"/> 公共下水道 ( <input type="checkbox"/> 分流式 <input type="checkbox"/> 合流式) <input type="checkbox"/> 公共用水域 ( <input type="checkbox"/> 地下浸透 <input type="checkbox"/> その他 ( 								
用排水収支バランス										

- (注意) 1 のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。  
 2 敷地・建物の状況の欄のうち、建物の構造及び規模については、建築図面(平面図、立面図及び構造詳細図)を添付してください。  
 3 排水の排出先の欄のうち、その他については、汚水等を別表第1の53の項に掲げる処理施設等に排出する場合にその排出先を( )内に記入してください。  
 (A 4)

### 第3号様式（第8条第3号）

公害防止方法計画書

指定施設等から発生する公害とこれに対する具体的な防止の方法	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 排煙の排出方法概要書</li><li><input type="checkbox"/> 窒素酸化物の排出量明細書（ボイラーに限る。）</li><li><input type="checkbox"/> 窒素酸化物の排出量明細書（ガスタービン、ディーゼルエンジン及びガスエンジンに限る。）</li><li><input type="checkbox"/> ばいじんの排出量明細書（廃棄物焼却炉に限る。）</li><li><input type="checkbox"/> 粒子状物質の排出量明細書</li><li><input type="checkbox"/> 粉じんの処理方法概要書</li><li><input type="checkbox"/> 悪臭の処理方法概要書</li><li><input type="checkbox"/> 排水の汚染状態及び量等の明細書</li><li><input type="checkbox"/> 排水の処理方法概要書</li><li><input type="checkbox"/> 特定有害物質の製造等をする作業に係る施設の構造概要書</li><li><input type="checkbox"/> 騒音の処理方法概要書</li><li><input type="checkbox"/> 振動の処理方法概要書</li><li><input type="checkbox"/> 上記に掲げる書類のほか、指定施設等から発生する公害とこれに対する具体的な防止の方法を明らかにする図面、表等</li></ul>
-------------------------------	---

(注意) 1 発生する主な公害の種類の欄には、大気の汚染及び水質の汚濁に係るものにあっては、別表第2から別表第9まで、別表第11及び別表第12に掲げる物質名を記入してください。

2 指定施設等から発生する公害とこれに対する具体的な防止の方法は、規則第94条に基づき環境保全局長が定める様式の書類を用いることとし、添付したものについて□内にレ印を記入して下さい。

(A 4)

## 第4号様式（第11条第3項）

横浜市生活環境の保全等に関する条例指定事業所		
35cm以上	名 称	
	所 在 地	
	許可年月日及び許可番号	
	業 種	
	区 域	
連絡先	担 当 部 課	
	責 任 者	
	電 話 番 号	

← 45cm以上 →

- (備考) 1 表示板は、木材、金属その他の素材を用い、耐久性をもつように作成すること。
- 2 区域の欄には、都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域又は市街化調整区域を記入し、市街化区域にあっては、同法第8条第1項第1号に定める用途地域を記入すること。

## 第5号様式（第12条）

## 指定事業所事業開始届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市長

届出者 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第7条の規定により次のとおり届け出ます。

指定事業所の名称等	許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日
	名 称			
	所 在 地			
事業開始年月日	年 月 日			
連絡先	部 課 係 担当者氏名 電話番号 (内線)			

(A 4)

第6号様式（第13条第2項第1号）

(表)

## 指定事業所に係る変更許可申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

申請者 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第8条第1項の規定により指定事業所に係る変更の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

指定事業所の名称等	許可番号	第 号	根拠等	<input type="checkbox"/> 条例第3条第1項（ 年 月 日）
				<input type="checkbox"/> 条例第15条第1項（ 年 月 日）
				<input type="checkbox"/> 条例附則第2項
変更事項	名称			
	所在地			
	<input type="checkbox"/> 指定事業所の自動車の出入口の変更（生コンクリートプラントを設置するものに限る。） <input type="checkbox"/> 指定作業を行う建物の変更 <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 移設 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 規模の変更 <input type="checkbox"/> 構造の変更 <input type="checkbox"/> 指定作業の追加 <input type="checkbox"/> 指定施設の設置 <input type="checkbox"/> 別表第1の68の項に掲げる貯蔵施設において保管する物質の変更 <input type="checkbox"/> 公害の防止のための装置の変更 <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 構造の変更 <input type="checkbox"/> 使用方法の変更 <input type="checkbox"/> 使用の廃止 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 排煙指定物質、特定有害物質及び炭化水素系特定物質を含有する原材料等の新たな使用			
	変更理由			
	変更完了予定期	年 月 日		

(A 4)

(裏)

他の公害関係法規等の手続状況	<input type="checkbox"/> 大気汚染防止法	年	月	日	提出
	<input type="checkbox"/> 水質汚濁防止法	年	月	日	提出
	<input type="checkbox"/> 騒音規制法	年	月	日	提出
	<input type="checkbox"/> 振動規制法	年	月	日	提出
	<input type="checkbox"/> ダイオキシン類対策特別措置法	年	月	日	提出
	<input type="checkbox"/> 下水道法	年	月	日	提出
	<input type="checkbox"/> 建築基準法	年	月	日	提出
	<input type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	年	月	日	提出
事業所の従業員数		人			
環境配慮書の提出	<input type="checkbox"/> 環境への負荷の低減	<input type="checkbox"/> 化学物質の適正な管理			
	<input type="checkbox"/> 自動車からの排出ガスの抑制	<input type="checkbox"/> 温室効果ガスの排出の抑制			
	<input type="checkbox"/> 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理	<input type="checkbox"/> 環境の保全に係る組織体制の整備			
連絡先	部	課	係		
	担当者氏名				
	電話番号	(内線)			
添付書類	<input type="checkbox"/> 指定事業所に係る変更概要書(第7号様式)				
	<input type="checkbox"/> 公害防止方法変更計画書(第8号様式)				

- (注意) 1 のある欄には、該当する□内に印を記入してください。
- 2 他の公害関係法規等の手続状況の欄には、手続を行った法規について□内に印を記入し、その手続を行った年月日を記入してください。

第7号様式（第13条第2項第2号）

(表)

## 指定事業所に係る変更概要書

## 1 指定施設の設置

指 定 施 設	指定作業及び番号			
	名 称			
	事業所における施設番号			
	種類及び型式			
	台 数			
	規模又は能力			
	用 途			
	構造・配置状況			
	燃料 又は 電力	種類		
		燃料 中の 成分 割合 (%)	硫黄分	
			窒素分	
	総発熱量			
	原材料 (排煙 の発生 に影響 のある ものに 限る)	種類		
		原材料中の成分 割合 (%)		
		1日の使用量又 は取扱量		
	使用 状況	1日の使用時間		
		季節変動		

- (注意) 1. 指定施設の原材料中の成分割合の欄には、硫黄分、窒素分及び燃焼に伴い排煙指定物質を排出する可能性のある成分について、その割合を重量比・容量比の別を明らかにして記入してください。
2. 指定施設の熱源として電力を使用する場合は、種類の欄に「電力」と記入してください。

(A 4)

(裏)

2 排煙指定物質、特定有害物質及び炭化水素系特定物質を含有する原材料等の新たな使用

品 目					
用 途					
1月当たりの使用					
含 有 物 質					
含 有 率					

3 その他の変更

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

4 作業工程 別紙( )のとおり。

5 排水の排出先

<input type="checkbox"/> 公共下水道 ( <input type="checkbox"/> 分流式 <input type="checkbox"/> 合流式)
<input type="checkbox"/> 公共用 水域 ( )
<input type="checkbox"/> 地 下 浸 透
<input type="checkbox"/> そ の 他 ( )

(注意) 1 該当する□内にレ印を記入してください。

2 その他については、汚水等を別表第1の53の項に掲げる処理施設等に排出する場合にその排出先を( )内に記入してください。

6 用排水収支バランス 別紙( )のとおり

### 第8号様式（第13条第2項3号）

公害防止方法変更計画書

(注意) 1 発生する主な公害の種類の欄には、大気の汚染及び水質の汚濁に係るものにあっては、別表第2から別表第9まで、別表第11及び別表第12に掲げる物質名を記入してください。

2 変更に係る指定施設等から発生する公害とこれに対する具体的な防止の方法は、規則第94条に基づき環境保全局長が定める様式の書類を用いることとし、添付したものについて□内に印を記入してください。

(A 4)

## 第9号様式（第14条）

## 指定事業所に係る変更完了届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市長

届出者 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第8条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

指定事業所の名称等	変更許可番号	第 号	変更許可年月日	年 月 日
	名 称			
	所 在 地			
変更完了年月日	年 月 日			
変更事項及び完了した内容				
連絡先	部 課 係 担当者氏名 電話番号 (内線)			

(A 4)

第10号様式（第15条）

## 指定事業所に係る変更計画中止届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市長

届出者 住 所  
氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第8条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

指定事業所の名称等	変更許可番号	第 号	変更許可年月日	年 月 日
	名 称			
	所 在 地			
中 止 年 月 日	年 月 日			
中 止 理 由				
連絡先	部 課 係 担当者氏名 電話番号 (内線)			

(A 4)

## 第11号様式（第16条第2項）

(表)

## 指定事業所に係る変更計画届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市長

届出者 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第9条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

指 定 事 業 所 の 名 称 等	許可番号	第 号	根 拠 等	<input type="checkbox"/> 条例第3条第1項（年 月 日）
				<input type="checkbox"/> 条例第15条第1項（年 月 日）
				<input type="checkbox"/> 条例附則第2項
名 称				
所 在 地				
変 更 事 項	<input type="checkbox"/> 指定事業所の敷地の境界線の変更 <input type="checkbox"/> 指定施設の構造の変更 <input type="checkbox"/> 指定施設の配置の変更 <input type="checkbox"/> 指定施設の使用時間の変更 <input type="checkbox"/> 指定施設に係る燃料の種類又は使用量の変更 <input type="checkbox"/> 廃棄物焼却炉において焼却する物の種類及び量の変更 <input type="checkbox"/> 煙突の構造の変更 <input type="checkbox"/> 排水の系統の変更 <input type="checkbox"/> 排水の排出先の変更			

(A 4)

(裏)

変更内容	変更前	変更後
変更理由		
変更年月日	年 月 日	
連絡先	部	課
	係	
	担当者氏名	
	電話番号	(内線)

- (注意) 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
- 2 変更に係る指定施設（ばい煙発生施設に限る。）で使用する燃料の種類  
若しくは使用量の変更、廃棄物焼却炉において焼却する物の種類及び量の変  
更又は事業所から排出される粒子状物質の排出量等の変更があるときは、  
第3号様式に掲げる「粒子状物質の排出量明細書」を添付してください。

第12号様式（第17条第2項）

## 指定事業所に係る変更計画早期着手申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

申請者 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則第17条第2項の規定により次のとおり申請します。

指 定 事 業 所 の 名 称 等	許可番号	第 号	根 拠 等	<input type="checkbox"/> 条例第3条第1項（ 年 月 日）
				<input type="checkbox"/> 条例第15条第1項（ 年 月 日）
				<input type="checkbox"/> 条例附則第2項
名 称				
所 在 地				
届 出 の 内 容				
変更の日の繰上げ 希 望 日	年 月 日			
公害の防止に支障 のないことの理由				
連 絡 先	部 課 係			
	担当者氏名			
	電 話 番 号	(内線)		

(注意) □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

(A 4)

## 第13号様式（第18条第2項）

(表)

## 指定事業所に係る変更届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市長

届出者 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第10条の規定により次のとおり届け出ます。

指 定 事 業 所 の 名 称 等	許可番号 第 号	根 拠 等	<input type="checkbox"/> 条例第3条第1項(年 月 日)
			<input type="checkbox"/> 条例第15条第1項(年 月 日)
			<input type="checkbox"/> 条例附則第2項
名 称			
所 在 地			
変 更 事 項	<input type="checkbox"/> 許可申請者の氏名、名称又は住所の変更 <input type="checkbox"/> 法人の代表者の氏名の変更 <input type="checkbox"/> 指定事業所の名称の変更 <input type="checkbox"/> 業種の変更 <input type="checkbox"/> 指定作業の廃止 <input type="checkbox"/> 指定施設の使用の廃止又は除却 <input type="checkbox"/> 指定施設の構造の変更 <input type="checkbox"/> 排水の排出先の変更		

(A 4)

(裏)

変更内容	変更前		変更後	
変更理由				
変更年月日	年 月 日			
連絡先	部 課 係 担当者氏名 電話番号 (内線)			

- (注意) 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
- 2 指定施設（ばい煙発生施設に限る。）の使用の廃止若しくは除却又は構造の変更（当該施設を廃止若しくは除却又はその構造の変更をすることにより、事業所に設置されているばい煙発生施設が全廃された場合を除く。）をしたときは、第3号様式に掲げる「粒子状物質の排出量明細書」を添付してください。

第14号様式（第20条）

## 指定事業所に係る地位承継届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市長

届出者 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第11条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

指 定 事 業 所 の 名 称 等	許可番号	第 号	根 拠 等	<input type="checkbox"/> 条例第3条第1項(年月日)
				<input type="checkbox"/> 条例第15条第1項(年月日)
				<input type="checkbox"/> 条例附則第2項
名 称	承継前			
	承継後			
所 在 地				
承継の理由				
承継年月日 年 月 日				
承 継 前 の 事 業 者	氏名又は名称			
	住 所			
連 絡 先	部 課 係			
	担当者氏名			
	電話番号	(内線)		

(注意) □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

(A 4)

第15号様式（第21条）

## 指定事業所廃止等届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市長

届出者 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

電話番号

横浜市生活環の境保全等に関する条例第12条の規定により次のとおり届け出ます。

指 定 事 業 所 の 名 称 等	許可番号	第一号	根 拠 等	<input type="checkbox"/> 条例第3条第1項(年 月 日)
				<input type="checkbox"/> 条例第15条第1項(年 月 日)
				<input type="checkbox"/> 条例附則第2項
名 称				
所 在 地				
廃 止 等 年 月 日	年 月 日			
届 出 の 事 由	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 設置計画の中止			
廃 止 等 の 理 由				

(注意) 1 のある欄には、該当する□内に印を記入してください。

2 移転による廃止等の場合は、移転先の所在地を廃止等の理由の欄に記入してください。

(A 4)

## 第16号様式（第22条第3項）

## 指定事業所現況届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市長

届出者 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第15条第2項の規定により関係書類を添えて次  
とおり届け出ます。

指定事業所 の名称等	名 称		
	所在 地		
指定事業所で行う作業	條例別表の作業	別表第1に掲げる作業の内容	
		作業番号( )	使用施設( )
		作業番号( )	使用施設( )
		作業番号( )	使用施設( )
		作業番号( )	使用施設( )
		作業番号( )	使用施設( )
		作業番号( )	使用施設( )
事 業 開 始 年 月 日	年 月 日		
他の公害関係法規等の 手 続 状 況			
連絡先	部 課 係 担当者氏名 電 話 番 号		
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 指定事業所概要書 <input type="checkbox"/> 公害防止方法現況書 <input type="checkbox"/> その他( )		

- (注意) 1 条例別表の作業の欄には、条例別表の1から68までの作業についてはその作業名を、同表の69の作業については別表第1の69の項の作業の内容の欄に掲げる作業の作業名を記入してください。  
 2 別表第1に掲げる作業の内容の欄には、同表の作業の番号を作業番号の( )内に、施設の番号を使用施設の( )内にそれぞれ記入してください。  
 3 他の公害関係法規等の手続状況の欄には、公害関係の法令のほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法等の手続を行った状況について記入してください。  
 4 添付書類の欄に掲げる書類は、第2号様式又は第3号様式を用いるものとし、添付した書類には□内にレ印を記入してください。その他の書類を添付した場合には、その添付した書類の名称を( )内に記入してください。

(A 4)

第17号様式（第27条）

(表)

## 環境管理事業所認定申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

申請者 住 所  
氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第18条第2項の規定により環境管理事業所として認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

指 定 事 業 所 の 名 称 等	許可番号	第 号	根 拠 等	<input type="checkbox"/> 条例第3条第1項(年月日)
				<input type="checkbox"/> 条例第15条第1項(年月日)
				<input type="checkbox"/> 条例附則第2項
名 称				
所 在 地				
環境管理・監査の体制				
環境に関する方針				
指定作業及び指定作業を行うために事業所に配置される施設の概要				
審査を行った審査登録機関の名称				
登 錄 番 号				

(A 4)

(裏)

登録の有効期限	年 月 日	
登録の範囲		
条例第27条の規定による 排煙の測定結果		
条例第30条の規定による 排水の測定結果		
条例 第 1 5 5 条の規定に		
連絡先	部	課 係
	担当者氏名	
	電話番号	(内線)

- (注意) 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。  
 2 環境管理・監査の体制に係る組織図を添付してください。  
 3 条例第27条の規定による排煙の測定結果及び条例第30条の規定による排水の測定結果の欄には、当該規定の適用がある場合に記入してください。

## 第18号様式（第30条）

## 環境管理事業所に係る変更届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市長

届出者 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第21条の規定により次のとおり届け出ます。

指定事業所の名称等	許可番号	第 号	根拠等	<input type="checkbox"/> 条例第7条第1項（年月日）	
				<input type="checkbox"/> 条例第17条第1項（年月日）	
				<input type="checkbox"/> 条例附則第2項	
名 称					
所 在 地					
変更事項	<input type="checkbox"/> 環境管理・監査の体制 <input type="checkbox"/> 環境に関する方針 <input type="checkbox"/> 指定作業及び指定作業を行うために事業所に配置される施設 <input type="checkbox"/> その他				
	変 更 前		変 更 後		
変更内容					
変更理由					
	変更年月日		年 月 日		
連絡先	部 課 担当者氏名 電話番号 (内線)				

(注意) 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

2 変更に係る指定施設（ばい煙発生施設に限る。）で使用する燃料の種類  
 若しくは使用量の変更、当該施設において用いられる原料の種類若しくは  
 使用量の変更又は事業所から排出される粒子状物質の排出量等に変更があ  
 ったときは、第3号様式に掲げる「粒子状物質の排出量明細書」を添付し  
 てください。

(A 4)

第19号様式（第45条第2項）

(表)

## 不飽和ポリエスチル樹脂塗布作業開始届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市長

届出者 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第49条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

事業所の名称等	名 称	
	所 在 地	
作業開始年月日	年 月 日	
作 業 時 間	時から	時まで ( 時間 )
区 域	<input type="checkbox"/> 市街化区域 (用途地域) <input type="checkbox"/> 市街化調整区域	
不飽和ポリエスチル樹脂塗布作業を行う場所		
不飽和ポリエスチル樹脂塗布作業を行う場所の周辺の状況		

(A 4)

(裏)

敷地・建物の状況	敷地面積 (m <sup>2</sup> )			
	建物・設備の配置			
	建物の規模			
	建物の構造			
	建築面積 (m <sup>2</sup> )			
	作業場面積 (m <sup>2</sup> )			
作業工程				
公害の防止の方法に関する計画	粉じん	発生源の概要		
		処理方法	<input type="checkbox"/> 粉じんが飛散しにくい構造の建物内で作業を実施 <input type="checkbox"/> 集じん設備の設置 <input type="checkbox"/> 散水設備の設置 <input type="checkbox"/> 防じんカバー等の設置 <input type="checkbox"/> その他の処理方法 ( )	
		発生源の概要		
		処理方法	<input type="checkbox"/> 悪臭の漏れにくい構造の建物内で作業を実施 <input type="checkbox"/> 脱臭設備の設置 <input type="checkbox"/> 悪臭を発生する作業は屋内で実施 <input type="checkbox"/> 周辺に影響を及ぼさない位置で作業を実施 <input type="checkbox"/> 悪臭を発生する原材料等の保管 (保管方法 : ) <input type="checkbox"/> その他の処理方法 ( )	
		悪臭		
	連絡先	部	課	係
		担当者氏名		
		電話番号		(内線)

(注意) □のある欄には、該当する□内にレ印を記入し、用途地域は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の種類を( )内に記入してください。

## 第20号様式（第45条第3項）

## 不飽和ポリエスチル樹脂塗布作業に係る変更届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市長

届出者 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第49条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

事業所の名称等	開始届出年月日	<input type="checkbox"/> 条例第51条第1項 ( 年 月 日 )	
		<input type="checkbox"/> 条例附則第22項 ( 年 月 日 )	
	名 称		
所 在 地			
変更事項	<input type="checkbox"/> 届出者の氏名、名称又は住所の変更 <input type="checkbox"/> 法人の代表者の氏名の変更 <input type="checkbox"/> 事業所の名称の変更 <input type="checkbox"/> 作業を行う場所の変更 <input type="checkbox"/> 作業の内容の変更 <input type="checkbox"/> 公害の防止のための装置の変更		
	変 更 前	変 更 後	
変更理由			
変更年月日	年 月 日		
連絡先	部 課 係		
	担当者氏名 電話番号 (内線)		

(注意) □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

(A 4)

第21号様式（第45条第3項）

## 不飽和ポリエスチル樹脂塗布作業に係る中止届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市長

届出者 住 所

氏 名

（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

横浜市生活環境の保全等に関する条例第49条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

事業所の名称等	開始届出年月日	<input type="checkbox"/> 条例第51条第1項 ( 年 月 日 ) <input type="checkbox"/> 条例附則第22項 ( 年 月 日 )
	名 称	
	所 在 地	
中 止 年 月 日	年 月 日	
中 止 の 理 由		
連 絡 先	部 課 係 担当者氏名 電 話 番 号	(内線)

(注意) □のある欄には、該当する□内に印を記入してください。

(A 4)

## 第22号様式（第51条第4項）

(表)

## 夜間営業開始届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市長

届出者 住所  
氏名

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第55条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

夜間営業店舗等の名称等	名 称	
	所 在 地	
夜間営業開始年月日	年 月 日	
店舗・施設面積 (m <sup>2</sup> )	m <sup>2</sup>	
開 店 時 刻	時 分	
閉 店 時 刻	時 分	
駐車施設	収容台数	台
	利用できる時間帯	時 分から 時 分まで
駐輪施設	収容台数	台
	利用できる時間帯	時 分から 時 分まで
荷さばきを行う時間帯	時 分から 時 分まで (夜間における荷さばきの回数 回)	
用 途 地 域		

(A 4)

(裏)

公害の防止の方法に関する計画	夜間営業店舗等の周辺の状況	<input type="checkbox"/> 店舗と住居が近接 <input type="checkbox"/> 駐車施設又は駐輪施設と住居が近接
	予想される騒音の種類	<input type="checkbox"/> 利用者の自動車等の発着音及び扉の開閉音等 <input type="checkbox"/> 利用者の話し声及び足音等
	防 止 方 法	<input type="checkbox"/> 防音壁の設置 <input type="checkbox"/> 周辺に騒音による影響を及ぼさない構造の建物内で営業を実施 <input type="checkbox"/> 周辺に騒音による影響を及ぼさない構造の駐車施設を設置 <input type="checkbox"/> 周辺に騒音による影響を及ぼさない構造の駐輪施設を設置 <input type="checkbox"/> 店舗及び駐車場等への誘導のための警備員を配置（人） <input type="checkbox"/> 周辺に騒音による影響を及ぼさない位置で荷さばきの作業を実施 <input type="checkbox"/> 騒音防止のための啓発行為を実施 <input type="checkbox"/> その他の防止方法
	添付書類	1 案内図 2 夜間営業店舗等の敷地内における店舗の配置図及び面積 3 駐車施設、駐輪施設の配置図及びその合計面積 4 荷さばきを行う場所の配置図 5 公害の防止の方法に関する計画の欄の□内にレ印を記入した内容に関する説明資料 <input type="checkbox"/> その他（ ）
連絡先	部 課 係 担当者氏名 電話番号 (内線)	

- (注意) 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。  
 2 添付書類の欄について、その他の書類を添付した場合は、□内にレ印を記入し、その添付した書類の名称を（ ）内に記入してください。

第23号様式（第51条第5項）

(表)

## 夜間営業に係る変更計画届出書

年 月 日

(届出先)  
横浜市長届出者 住所  
氏名

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第55条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

夜間営業店舗等の名称等	開始届出年月日	<input type="checkbox"/> 条例第55条第1項 ( 年 月 日 ) (平成15年4月1日以後に夜間営業を開始)
		<input type="checkbox"/> 条例附則第9項 ( 年 月 日 ) (平成15年4月1日前に夜間営業を開始)
	名 称	
所在 地		
変更事項	<input type="checkbox"/> 夜間営業を開始する日の変更 <input type="checkbox"/> 夜間営業店舗等の店舗・施設面積の変更 <input type="checkbox"/> 夜間営業店舗等の開店又は閉店時刻の変更（閉店時刻の繰上げを除く） <input type="checkbox"/> 夜間営業に伴って生ずるおそれのある騒音による公害の防止の方法に関する計画の変更 <input type="checkbox"/> 夜間営業店舗等の敷地内における店舗の位置 <input type="checkbox"/> 夜間営業店舗等を利用する者のために設置される駐車施設若しくは駐輪施設の位置若しくは面積又は当該施設を利用できる時間帯の変更 <input type="checkbox"/> 荷さばきを行う場所又は時間帯の変更	

(A 4)

(裏)

変更内容	変更前	変更後
変更年月日	年月日	
連絡先	部 担当者氏名 電話番号	課 (内線)

(注意) □のある欄には、該当する□内に印を記入してください。

## 第24号様式（第51条第6項）

## 夜間営業に係る変更届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市長

届出者 住所  
氏名

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第55条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

夜間営業店舗等の名称等	開始届出年月日	<input type="checkbox"/> 条例55条第1項 ( 年 月 日 ) (平成15年4月1日以後に夜間営業を開始)
		<input type="checkbox"/> 条例附則第9項 ( 年 月 日 ) (平成15年4月1日前に夜間営業を開始)
	名 称	
所在 地		
変更事項	<input type="checkbox"/> 届出者の氏名、名称又は住所の変更 <input type="checkbox"/> 法人の代表者の氏名の変更 <input type="checkbox"/> 夜間営業店舗等の名称の変更 <input type="checkbox"/> 夜間営業店舗等の所在地の変更 <input type="checkbox"/> 夜間営業店舗等の開店又は閉店時刻の変更（閉店時刻の繰上げに限る。）	
	変 更 前	変 更 後
変更内容		
	変更年月日	年 月 日
連絡先	部 課 係 担当者氏名 電話番号 (内線)	

(注意) □のある欄には、該当する□内に印を記入してください。

(A 4)

第25号様式（第51条第7項）

## 夜間営業に係る廃止等届出書

年　月　日

(届出先)

横浜市長

届出者　住 所  
氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第55条第4項の規定により次のとおり届け出ます。

夜間営業店舗等の名称等	開始届出年月日	<input type="checkbox"/> 条例第55条第1項（年　月　日） (平成15年4月1日以後に夜間営業を開始)
		<input type="checkbox"/> 条例附則第9項（年　月　日） (平成15年4月1日前に夜間営業を開始)
名 称		
所 在 地		
廃 止 等 年 月 日	年　月　日	
届 出 の 事 由	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 条例第55条第1項に非該当 ( )	
廃 止 又 は 条 例 第 5 5 条 第 1 項 に 非 該 当 と な つ た 理 由	<input type="checkbox"/> 夜間に営業を営むことをやめた。 <input type="checkbox"/> 店舗・施設面積が届出対象を下回った。 <input type="checkbox"/> 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗となった。 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
連 絡 先	部 課 係 担当者氏名 電 話 番 号	(内線)

- (注意) 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。  
 2 移転による廃止等の場合は、移転先の所在地を届出の事由の欄の( )内に記入してください。

(A 4)

## 第26号様式（第52条）

## 夜間営業に係る地位承継届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市長

届出者 住 所  
氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第56条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

夜間営業店舗等の名称等	開始届出年月日		<input type="checkbox"/> 条例第55条第1項 ( 年 月 日 ) (平成15年4月1日以後に夜間営業を開始)
			<input type="checkbox"/> 条例附則第9項 ( 年 月 日 ) (平成15年4月1日前に夜間営業を開始)
名称	承継前		
	承継後		
所在地			
承継の理由			
承継年月日			年 月 日
承継前の夜間営業者	氏名又は名称		
	住 所		
連絡先	部 課 係 担当者氏名 電話番号 (内線)		

(注意) □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

(A 4)

## 第27号様式(第61条第3項)

(1)

## 地下水採取許可申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

申請者 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第72条第1項の規定により地下水採取の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事業所の 名 称 等	名 称			
	所 在 地			
	業 種		資 本 金	千円
	主要な生産品目		従業員数	人
地下 水 採 取 を 行 う 場 所				
地下 水 採 取 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日		
地 下 水 採 取 予 定 量		㎥/日	揚水施設の数	
地 下 水 採 取 の 必 要 性				
他 の 水 源 を も っ て 地 下 水 に 代 え る こ と が 著 し く 困 難 で あ る 場 合 の 理 由				
連絡先	部 課 係 担当者氏名 電話番号 (内線)			

(A 4)

(2)

## 地下水の揚水施設の構造等

井戸	井戸の名称又は番号			
	さく井年月日	年月日	年月日	年月日
	深度(地表面下m)			
	側管の口径(mm)			
	ストレーナの位置 (地表面下m)	~ ~ ~	~ ~ ~	~ ~ ~
揚水機	種類、名称及び型式			
	原動機の出力(kW)			
	吐出口の口径(mm)			
	吐出口の断面積(cm <sup>2</sup> )			
	揚水能力(m <sup>3</sup> /h)(A)			
	1日平均使用時間(B)			
地下水の用途別使用予定量	揚水量(m <sup>3</sup> /日)(A×B)			
	ボイラ用(m <sup>3</sup> /日)			
	原料用(m <sup>3</sup> /日)			
	製品処理用(m <sup>3</sup> /日)			
	洗浄用(m <sup>3</sup> /日)			
	冷却用(m <sup>3</sup> /日)			
	防災・消防用(m <sup>3</sup> /日)			
	飲料用(m <sup>3</sup> /日)			
	農業用(m <sup>3</sup> /日)			
	散水用(m <sup>3</sup> /日)			
水量測定器	その他(m <sup>3</sup> /日)			
	計(m <sup>3</sup> /日)			
水量測定器	種類、名称及び型式			
	口径(m m)			
	検定合格年月日	年月日	年月日	年月日
	使用開始(予定)年月日	年月日	年月日	年月日
水温(℃)				

(A 4)

(3)

水源別使用水量及びその割合					
水 源	水量(㎥/日)	割合(%)	水 源	水量(㎥/日)	割 合(%)
工業用水			海水		
水道水			淡水		
地表水			海水		
地下 水			その他		
添付書類	1 地下水の採取を行う場所の案内図 2 揚水施設の配置状況図 3 揚水施設の構造図 4 地下水の利用系統図 5 井戸の地質柱状図、揚水試験表等 6 井戸の水位測定基準面図				

(A 4)

## 第28号様式(第63条)

(1)

## 地下水採取に係る変更許可申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

申請者 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第75条第1項の規定により地下水採取に係る変更の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事業所の 名称等	許可番号	第 号 ( 年度)	
	根拠等	<input type="checkbox"/> 条例第72条第1項 ( 年 月 日) <input type="checkbox"/> 条例附則第2項	
	名称		
	所在地		
変更事項	<input type="checkbox"/> 揚水施設の数の変更	<input type="checkbox"/> 地下水の採取予定量の変更	
	<input type="checkbox"/> 揚水施設の位置の変更	<input type="checkbox"/> 地下水の用途の変更	
変更内容	<input type="checkbox"/> 揚水施設の構造の変更		
	( <input type="checkbox"/> 吐出口の断面積 <input type="checkbox"/> 揚水機の定格出力 <input type="checkbox"/> ストレーナーの位置)		
変更理由	変更前		
	変更後		
変更完了予定年月日	年 月 日		
連絡先	部 課 係 担当者氏名 電話番号 (内線)		

(注意) □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

(A 4)

(2)

地下水の揚水施設の構造等				
変更許可申請の該当項目		既・変・増・廃	既・変・増・廃	既・変・増・廃
井戸	井戸の名称又は番号			
	さく井年月日	年月日	年月日	年月日
	深度(地表面下m)			
	側管の口径(mm)			
	ストレーナー 位置(m)	変更前 ~	変更後 ~	~
揚水機	種類、名称及び型式			
	原動機の出力(kW)			
	吐出口の口径(mm)			
	吐出口の断面積(cm <sup>2</sup> )			
	揚水能力(m <sup>3</sup> /h)(A)			
地下水の用途別使用予定量	1日平均使用時間(B)			
	揚水量(m <sup>3</sup> /日)(A×B)			
	ボイラ用(m <sup>3</sup> /日)			
	原 料 用 (m <sup>3</sup> /日)			
	製品処理用(m <sup>3</sup> /日)			
水 量 測 定 器	洗浄用(m <sup>3</sup> /日)			
	冷却用(m <sup>3</sup> /日)			
	防災・消防用(m <sup>3</sup> /日)			
	飲料用(m <sup>3</sup> /日)			
	農業用(m <sup>3</sup> /日)			
	散水用(m <sup>3</sup> /日)			
	その他(m <sup>3</sup> /日)			
	計(m <sup>3</sup> /日)			
	種類、名称及び型式			
	口 径(mm)			
検定合格年月日		年月日	年月日	年月日
使用開始(予定)年月日		年月日	年月日	年月日
水 温(℃)				

(A 4)

(3)

水源別使用水量及びその割合					
水 源	水量(m <sup>3</sup> /日)	割合(%)	水 源	水量(m <sup>3</sup> /日)	割合(%)
工業用水			海 水		
水道水			回 收 水	淡 水	
地表水				海 水	
地下水			そ の 他		
変更に係る 添付書類	<input type="checkbox"/> 地下水の採取を行う場所の案内図 <input type="checkbox"/> 揚水施設の配置状況図 <input type="checkbox"/> 揚水施設の構造図 <input type="checkbox"/> 地下水の利用系統図 <input type="checkbox"/> 井戸の地質柱状図、揚水試験表等 <input type="checkbox"/> 井戸の水位測定基準面図				

(注意) 1 「既」とは既に設置されている揚水施設のうち、本申請に際して変更のないものを、「変」とは本申請に際して変更するものを、「増」とは本申請に際して揚水施設を増設するものを、「廃」とは本申請に際して揚水施設の廃止をするものをいいます。

2 変更に係る添付書類の欄の□には、当該変更に係る添付した書類を□内にレ印で記入してください。

(A 4)

## 第29号様式（第64条）

## 地下水採取に係る変更届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市長

届出者 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第76条の規定により次のとおり届け出ます。

事業所の 名 称 等	許 可 番 号	第 号 ( 年 度 )
	根 拠 等	<input type="checkbox"/> 条例第72条第1項 ( 年 月 日) <input type="checkbox"/> 条例附則第2項
	名 称	
	所 在 地	
変 更 事 項	<input type="checkbox"/> 許可申請者の氏名、名称又は住所の変更 <input type="checkbox"/> 法人代表者の氏名の変更	
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 理 由		
変 更 年 月 日		年 月 日
連絡先	部 課 係 担当者氏名 電話番号 (内線)	

(注意) □のある欄には、該当する□内に△印を記入してください。

(A 4)

## 第30号様式（第65条）

## 地下水採取に係る地位承継届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市長

届出者 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第77条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

事業所の 名称等	許可番号	第 号 ( 年度 )
	根 拠 等	<input type="checkbox"/> 条例第72条第1項 ( 年 月 日 ) <input type="checkbox"/> 条例附則第2項
	名称	変更前
		変更後
		所在 地
承継理由		
承継年月日		年 月 日
承継前の 事業者	氏名又は名称	
	住 所	
連絡先	部 課 係 担当者氏名 電話番号 (内線)	

(注意) □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

(A 4)

## 第31号様式（第66条）

## 地下水採取に係る廃止届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市長

届出者 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第78条の規定により次のとおり届け出ます。

事業所の 名 称 等	許可番号	第 号 ( 年度 )
	根拠等	<input type="checkbox"/> 条例第72条第1項 ( 年 月 日 ) <input type="checkbox"/> 条例附則第2項
	名 称	
	所 在 地	
廃 止 年 月 日		年 月 日
廃 止 理 由		
連絡先	部 課 係 担当者氏名 電話番号 (内線)	

(注意) □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

(A 4)

## 第32号様式（第67条第2項）

(表)

## 地下水採取量及び水位測定結果報告書

年 月 日

(報告先)

横浜市長

報告者 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第81条の規定により次のとおり報告します。

事業所の 名称等	許可番号	第 号 ( 年度 )
	根拠等	<input type="checkbox"/> 条例第72条第1項 ( 年 月 日 ) <input type="checkbox"/> 条例附則第2項
	名称	
	所在地	
揚水施設の数		
連絡先	部 課 係 担当者氏名 電話番号 (内線)	

(注意) □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

(A 4)

(裏)

井戸の名称又は番号								
		月	月	月	月	月	月	計
月間稼働日数 (日) (A)								
運転時間 (h/日)								
月間揚水量 (m <sup>3</sup> ) (B)								
日平均揚水量 (m <sup>3</sup> /日) (B/A)								
静 止 水 位	測定日時	日 ：						
	地表面下 (m)							
地下 水 位	測定日時	日 ：						
	地表面下 (m)							
自由 地 下 水 位	測定日時	日 ：						
	地表面下 (m)							
揚水施設の運転状況								

(注意) 裏面は、1井ごとに別紙で作成してください。

第33号様式（第91条第2項）

(表)

## 非常時応急措置等完了報告書

年 月 日

(報告先)

横浜市長

報告者 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第149条第3項の規定により次のとおり報告します。

事業所の名称等	名 称			
	所 在 地			
事 故 原 因				
放 出 又 は 発 生 物 質				
経 過	事故発生日時	年 月 日	午 前 午 後	時 分
	通 報 日 時	年 月 日	午 前 午 後	時 分
	通 報 機 関			
	措置命令受信日時	年 月 日	午 前 午 後	時 分
	措 置 完 了 日 時	年 月 日	午 前 午 後	時 分
措 置 内 容				
措置完了時における原因物質の放出量又は発生量				

(A 4)

(裏)

措置後の公害発生状況			
摘要			
連絡先	部	課	係
	担当者氏名	電話番号	(内線)

(注意) 摘要の欄には、指定事業所にあっては許可番号及び許可を受けた根拠条文を、また不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業を行っている指定外事業所にあっては届出番号及び届出をした根拠条文を記入してください。

第34号様式(第93条)

(表)

第 号

## 身 分 証 明 書

写

真

所 屬

氏 名

年 月 日 生

上記の者は、横浜市生活環境の保全等に関する条例第154条第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。

年 月 日

横浜市長

印

(縦5.5センチメートル、横9センチメートル)

(裏)

## 横浜市生活環境の保全等に関する条例(抜粋)

## (立入検査)

第154条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に事業所その他の場所に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 4 事業所において発生する排煙を大気中に排出する事業者又は排水を排出する事業者は、排煙量等又は排水の汚染状態を測定するための試料を採取するために必要な設備を設ける等により第1項の立入検査に協力しなければならない。

第162条 次のいずれかに該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。

- (5) 第154条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者